

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年6月29日

【事業年度】 第30期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

【会社名】 株式会社 トリドールホールディングス

【英訳名】 TORIDOLL Holdings Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 粟田 貴也

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号

【電話番号】 03(4221)8900(代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部 財務部長 山口 聡

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号

【電話番号】 03(4221)8900(代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部 財務部長 山口 聡

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第26期	第27期	第28期	第29期	第30期
決算年月		2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上収益	(百万円)	95,587	101,779	116,504	145,022	156,478
税引前利益	(百万円)	8,117	8,466	7,175	1,337	2,837
親会社の所有者に帰属する当期利益	(百万円)	5,212	5,631	4,665	267	1,956
親会社の所有者に帰属する当期包括利益	(百万円)	4,889	5,086	3,019	902	1,626
親会社の所有者に帰属する持分	(百万円)	29,989	34,203	36,242	33,979	45,427
資産合計	(百万円)	57,793	64,011	111,525	117,979	209,978
1株当たり親会社所有者帰属持分	(円)	346.24	394.22	417.07	399.01	532.32
基本的1株当たり当期利益	(円)	60.28	64.95	53.72	3.11	21.21
希薄化後1株当たり当期利益	(円)	60.10	64.64	53.33	3.09	21.14
親会社所有者帰属持分比率	(%)	51.9	53.4	32.5	28.8	21.6
親会社所有者帰属持分当期利益率	(%)	18.9	17.5	13.2	0.8	4.9
株価収益率	(倍)	18.8	18.6	36.1	359.4	54.5
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	8,578	9,743	9,862	8,416	29,593
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	6,194	8,769	39,860	14,210	12,986
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	7,324	102	35,039	5,534	5,190
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	10,094	11,183	14,798	14,398	25,801
従業員数 [外、平均臨時雇用者数]	(人)	954 [10,927]	1,077 [11,425]	3,811 [12,690]	3,871 [13,084]	4,139 [15,358]

(注) 1. 売上収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 百万円未満を四捨五入して記載しております。

3. 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第26期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり親会社所有者帰属持分」、「基本的1株当たり当期利益」および「希薄化後1株当たり当期利益」を算定しております。

4. 従業員数欄の[外書]は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間勤務換算による月平均人数)であります。

5. 国際会計基準(以下「IFRS」という。)に基づいて連結財務諸表を作成しております。

6. 当連結会計年度よりIFRS第16号「リース」を適用しております。

7. 前連結会計年度に行った企業結合について、前連結会計年度においては取得原価の配分が完了していなかったため暫定的な会計処理を行いました。当連結会計年度において当該配分が完了したことから、前連結会計年度の連結財務諸表を遡及修正しております。

遡及修正の内容については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記6. 子会社の取得」をご参照ください。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第26期	第27期	第28期	第29期	第30期
決算年月		2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高	(百万円)	89,611	80,095	72,310	77,368	78,728
経常利益	(百万円)	9,498	8,018	8,382	8,562	3,960
当期純利益又は当期純損失 ()	(百万円)	5,467	4,747	5,182	1,576	9
資本金	(百万円)	3,927	3,995	4,057	4,100	4,181
発行済株式総数	(株)	43,306,500	43,380,200	43,448,845	43,489,576	43,571,676
純資産額	(百万円)	28,505	32,384	36,602	35,029	35,176
総資産額	(百万円)	53,601	56,681	99,173	105,991	122,915
1株当たり純資産額	(円)	326.17	369.91	417.42	406.90	407.29
1株当たり配当額 (内、1株当たり中間 配当額)	(円)	24.00 (-)	26.00 (-)	26.50 (-)	1.50 (-)	12.50 (-)
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額 ()	(円)	63.24	54.75	59.68	18.37	0.10
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	(円)	63.05	54.49	59.25	18.28	-
自己資本比率	(%)	52.7	56.6	36.6	32.7	28.3
自己資本利益率	(%)	21.3	15.7	15.2	4.4	-
株価収益率	(倍)	18.0	22.1	32.5	60.8	-
配当性向	(%)	19.0	23.7	22.2	4.1	-
従業員数 [外、平均臨時雇用者数]	(人)	728 [10,522]	167 [89]	164 [44]	205 [14]	189 [16]
株主総利回り	(%)	138.2	148.6	237.5	139.2	75.4
(比較指標：TOPIX)	(%)	(87.3)	(98.0)	(111.2)	(103.1)	(90.9)
最高株価	(円)	2,590	3,300	4,295	4,125	1,210 (3,170)
最低株価	(円)	1,376	1,890	2,323	1,642	1,080 (1,796)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 百万円未満を四捨五入して記載しております。

3. 第30期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

4. 第30期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。

5. 第30期の株価収益率および配当性向については、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

6. 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第26期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額」および「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」を算定しております。なお、1株当たり配当額については、当該株式分割前の期末の配当額を記載しております。

7. 従業員数欄の[外書]は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間勤務換算による月平均人数)であります。

8. 当社は、2016年10月1日付で持株会社に移行しました。これにより第27期の主な経営指標等は、第26期以前と比較して変動しております。

9. 最高株価および最低株価は東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。また、当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第30期の株価については株式分割による権利落ち後の最高株価および最低株価を記載しており、()内に株式分割前の最高株価および最低株価を記載しております。

10. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第29期の期首から適用しており、第28期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

提出会社は、1985年8月に兵庫県加古川市において、当社代表取締役社長栗田貴也が個人事業として炭火焼鳥屋「トリドール三番館」を開店したのに始まり、1990年6月に有限会社トリドールコーポレーションに法人改組し、その後、洋風居酒屋「トリドール」の展開による事業拡大に伴い、1995年10月に株式会社トリドールに改組しております。

株式会社改組後の企業集団に係る経緯は、下表のとおりであります。

年月	事項
1995年10月	株式会社トリドール設立
1998年4月	和風焼鳥ファミリーダイニングとして「日の出食堂」開店
1999年3月	洋風居酒屋「トリドール」を和風焼き鳥ファミリーダイニング「とりどーる」へ転換開始 (これに伴い「日の出食堂」も「とりどーる」へ名称変更)
2000年11月	セルフうどんの新業態として「丸亀製麺加古川店」(兵庫県加古川市)開店
2003年9月	ショッピングセンターのフードコートエリアに「丸亀製麺プロメナ店」(兵庫県神戸市)開店
2004年9月	焼きそばの新業態として「長田本庄軒イトーヨーカ堂明石店」(兵庫県明石市)開店
2005年4月	ラーメンの新業態として「丸醬屋イオン苫小牧店」(北海道苫小牧市)開店
2006年2月	東京証券取引所マザーズ市場に上場
2007年10月	神戸市中央区に本社を移転
2008年12月	東京証券取引所第一部に市場変更
2011年4月	ハワイのホノルルに海外1号店を開店
2012年1月	タイのバンコクにフランチャイズ1号店を開店
2012年8月	韓国ソウルに、TORIDOLL KOREA CORPORATIONを設立(現・連結子会社)
2012年9月	中国香港に東利多控股有限公司を設立(現・連結子会社)
2012年12月	中華民国台北に台湾東利多股份有限公司を設立(現・連結子会社)
2013年4月	米国ハワイにGEORGE'S DONUTS CORPORATION(現・GEORGE'S CORPORATION)を設立(現・連結子会社)
2013年4月	米国デラウェアにあるDREAM DINING CORPORATION(現・TORIDOLL DINING CORPORATION)の株式取得 (現・連結子会社)
2014年4月	ケニアナイロビにTORIDOLL KENYA LIMITEDを設立
2015年6月	オランダアムステルダムにあるWOK TO WALK FRANCHISE B.V.の株式取得(現・連結子会社)
2016年2月	マレーシアクアラランプールにあるUTARA 5 FOOD AND BEVERAGE SDN BHDの株式取得(現・持分法適用共同支配企業)
2016年5月	日本国内にある株式会社ソノコの株式取得(現・連結子会社)
2016年10月	会社分割(吸収分割)により、当社の日本国内における店舗事業(本社・本社管理機能を除く。)を株式会社トリドール分割準備会社に承継し、持株会社体制へ移行するとともに、当社は商号を株式会社トリドールホールディングスに、株式会社トリドール分割準備会社は商号を株式会社トリドール(現・連結子会社。2017年10月に株式会社トリドールジャパンに商号変更)に変更
2017年8月	日本国内にある株式会社アクティブソースの株式取得(現・連結子会社)
2017年12月	日本国内にある株式会社ZUNDの株式取得(現・連結子会社)
2018年1月	香港にあるJOINTED-HEART CATERING HOLDINGS LIMITED(現・Tam Jai International Co.Limited)およびそのグループ会社、STRENGTHEN POWER CATERING LIMITED、BEST NEW MANAGEMENT LIMITEDおよびそのグループ会社を取得(2019年9月30日に、Tam Jai International Co.Limitedを存続会社として、BEST NEW MANAGEMENT LIMITEDおよびSTRENGTHEN POWER CATERING LIMITEDを吸収合併)
2018年12月	シンガポールにあるMC GROUP PTE.LTD.の株式取得(現・連結子会社)
2019年11月	2020年4月1日を効力発生日として会社分割(吸収分割)の方式により、当社の連結子会社である株式会社トリドールジャパン(現・連結子会社。2020年4月に株式会社丸亀製麺に商号変更)の事業の一部を株式会社トリドールジャパン分割準備会社(現・連結子会社。2020年4月に株式会社トリドールジャパンに商号変更)、株式会社肉のヤマキ商店分割準備会社(現・連結子会社。2020年4月に株式会社肉のヤマキ商店に商号変更)に承継することを決議
2020年4月	簡易株式交換により株式会社ZUND及び株式会社アクティブソースを完全子会社化

3【事業の内容】

当社グループは、当社および連結子会社59社、共同支配企業および関連会社42社で構成されており、直営およびフランチャイズによる外食事業を営んでおります。

なお、当連結会計年度より報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 5. 事業セグメント」に記載のとおりであります。

現在、当社グループが展開する主な業態は、主力業態であるセルフうどんの「丸亀製麺」をはじめとして、ハワイアンパンケーキおよびコーヒーを提供するコナズ珈琲の「カフェ」、かつ丼、トンテキ専門店の「豚屋とん一」であります。

海外における店舗展開といたしましては、各国直営店にて出店を進めたほか、合弁会社またはフランチャイズ(以下「FC等」という。)においても出店を進めた結果、海外における当連結会計年度末の店舗数は628店舗(うち、FC等438店舗)となりました。

その他業態としては、国内におきましては、創業業態である焼き鳥ファミリーダイニングの「とりどーる」、ラーメン業態である「丸醤屋」、焼きそば業態である「長田本庄軒」、天ぷら定食の「まきの」、ラーメン業態である「ずんどう屋」、大衆酒場業態である「晩杯屋」等を展開しており、国内における当連結会計年度末の店舗数は212店舗(うち、FC等6店舗)となりました。

これにより、当社グループによる当連結会計年度末の店舗数は1,781店舗(うち、FC等444店舗)となりました。

当社グループでは、「できたて感」「手づくり感」を重視し、オープンキッチンを採用し、調理シーンを楽しく見ていただける臨場感あふれる店舗を共通の特徴とし、特に「丸亀製麺」等、麺を主力商品とする業態店舗は、製麺機を店内に設置し製麺を行うなど、エンターテインメント性にあふれた店舗づくりを行っております。

セグメント	業態	業態コンセプト	直営店		FC等
			ロードサイド	ショッピングセンター	
丸亀製麺	セルフうどん	本物のうどんのおいしさを、セルフ形式で提供する讃岐うどん専門店で、各店舗に製麺機を設置し、「打ちたて」、「ゆでたて」を実現し、オープンキッチンを採用し、お客様の目の前で調理を行うなど「できたて感」、「手づくり感」、「安心感」を感じていただける臨場感あふれる店舗です。 (想定平均顧客単価:500円前後) (主な関係会社)株式会社トリドールジャパン	654店	191店	-
カフェ	カフェ	シグネチャーアイテムである手づくりのハワイアンパンケーキの他、お腹いっぱい満たされるボリュームなロコモコ、ガーリックシュリンプ等のハワイアンフードや、店内焙煎のコーヒーなどを「ハワイローカルのリビング」に在るような雰囲気の内店で、ゆっくりとお楽しみいただける店舗です。 (想定平均顧客単価:1,600円前後) (主な関係会社)株式会社トリドールジャパン	36店	5店	-
豚屋とん一	かつ丼 トンテキ 専門店	豚肉の旨みと柔らかさを追求したかつ丼、トンテキの専門店です。 (想定平均顧客単価:800円前後) (主な関係会社)株式会社トリドールジャパン	5店	50店	-
海外事業	海外における 飲食事業全般	28の国と地域で直営店およびFC等にて出店しております。 (主な関係会社) Tam Jai International Co.Limited、MARUGAME UDON USA,LLC、台湾東利多股份有限公司、WOK TO WALK FRANCHISE B.V.	190店		438店
その他	-	「とりどーる」、「丸醤屋」、「長田本庄軒」、「まきの」、「SONOKO」、「ずんどう屋」、「晩杯屋」等が含まれております。 (主な関係会社)株式会社トリドールジャパン、株式会社ソノコ、株式会社ZUND、株式会社アクティブソース	145店	61店	6店

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有(又は被所有)割合(%)	関係内容
(連結子会社) TORIDOLL KOREA CORPORATION (注)2	ソウル	4,910,000,000 ウォン	レストラン 経営等	100.0 [100.0]	役員の兼任1名 資金の貸付
東利多控股有限公司(注)2	香港	2,649,364,236 香港ドル	海外事業の 統括管理	100.0	役員の兼任1名
台湾東利多股份有限公司	台北	52,500,000 台湾ドル	レストラン 経営等	100.0 [100.0]	役員の兼任2名
GEORGE'S CORPORATION	ホノルル	1,250,000 米ドル	レストラン 経営等	100.0 [100.0]	役員の兼任1名 資金の貸付
TORIDOLL DINING CORPORATION	デラウェア	142 米ドル	持株会社	100.0	役員の兼任1名 資金の貸付
TORIDOLL DINING CALIFORNIA LLC (注)2	デラウェア	28,734,070 米ドル	レストラン 経営等	100.0 [100.0]	資金の貸付
TDインベストメント株式会社	神戸市 中央区	10,000,000円	外食関連企業に 対する投資	100.0	役員の兼任1名 資金の貸付 営業上の取引
TORIDOLL CAMBODIA COMPANY LIMITED	プノンペン	100,000 米ドル	レストラン 経営等	65.0 [65.0]	資金の貸付
WOK TO WALK FRANCHISE B.V.	アムステル ダム	18,000 ユーロ	レストラン 経営等	60.0	役員の兼任2名 資金の貸付
WOK TO WALK INTERNATIONAL, SOCIEDAD LIMITADA	バルセロナ	50,500 ユーロ	レストラン 経営等	60.0 [60.0]	-
株式会社トリドールジャパン (注)2、5、9	神戸市 中央区	10,000,000円	レストラン 経営等	100.0	設備の賃貸借 営業上の取引
株式会社ソノコ	東京都 港区	100,000,000円	化粧品販売等	100.0	資金の貸付
株式会社いなみ野ファーム	兵庫県 加古川市	10,000,000円	農産物の 販売等	70.0	役員の兼任1名
株式会社トリドールD&I	神戸市 中央区	10,000,000円	その他の事業	100.0	役員の兼任2名 営業上の取引
Tam Jai International Co.Limited (注)6、10	香港	20,000 香港ドル	レストラン 経営等	100.0 [100.0]	役員の兼任1名
MC GROUP PTE. LTD.	シンガポール	300,000 シンガポールドル	レストラン 経営等	70.0	役員の兼任1名 資金の貸付
株式会社トリドールビジネスソ リューションズ	神戸市 中央区	10,000,000円	その他の事業	100.0	営業上の取引
株式会社アクティブソース	東京都 品川区	90,000,000円	レストラン 経営等	80.3	役員の兼任1名 資金の貸付
株式会社ZUND	兵庫県 姫路市	30,000,000円	レストラン 経営等	80.0	役員の兼任1名
株式会社トリドールジャパン分割 準備会社(注)7	神戸市 中央区	10,000,000円	レストラン 経営等	100.0	役員の兼任1名 資金の貸付 営業上の取引
株式会社肉のヤマキ商店分割準備 会社(注)8	神戸市 中央区	10,000,000円	レストラン 経営等	100.0	資金の貸付 営業上の取引
MARUGAME UDON USA , LLC	デラウェア	3,301,000 米ドル	レストラン 経営等	83.0	役員の兼任1名
その他37社					

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有(又は被所有)割合(%)	関係内容
(持分法適用共同支配企業等) (注)4 TORIDOLL AND HEYI GROUP COMPANY LIMITED	ケイマン 諸島	90,000,000 米ドル	持株会社	37.0 [37.0]	役員の兼任2名
NODU FOODS COMPANY LIMITED	バンコク	400,000,000 タイバーツ	レストラン 経営等	40.0 [40.0]	役員の兼任2名
東利多和頤控股有限公司	香港	15,200,000 香港ドル	持株会社	37.0 [37.0]	-
上海東利多餐飲管理有限公司	上海	93,189,490 人民元	レストラン 経営等	37.0 [37.0]	-
北京東利多餐飲管理有限公司	北京	32,566,980 人民元	レストラン 経営等	37.0 [37.0]	-
UTARA 5 FOOD AND BEVERAGE SDN BHD	クアラルン プール	600,000 リンギット	レストラン 経営等	49.0	資金の貸付
SHORYU HOLDINGS LIMITED	ロンドン	234,551 ポンド	レストラン 経営等	38.7 [38.7]	役員の兼任1名 資金の貸付
Beyond Restaurant Group,LLC	アーバイン	3,331,238 米ドル	レストラン 経営等	40.0 [40.0]	役員の兼任1名 資金の貸付
丸龜製麵(香港)有限公司	香港	110,000 香港ドル	レストラン 経営等	37.0 [37.0]	-
その他33社					

(注)1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

2. 特定子会社に該当しております。

3. 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の[内書]は間接所有であります。

4. 共同支配企業および関連会社を「共同支配企業等」と表示しております。

5. 株式会社トリドールジャパンは、2020年4月1日に株式会社丸龜製麵に商号変更いたしました。

6. 2019年9月30日に、Tam Jai International Co.Limitedを存続会社として、BEST NEW MANAGEMENT LIMITEDおよびSTRENGTHEN POWER CATERING LIMITEDを吸収合併しております。

7. 2019年12月2日に株式会社トリドールジャパン分割準備会社として設立し、2020年4月1日に株式会社丸龜製麵の事業の一部を承継する吸収分割を行うとともに、同社の商号につきましては同日付で株式会社トリドールジャパンに商号変更いたしました。

8. 2019年12月2日に株式会社肉のヤマキ商店分割準備会社として設立し、2020年4月1日に株式会社丸龜製麵の事業の一部を承継する吸収分割を行うとともに、同社の商号につきましては同日付で株式会社肉のヤマキ商店に商号変更いたしました。

9. 株式会社トリドールジャパンについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上収益に占める割合が10%を超えております。2020年3月期に作成された日本基準に基づく財務諸表における主要な損益情報等は以下のとおりです。

主要な損益情報等	(1) 売上高	113,376百万円
	(2) 営業利益	1,928百万円
	(3) 当期純利益	1,359百万円
	(4) 資本合計	61百万円
	(5) 総資産額	4,744百万円

10. Tam Jai International Co.Limitedについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上収益に占める割合が10%を超えております。2020年3月期に作成されたIFRSに基づく財務諸表における主要な損益情報等は以下のとおりです。

主要な損益情報等	(1) 売上収益	23,575百万円
	(2) 営業利益	3,283百万円
	(3) 当期利益	2,582百万円
	(4) 資本合計	5,222百万円
	(5) 総資産額	15,317百万円

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
丸亀製麺	348 [10,268]
カフェ	72 [672]
豚屋とん一	27 [396]
海外事業	2,685 [1,695]
その他	357 [2,011]
全社(共通)	650 [316]
合計	4,139 [15,358]

- (注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
2. 従業員数欄の[外書]は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間勤務換算による月平均人数)であります。
3. 臨時従業員には、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
4. 全社(共通)は、特定のセグメントに区分できない営業部門および管理部門に所属している従業員であります。

(2) 提出会社の状況

2020年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
189 [16]	39.81	5.39	7,330

セグメントの名称	従業員数(人)
全社(共通)	189 [16]
合計	189 [16]

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
2. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。
3. 従業員数欄の[外書]は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間勤務換算による月平均人数)であります。
4. 臨時従業員には、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
5. 全社(共通)は、特定のセグメントに区分できない営業部門および管理部門に所属している従業員であります。

(3) 労働組合の状況

当社グループは、2004年5月に結成された労働組合があり、UAゼンセン(2012年11月6日に、UIゼンセン同盟とサービス・流通連合が統合して誕生した産業別組織で、正式名称を「全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟」という。)に加盟しております。従業員のうち、2020年3月末日現在の正社員組合員数は1,000人、臨時従業員のうち、2020年3月末日現在の組合員数は26,571人です。

また、株式会社トリドールジャパン、株式会社トリドールD&Iおよび株式会社トリドールビジネスソリューションズを除き他の連結子会社には、労働組合はありません。

なお、労使関係については円滑な関係にあり、特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 経営方針

当社グループは、「おもてなしの心」と「手づくり」「できたて」による食の感動を通じて“お客様と接する瞬間に、お客様のよろこびを最大化する”ことを追求し、常に変化を恐れず、果敢に挑戦を続けることで成長を遂げてまいりたいと考えております。

その思いをもとに「すべては、お客様のよろこびのために。」を経営理念としております。

(2) 経営環境

企業業績や雇用環境の改善が続き緩やかな回復傾向にあるものの、米中貿易摩擦問題をはじめ、中国経済の先行きや海外経済の不確実性が懸念されます。これに加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、景気の先行きは依然として不透明な状況にあり、感染拡大や長期化に伴い、臨時休業・営業時間短縮や消費の低迷などが懸念されます。

外食産業におきましては、労働力不足を背景とした人件費の上昇や原材料費の上昇、業種・業態を超えた競争の激化等により、厳しい経営環境が続いております。このような環境のもと、当社グループでは、利益重視の経営方針に基づき運営してまいりました。

今後、新型コロナウイルス感染症の当社グループへの影響につきましては、2020年度上期まで続き、その後徐々に通常営業に戻ると見込んでおり、売上および利益に及ぼすと想定されるリスクを最大限に考慮しつつ、販促費と本社コストの見直しによる圧縮により、不要不急のコストや投資を抑制します。その上で、丸亀製麺については、テイクアウトを段階的に拡大し、6月からうどん・丼のテイクアウトを全店で展開し、売上収益の向上を図ります。売上・収益が一定の基準に満たない業態については、コンセプトをはじめ商品・オペレーション等の見直しによる業態フォーマットを抜本的に見直すことにより、営業利益率の改善を図ります。海外につきましては、日本の丸亀製麺でのマーケティング施策の成功体験を形式知化し、各国にノウハウを展開し、売上収益の向上を図ります。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、「複数の成長軸をもつグローバル企業」となることを目指し、次の項目を指標に掲げております。

連結売上収益3,500億円（FC店の店舗売上を含む場合、5,000億円）

積極的な商品施策の実施や、優秀な人材の確保と育成に注力することにより、国内における安定的な売上を確保すると共に、海外においては、事業基盤（プラットフォーム）も活用し、独資・直営モデルだけでなく、JV、フランチャイズなど、パートナーのノウハウをレバレッジさせ成長を加速させることにより2026年3月期連結売上収益3,500億円（FC店の店舗売上を含む場合、5,000億円）の達成を目指してまいります。

ROE（親会社所有者帰属持分当期利益率）

投資収益性と成長性の2軸で事業（店舗）運営を判断し、双方のバランスを取りながら、キャッシュ・フローの最大化を目指し、高い株主還元を実現すると共に、企業価値の最大化を目指すためROEを重要な経営指標としてまいります。

(4) 優先的に対処すべき事業上および財務上の課題

当社グループは、主力業態である「丸亀製麺」を中心に好調な業績を維持してまいりましたが、より一層の飛躍のため、以下の課題について積極的に取り組み、複数の成長軸をもって業容の拡大を図ってまいります。

国内基盤の更なる強化、収益性の向上

QSCの維持・向上をはじめ、マーケティング施策や教育の充実等により既存店の強化を図るとともに、新業態の開発やM&Aにより、新たな成長軸を設け、更なる事業の安定化を目指してまいります。

また、人的効率の改善等を実施することにより収益性の向上を図ってまいります。

（注）QSCとは、飲食店における重要なキーワードで、Q:クオリティー（品質）、S:サービス、C:クリンリネス（清潔さ）を意味します。

グローバルマルチブランド戦略による展開

主力業態である「丸亀製麺」で創出した事業基盤を活かし、新たな付加価値を持つ業態を育成するグローバルマルチブランド戦略を展開してまいります。

なお、海外事業においては、地域の食文化に対応し展開を図っておりますが、進出国の許認可制度や不動産取引に関する商習慣などの影響によって、工期の延長、出店日の遅れを招くことも想定されます。

今後につきましては、出店立地の厳選、ノウハウの蓄積による効率的運営等を推し進め、海外事業のリスクを低減し収益性の向上に努めてまいります。

2【事業等のリスク】

以下には、当社グループの事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資判断上重要と考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、当社株式への投資に関するすべてのリスクを網羅するものではありませんのでご注意ください。

外食業界の動向および競争の激化について

当社グループの属する外食業界は、ファストフードチェーン大手が相次いで比較的高価格のフェアメニューを投入し、客単価アップを図るなど、景気の回復による個人消費の回復への期待感はあるものの、景気の不透明感から本格的な需要の回復には至らず、引き続き経営環境は厳しい状況が続いております。

このような環境のもと、当社グループは、「すべては、お客様のよろこびのために。」という経営理念のもと、「手づくり」「できたて」「臨場感」にこだわった店づくりにより、競合他社との差別化を図っております。また、QSCの維持・向上、教育の充実等を図るとともに経費削減策等を実施し、収益性を維持する方針であります。

しかしながら、外食市場の縮小、競争の激化等により既存店の売上収益が当社の想定以上に減少した場合、または経費削減策が奏功しなかった場合は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

店舗展開について

(a) 店舗展開の基本方針について

当社グループは、主に直営による店舗運営を行っております。今後も立地条件、賃借条件、店舗の採算性などを勘案し、出店を継続していく方針であります。

しかしながら、許認可手続きの遅れ等によるオープン日の遅延または、当社グループが期待する出店候補地が見つからない場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(b) ショッピングセンターへの出店について

当社グループの当連結会計年度末における国内直営店1,147店舗のうち、307店舗がショッピングセンターへの出店となっております。

当社グループは、今後もショッピングセンターへの出店を行っていく方針ですが、出店先のショッピングセンター等の立地において、商流の変化および周辺の商業施設との競合等が生じることによりショッピングセンター自体の集客力が低下した場合、また、今後新規ショッピングセンターの出店の減少、あるいはリニューアルの鈍化により当社グループへの出店要請が減少した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(c) ショッピングセンターに係る契約について

ショッピングセンターに係る契約の中には、最低売上収益の未達、資本構成または役員構成の重要な変更、役員数の過半数の変更、合併その他の営業に関する重大な変更等を原因として解除される可能性のある契約が存在するため、これらの事由が生じ、契約が解除された場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、ショッピングセンターにおいては、一賃貸人と多数の店舗について契約を締結している場合があり、かかる賃貸人との複数の契約が同時に解除された場合、当社グループの業績に重大な影響が及ぶ可能性があります。

(d) ロードサイド店舗の出店について

当社グループの当連結会計年度末における国内直営店1,147店舗のうち、840店舗がロードサイド店舗となっております。

ロードサイド店舗においては、メニュー構成、販売促進施策、営業時間といった当社独自の営業方針が直接的に反映できることから、当社グループは、厳選した立地において出店を継続する方針ですが、ロードサイド店舗は立地特性で集客力が大きく左右されます。そのため、当社グループが希望する立地への出店ができなかった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(e) 敷金、保証金、建設協力金について

当社グループは、出店等に際して賃借物件（土地・建物）により店舗開発を行うことを基本方針としております。賃借物件においては、賃貸人に対し、敷金、保証金、建設協力金を預け入れる場合があり、今後の賃貸人の経営状況によっては、当該店舗に係る敷金、保証金、建設協力金の返還や店舗運営の継続に支障が生じる可能性があります。

また、当社グループの都合による中途解約があった場合、当社グループが締結している賃貸借契約の内容によっては敷金、保証金、建設協力金の全部または一部が返還されない場合があり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(f) 主要業態への依存について

当社グループは、今後、新業態・新市場の開拓を図ってまいります。依然、丸亀製麺事業が売上収益の大半を占め、主力業態として他業態を牽引しております。

消費者の嗜好の変化等による麺類需要の低下などがあった場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(g) 減損損失および不採算店舗の閉鎖について

当社グループは、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位と捉え、減損会計を適用し、事業用固定資産の投資の回収可能性を適時判断しております。

当社グループは、減損会計の適用により適時減損兆候の判定を行い、今後の出店数の増加に伴う不採算店舗の発生を早期に把握し、投下資本の選別をより厳しく行う事によって、経営効率の向上を目指してまいります。

事業環境の変化等により収益性が著しく低下した場合、減損損失を計上する可能性があり、また、不採算店舗の閉鎖時においては、賃貸借契約およびリース契約の解約に伴う損失等が発生するため、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(h) 商標権について

当社グループは、商標権を各事業にとって重要なものと位置付け、登録が困難なものを除き、商標の登録を行う方針であります。

しかし、当社グループが使用している商標が第三者の登録済の商標権を侵害していることが判明した場合には、店舗名の変更等に伴い費用が発生する可能性があるほか、商標の使用差止、使用料および損害賠償等の支払請求がなされる可能性もあり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

人材の確保等について

当社グループは、今後、店舗展開を行う中で、店舗開発や店舗運営において経験を持った人材を確保し、育成していくことは重要な課題であると考え、求人・採用のレベルアップ、採用後の従業員に対するフォローの充実、OJTによる教育、人事考課制度充実による実力主義の浸透などによる人材育成に取り組んでおります。また、質の高い店舗スタッフの安定的な確保および育成も重要な課題であると考えております。

しかしながら、人材確保および人材育成が当社グループの計画どおり進まない場合、お客様に満足いただけるサービスの提供が十分に行えないなど、当社グループの業績および出店計画に影響を及ぼす可能性があります。

法的規制について

(a) 法的規制全般について

当社グループでは、会社法、金融商品取引法、法人税法、労働基準法等の一般的な法令に加え、食品衛生法をはじめとする食品衛生関係のほか、環境関係、建築設備関係などの様々な法的規制を受けております。

これらの法規制が変更・強化された場合には、それに対応するための新たな費用が発生することにより、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(b) 食品衛生法について

当社グループが運営する店舗は、食品衛生法の規定に基づき、所轄保健所より飲食店営業許可を取得しておりますが、食中毒事故等が発生した場合には、当社グループのブランドイメージの低下や社会的信用の失墜につながり、当社グループの業績に影響を受ける可能性があります。

食の安全について

当社グループは、従前より食の安全への対応を重視しており、店舗における衛生状態に関する調査を外部専門業者に依頼し、また当社品質管理担当による直接指導を実施するなど、その対策を順次強化しております。

また、仕入食材への更なる対策の必要性を認識し、従来より行っております国内外の仕入先工場に対する当社規格書・当社指定の品質および衛生管理基準の遵守状況等の調査、輸入食材の輸出用衛生証明書の確認等に加え、PB（プライベート・ブランド）商品等に対する品質・安全性に対する確認も強化してまいります。

しかしながら、これらの対策にも拘らず当社グループの提供するサービスにおいて食の安全性が疑われるなどの事態が発生した場合は、当社グループのブランドイメージの低下や社会的信用の失墜につながり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

自然災害等について

当社グループは、国内および海外において店舗運営をしておりますが、当社グループの営業地域において、大規模な地震や洪水、台風等の自然災害等が発生し、原材料の調達が阻害された場合や店舗施設の損壊などにより店舗の休業や営業時間の短縮を余儀なくされた場合、当社グループの業績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

海外事業展開におけるリスクについて

当社グループは、国内および海外において店舗展開しており、海外子会社または共同支配企業および関連会社の進出国における政情、経済、法規制、ビジネス慣習等の特有なカントリーリスクにより、計画した事業展開を行うことができない場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また当社グループは、海外においては子会社または共同支配企業および関連会社による店舗運営のほか、現地企業とフランチャイズ契約を締結し、同国内でのスムーズな多店舗展開および地域に根付いた店舗運営を図っているため、フランチャイズ加盟企業の減少や業績の悪化により、フランチャイズ・チェーン展開が計画どおりに実現できない場合、ロイヤリティ収入が減少することなどにより、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

為替変動について

当社グループは、海外のグループ会社への投融資を行っております。このため、為替相場が大幅に変動した場合は、為替差損益が発生し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、連結財務諸表の作成にあたり、海外のグループ会社の現地通貨建ての収益および費用等は、日本円に換算しております。このため、為替相場の変動が当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

のれん、無形資産のリスクについて

当社グループは、のれんおよび耐用年数を確定できない無形資産について償却は行わず、每期または減損の兆候が存在する場合には、その都度、減損テストを実施し、その結果によって減損損失の計上は当社グループの経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

新型コロナウイルスの感染症拡大によるリスクについて

当社グループにおいて、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、事業を取り巻く環境について先行き不透明な状況が生じています。感染拡大や長期化に伴い、臨時休業・営業時間短縮や消費の低迷などが懸念され、当社グループの業績と財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

また、新型コロナウイルス感染による事業リスクを最小限に抑えるため、従業員に対する新型コロナウイルスガイドラインの策定、在宅勤務の推進等により感染拡大防止に努めております。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要並びに経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は以下のとおりです。

なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものです。

（1）経営成績の分析

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）	当連結会計年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）	増減	増減率（％）
売上収益	145,022	156,478	11,456	7.9
事業利益	7,270	8,881	1,611	22.2
調整後EBITDA	12,470	28,874	16,404	131.5
営業利益	2,302	4,367	2,065	89.7
当期利益	221	1,941	1,720	779.5
店舗数	1,678	1,781	103	6.1

当連結会計年度(2019年4月1日～2020年3月31日)におけるわが国経済は、企業業績や雇用環境の改善が続く緩やかな回復傾向にあるものの、米中貿易摩擦問題をはじめ、中国経済の先行きや海外経済の不確実性が懸念されます。これに加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、景気の先行きは依然として不透明な状況にあり、感染拡大や長期化に伴い、臨時休業・営業時間短縮や消費の低迷などが懸念されます。

外食産業におきましては、労働力不足を背景とした人件費の上昇や原材料費の上昇、業種・業態を超えた競争の激化等により、厳しい経営環境が続いております。このような環境のもと、当社グループでは、利益重視の経営方針に基づき運営してまいりました。

国内におきましては、主力業態丸亀製麺において、原点である「手づくり・できたて」のうどんを提供する本格感や「丸亀食感」というコピーをもとにシズル感を訴求したテレビCMの継続放映をはじめ、商品施策や収益拡大に向けた各種施策を積極的に実施してまいりました。

当連結会計年度におきましては、「丸亀製麺」を35店舗出店したほか、カフェ事業の展開を積極的に進めるなど、その他の業態で44店舗を出店いたしました。海外におきましては、収益性を重視しつつも積極的な展開を継続し、香港などに直営店を27店舗出店したほか、FC等（注1）については、香港やオランダ等への出店等により93店舗増加するなど規模を拡大してまいりました。

この結果、当社グループの当連結会計年度末の営業店舗数は前連結会計年度末に比べ、103店舗（うち、FC等31店舗）増加して1,781店舗（うち、FC等444店舗）となりました。

当連結会計年度における売上収益は、新型コロナウイルスの影響により37億31百万円の売上収益の減少（注2）があったものの、国内での商品施策や販売促進の強化、海外での新規出店等により1,564億78百万円（前期比7.9%増）と引き続き高成長を維持する結果となりました。また、事業利益（注3）は、新規出店に伴う人件費および地代家賃の増加、販売促進に伴う広告宣伝費の増加等により、販売管理費が87億58百万円増加したものの、売上収益の増加要因が上回り88億81百万円（前期比22.2%増）となりました。一部不採算店舗の店舗設備等につき、減損損失38億18百万円を計上したものの、営業利益は43億67百万円（前期比89.7%増）、税引前利益は28億37百万円（前期比112.2%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益は19億56百万円（前期比633.2%増）となりました。

また、EBITDAは250億9百万円（前期比186.2%増）、調整後EBITDAは288億74百万円（前期比131.5%増）となりました。（注4）

（注1）当社または当社の子会社による直営店舗以外の店舗を「FC等」といいます。

（注2）売上収益の減少は、新型コロナウイルス感染症の影響があった月の売上収益見込数値（新型コロナウイルス感染症影響考慮前）から実績の売上収益およびコロナウイルス対策として実施した売上施策効果（テイクアウト数の増加等）を控除して算出しております。

（注3）事業利益は、売上収益から売上原価、販売費及び一般管理費を控除して算出し、営業利益は事業利益から減損損失、その他の営業収益及びその他の営業費用を加減算して算出しております。

(注4) 当社グループの業績の有用な比較情報として、EBITDAおよび調整後EBITDAを開示しております。EBITDAは、営業利益から非現金支出項目(減価償却費及び償却費)等の影響を除外しております。また、調整後EBITDAは、EBITDAから減損損失および非経常的費用項目の影響を除外しております。EBITDAおよび調整後EBITDAの計算式は以下のとおりです。

・ EBITDA = 営業利益 + その他の営業費用 - その他の営業収益 + 減価償却費及び償却費

・ 調整後EBITDA = EBITDA + 減損損失 + 非経常的費用項目

前連結会計年度のEBITDAの計算においては、IAS第17号を適用して発生時に費用処理していた借手のオペレーティング・リース料は、当連結会計年度のEBITDAの計算においては、使用权資産の減価償却費およびリース負債の金融費用の計上に変更されています。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりです。

セグメント	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)			当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		
	店舗数(店)	売上収益(百万円)	構成比(%)	店舗数(店)	売上収益(百万円)	構成比(%)
丸亀製麺	817	89,944	62.0	845	95,641	61.1
カフェ	29	3,535	2.4	41	5,432	3.5
豚屋とん一	53	3,852	2.7	55	3,555	2.3
海外事業	575 [403]	30,242	20.9	628 [438]	32,899	21.0
その他	204 [10]	17,448	12.0	212 [6]	18,950	12.1
合計	1,678 [413]	145,022	100.0	1,781 [444]	156,478	100.0

(注) 店舗数の[内書]は、FC等の店舗数であります。

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

事業セグメントは、他の事業セグメントとの取引を含む、収益を獲得し、費用を発生させる事業活動の構成単位であります。

セグメント情報には、各セグメントに直接的に帰属する項目のほか、合理的な基準により各セグメントに配分された項目が含まれております。

当社は、各店舗において商品を提供する飲食業を営んでおります。海外の関係会社は、独立した経営単位であり、地域の特性に応じて事業活動を展開しております。したがって、当社は店舗における提供商品およびサービス提供形態を基礎とした業態別セグメントおよび地域別セグメントから構成されており、国内事業として、「丸亀製麺」、「カフェ」、「豚屋とん一」の3区分、および「海外事業」の計4区分を報告セグメントとしております。「丸亀製麺」は、讃岐うどんや天ぷらなどをセルフ形式で商品を提供する讃岐うどんの専門店であります。「カフェ」は、コナズ珈琲を中心に「いちばん近いハワイ」をコンセプトに掲げ、ハワイの世界観の中で自家焙煎のコーヒーとハワイアンフードを提供する専門店であります。「豚屋とん一」は、豚肉の旨みと柔らかさを追求したかつ丼、トンテキの専門店であります。「海外事業」は、海外の関係会社において、讃岐うどん等の飲食提供を行うものであります。

なお、前連結会計年度において、「丸亀製麺」、「とりどーる」、「豚屋とん一」、「海外事業」および「その他」に区分しておりましたが、事業成長を踏まえたマネジメント・アプローチの下、「その他」に含めていました「カフェ」を区分し、「とりどーる」を「その他」に含め、当連結会計年度より「丸亀製麺」、「カフェ」、「豚屋とん一」、「海外事業」および「その他」のセグメント区分に変更することといたしました。

これにより、前連結会計年度のセグメント情報については、変更後の区分により作成したものを記載しております。

<丸亀製麺（セルフうどん業態）>

丸亀製麺では、ロードサイド23店舗、ショッピングセンター内12店舗の計35店舗を出店し、7店舗を閉店したことにより、当連結会計年度末の営業店舗数は845店舗となりました。

2月、3月の新型コロナウイルス感染症拡大による客数減があったものの、売上収益は956億41百万円（前期比6.3%増）となり、セグメント利益は138億10百万円（前期比11.0%増）となりました。

<カフェ>

カフェでは、ロードサイド13店舗を出店し、1店舗を閉店したことにより、当連結会計年度末の営業店舗数は41店舗となりました。

2月、3月の新型コロナウイルス感染症拡大による客数減があったものの、売上収益は54億32百万円（前期比53.6%増）となり、セグメント利益は51百万円（前期はセグメント損失50百万円）となりました。

<豚屋とんー（かつ丼・トンテキ業態）>

豚屋とんーでは、ロードサイド1店舗、ショッピングセンター内2店舗の計3店舗を出店し、1店舗を閉店したことにより、当連結会計年度末の営業店舗数は55店舗となりました。

2月、3月の新型コロナウイルス感染症拡大による客数減があったことも影響し、売上収益は35億55百万円（前期比7.7%減）となり、セグメント利益は28百万円（前期比13.2%増）となりました。

<海外事業>

海外事業では、120店舗（うち、FC等93店舗）を出店し、67店舗（うち、FC等59店舗）を閉店したことにより、当連結会計年度末の営業店舗数は628店舗（うち、FC等438店舗）となりました。

2月、3月の新型コロナウイルス感染症拡大による客数減があったものの、売上収益は328億99百万円（前期比8.8%増）となり、セグメント利益は35億98百万円（前期比10.4%増）となりました。

<その他>

その他では、28店舗を出店し、20店舗を閉店したことにより、当連結会計年度末の営業店舗数は212店舗（うち、FC等6店舗）となりました。

なお、その他には「とりどーる」、「丸醬屋」、「長田本庄軒」、「まきの」、「SONOKO」、「ずんどう屋」、「晩杯屋」等が含まれております。

2月、3月の新型コロナウイルス感染症拡大による客数減があったものの、売上収益は189億50百万円（前期比8.6%増）となり、セグメント損失は16百万円（前期はセグメント損失13億77百万円）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	増減率(%)
営業活動によるキャッシュ・フロー	8,416	29,593	251.6
投資活動によるキャッシュ・フロー	14,210	12,986	8.6
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,534	5,190	-
現金及び現金同等物	14,398	25,801	79.2

営業活動によるキャッシュ・フローは295億93百万円（前期比251.6%増）となりました。2月、3月の新型コロナウイルス感染症拡大による客数減による営業利益の減少があったものの、国内での商品施策や販売促進の強化、海外での新規出店等により税引前利益が28億37百万円となったことに加え、IFRS第16号「リース」の適用により、減価償却費及び償却費が199億46百万円、営業債務及びその他の債務の増加が13億47百万円あったこと等によるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは129億86百万円（前期比8.6%減）となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出が114億36百万円、敷金及び保証金の差入による支出が8億53百万円あったこと等によるものです。

財務活動によるキャッシュ・フローは51億90百万円（前期は55億34百万円の獲得）となりました。これは主に長期借入れによる収入が111億8百万円、その他資本性金融商品の発行による収入が107億80百万円あった一方で、IFRS第16号「リース」の適用によりリース負債の返済による支出が150億38百万円、長期借入金の返済による支出が121億80百万円あったこと等によるものです。

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前連結会計年度末に比べ114億3百万円増加し、258億1百万円（前期比79.2%増）となりました。

（3）財政状態の分析

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）	当連結会計年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）	増減率（%）
資産合計	117,979	209,978	78.0
負債合計	82,889	163,414	97.1
資本合計	35,090	46,565	32.7
親会社所有帰属持分比率（%）	28.8	21.6	-
1株当たり親会社所有者帰属持分（円）	399.01	532.32	33.4
純有利子負債	48,275	115,934	140.2
ネットレバレッジ・レシオ	3.87	4.02	-

ネットレバレッジ・レシオ = 純有利子負債（有利子負債-現預金）÷ 調整後EBITDA

当連結会計年度末における資産は、前連結会計年度末に比べ919億99百万円増加し、2,099億78百万円（前期比78.0%増）となりました。これは主に現金及び現金同等物、IFRS第16号「リース」の適用により使用権資産がそれぞれ前連結会計年度末に比べ114億3百万円、787億73百万円増加したことによるものです。

当連結会計年度末における負債は、前連結会計年度末に比べ805億24百万円増加し、1,634億14百万円（前期比97.1%増）となりました。これは主にIFRS第16号「リース」の適用によりリース負債が前連結会計年度末に比べ801億69百万円増加したことによるものです。

資本は、前連結会計年度末に比べ114億75百万円増加し、465億65百万円（前期比32.7%増）となりました。これは主に利益剰余金および永久劣後特約付ローンによる資金調達の実行によるその他資本性金融商品がそれぞれ10億26百万円、108億47百万円増加したことによるものであります。

親会社所有帰属持分比率は、前連結会計年度末に比べ7.2%減少しておりますが、IFRS第16号「リース」の適用によるリース負債の増加の影響を除くと35.2%となり、前連結会計年度末に比べ6.4%増加しております。

1株当たり親会社所有者帰属持分は前連結会計年度末に比べ133.31円（前期比33.4%増）となりました。

また、ネットレバレッジ・レシオは前連結会計年度末に比べて0.15悪化し、4.02となっておりますが、IFRS第16号「リース」の適用によるリース負債の増加の影響を除くと2.42となり、前連結会計年度末に比べ1.45改善しております。

(4) 生産、受注および販売の実績

当社グループは、最終消費者へ直接販売する飲食業を行っておりますので、生産実績と受注実績は記載しておりません。

a. 仕入実績

(単位：百万円)

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	前年同期比(%)
丸亀製麺	23,072	101.6
カフェ	1,643	150.8
豚屋とん一	1,077	91.2
海外事業	8,486	101.9
その他	6,288	102.3
合計	40,566	102.8

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

b. 販売実績

(単位：百万円)

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	前年同期比(%)
丸亀製麺	95,641	106.3
カフェ	5,432	153.6
豚屋とん一	3,555	92.3
海外事業	32,899	108.8
その他	18,950	108.6
合計	156,478	107.9

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(5) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識および分析・検討内容は「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載しております。

(6) 重要な会計方針および見積り

当社グループの連結財務諸表は、IFRSに準拠して作成しております。

当社グループの連結財務諸表の作成にあたっては、当連結会計年度末における資産、負債の報告金額および収益、費用の報告金額に影響を与える見積り、判断および仮定を使用することが必要となります。当社グループの経営陣は連結財務諸表作成の基礎となる見積り、判断および仮定を過去の経験や状況に応じ合理的と判断される入手可能な情報により継続的に検証し、意思決定を行っております。しかしながら、これらの見積り、判断および仮定は不確実性を伴うため、実際の結果と異なる場合があります。

なお、連結財務諸表の作成のための重要な会計基準等は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 3. 重要な会計方針」に記載されておりであります。

(7) 経営成績に重要な影響を与える要因

「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりです。

(8) 当社グループの資本の財源および資金の流動性

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、商品の仕入のほか、製造費、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。投資を目的とした資金需要は、設備投資、子会社株式の取得等によるものであります。当社グループは、事業運営上必要な資金の流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。

短期運転資金は自己資金および金融機関からの短期借入を基本としており、設備投資や長期運転資金の調達につきましては、金融機関からの長期借入を基本としております。なお、当連結会計年度末における借入金およびリース負債を含む有利子負債の残高は1,417億35百万円となっております。また、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は258億1百万円となっております。

また、今般の新型コロナウイルス感染症に伴う事業環境の不確実性を鑑み、運転資金の確保および財政基盤の安定性向上のために機動的かつ安定的な資金調達手段を確保することを目的として、コミットメントライン210億円および当座貸越90億円、合計短期借入枠300億円の契約を締結することを決議しました。当該300億円の短期借入枠を活用し、手元キャッシュの充実に努めます。

4【経営上の重要な契約等】

当社は、2019年11月11日に、株式会社日本政策投資銀行をアレンジャー兼エージェントとする永久劣後特約付ローン(以下、本劣後ローン)による資金調達を行うため、下記内容の金銭消費貸借契約を締結し、実行いたしました。本劣後ローンはIFRS上、資本性金融商品に分類されるため、契約の実行により、「資本」が増加することになります。

- | | |
|----------------|--|
| (1) 契約日 | 2019年11月11日 |
| (2) 借入実行日 | 2019年11月13日 |
| (3) 資金用途 | 事業資金(成長投資及び既存事業投資) |
| (4) 借入先 | 株式会社日本政策投資銀行 |
| (5) 借入契約金額 | 110億円 |
| (6) 適用利率 | 6ヶ月日本円Tiborをベースとした変動金利。
但し、2024年11月の利息支払日以降、5.00%のステップアップが発生する。 |
| (7) 利息支払に関する条項 | 利息支払の任意繰延が可能 |
| (8) 弁済期日 | 期限の定めなし。ただし、2020年11月の利息支払日(同日を含む。)以降のいずれかの利息支払日において、期限前任意弁済が可能。 |
| (9) 劣後特約 | 本劣後ローンの債権者は、契約に定める劣後事由(清算等)が発生した場合、上位債務に劣後した支払請求権を有する。 |

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度においても、販売拡大を目的として店舗展開のための設備投資を継続的に実施しております。

当連結会計年度は「丸亀製麺」を中心に104店舗（直営のみ）の新規出店等を行い、投資総額は28,351百万円となりました。

なお、一部業績不振等により、減損損失2,698百万円を計上しております。

当連結会計年度の設備投資をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

(1) 丸亀製麺

当連結会計年度における主な設備投資は、ロードサイドへの出店23店舗およびショッピングセンター内への出店12店舗の計35店舗の新規出店に係わる投資や既存店における店舗設備の取得および更新等を中心とする総額10,027万円の投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却または売却はありません。

(2) カフェ

当連結会計年度における主な設備投資は、ロードサイドへの出店13店舗の新規出店に係わる投資や既存店における店舗設備の取得および更新等を中心とする総額4,501百万円の投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却または売却はありません。

(3) 豚屋とん一

当連結会計年度における主な設備投資は、ロードサイドへの出店1店舗およびショッピングセンター内への出店2店舗の計3店舗の新規出店に係わる投資や既存店における店舗設備の取得および更新等を中心とする総額313百万円の投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却または売却はありません。

(4) 海外事業

当連結会計年度における主な設備投資は、27店舗（直営のみ）の新規出店に係わる投資や既存店における店舗設備の取得および更新を中心とする総額8,053百万円の投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却または売却はありません。

(5) その他

当連結会計年度における主な設備投資は、26店舗（直営のみ）の新規出店に係わる投資や既存店における店舗設備の取得および更新を中心とする総額3,432万円の投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却または売却はありません。

(6) 全社資産

当連結会計年度における主な設備投資は、提出会社において、社内業務管理システムの構築を中心とする総額2,025百万円の投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却または売却はありません。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2020年3月31日現在

セグメント の名称 (地区)	店舗数 (店)	設備の 内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
			土地 (面積㎡)	建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	使用権 資産	敷金・保証金 建設協力金	合計	
丸亀製麺 (北海道地区)	27	営業店舗用 設備	- <4,159>	640	62	1,710	227	2,638	- (-)
丸亀製麺 (東北地区)	40	営業店舗用 設備	- <7,215>	801	127	1,894	443	3,265	- (-)
丸亀製麺 (関東地区)	278	営業店舗用 設備	- <44,068>	5,360	1,092	18,146	2,822	27,420	- (-)
丸亀製麺 (中部地区)	167	営業店舗用 設備	- <28,654>	3,596	580	9,529	1,350	15,055	- (-)
丸亀製麺 (近畿地区)	166	営業店舗用 設備	- <28,328>	2,916	557	11,015	1,483	15,971	- (-)
丸亀製麺 (中国地区)	66	営業店舗用 設備	- <12,346>	1,264	214	4,307	691	6,476	- (-)
丸亀製麺 (四国地区)	22	営業店舗用 設備	- (3,769)	491	61	1,688	230	2,470	- (-)
丸亀製麺 (九州地区)	79	営業店舗用 設備	- <13,119>	1,472	243	5,406	912	8,034	- (-)
カフェ (北海道地区)	1	営業店舗用 設備	- <171>	-	-	-	6	6	- (-)
カフェ (関東地区)	16	営業店舗用 設備	- <5,075>	1,276	274	3,245	535	5,330	- (-)
カフェ (中部地区)	5	営業店舗用 設備	- <2,376>	515	123	432	61	1,131	- (-)
カフェ (近畿地区)	8	営業店舗用 設備	- <2,111>	694	129	1,408	250	2,483	- (-)
カフェ (中国地区)	2	営業店舗用 設備	- <504>	131	26	150	10	317	- (-)
カフェ (四国地区)	2	営業店舗用 設備	- <393>	32	-	93	8	132	- (-)
カフェ (九州地区)	7	営業店舗用 設備	- <2,048>	638	109	599	88	1,434	- (-)
豚屋とん一 (東北地区)	2	営業店舗用 設備	- <81>	39	8	24	5	75	- (-)
豚屋とん一 (関東地区)	16	営業店舗用 設備	- <1,036>	139	26	307	85	556	- (-)
豚屋とん一 (中部地区)	7	営業店舗用 設備	- <355>	70	16	67	35	189	- (-)

セグメント の名称 (地区)	店舗数 (店)	設備の 内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
			土地 (面積㎡)	建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	使用権 資産	敷金・保証金 建設協力金	合計	
豚屋とんー (近畿地区)	17	営業店舗用 設備	- <1,543>	235	33	317	109	694	- (-)
豚屋とんー (中国地区)	3	営業店舗用 設備	- <132>	53	11	40	16	120	- (-)
豚屋とんー (四国地区)	3	営業店舗用 設備	- <162>	30	7	23	11	71	- (-)
豚屋とんー (九州地区)	7	営業店舗用 設備	- <376>	56	7	32	23	118	- (-)
その他 (北海道地区)	1	営業店舗用 設備	- <289>	0	2	4	7	14	- (-)
その他 (東北地区)	2	営業店舗用 設備	- <141>	40	11	34	9	96	- (-)
その他 (関東地区)	48	営業店舗用 設備	- <3,613>	1,159	280	1,882	293	3,614	- (-)
その他 (中部地区)	8	営業店舗用 設備	- <403>	197	64	211	39	511	- (-)
その他 (近畿地区)	50	営業店舗用 設備	- <6,602>	734	106	1,404	336	2,580	- (-)
その他 (中国地区)	3	営業店舗用 設備	- <168>	85	21	92	15	214	- (-)
その他 (四国地区)	4	営業店舗用 設備	- <300>	55	17	60	17	150	- (-)
その他 (九州地区)	2	営業店舗用 設備	- <148>	134	21	147	28	330	- (-)
店舗計	1,059	営業店舗用 設備	-	22,853	4,229	64,266	10,146	101,494	- (-)
本社等	-	事務所 設備等	- <4,841>	991	293	2,492	616	4,393	189 (16)
合計	1,059	-	-	23,844	4,522	66,758	10,762	105,887	189 (16)

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 帳簿価額には、建設仮勘定の金額を含んでおりません。

3. 帳簿価額には、未開店及び閉店店舗の資産額を含んでおります。

4. < >内の面積は、外数で賃借分を示しております。

5. 従業員数は、就業人員であり、()内に、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間勤務換算による月平均人員)を外数で記載しております。

6. 臨時従業員には、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。

(2) 国内子会社

2020年3月31日現在

セグメントの名称 会社名 (所在地)	店舗数 (店)	設備の 内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
			土地 (面積m ²)	建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	使用権 資産	敷金・保証金 建設協力金	合計	
丸亀製麺他 株式会社トリドール ジャパン (兵庫県神戸市)	1,059 (1,059)	営業店舗用 設備	-	-	-	-	-	-	932 (12,058)
その他 株式会社ソノコ (東京都中央区他)	1	営業店舗用 設備、事務 所設備等	-	106	24	481	126	737	37 (24)
その他 株式会社アクティ ブソース (東京都品川区他)	45	営業店舗用 設備、事務 所設備等	-	418	79	654	185	1,335	53 (149)
その他 株式会社ZUND (兵庫県姫路市他)	48	営業店舗用 設備、事務 所設備等	-	1,709	161	2,287	224	4,381	219 (1,274)
合計	1,153	-	-	2,233	264	3,421	535	6,453	1,241 (13,505)

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 帳簿価額には、建設仮勘定の金額を含んでおりません。

3. 帳簿価額には、未開店及び閉店店舗の資産額を含んでおります。

4. 従業員数は、就業人員であり、()内に、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間勤務換算による月平均人員)を外数で記載しております。

5. 店舗数の()は、親会社である株式会社トリドールホールディングスと利用契約を結んでいる店舗数であります。

6. 株式会社トリドールジャパンのセグメントは、丸亀製麺、カフェ、豚屋とんーおよびその他であります。

(3) 在外子会社

2020年3月31日現在

セグメントの名称 会社名 (所在地)	店舗数 (店)	設備の 内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
			土地 (面積㎡)	建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	使用権 資産	敷金・保証金 建設協力金	合計	
海外事業 台湾東利多股份 有限公司 (台北他)	34	営業店舗用 設備等	-	147	184	395	16	741	118 (586)
海外事業 TORIDOLL KOREA CORPORATION (ソウル他)	5	営業店舗用 設備等	-	2	3	16	74	95	35 (10)
海外事業 GEORGE'S CORPORATION (ホノルル)	1	営業店舗用 設備等	-	103	14	-	9	126	6 (22)
海外事業 TOKYO TABLE HOLDINGS, LLC (ロサンゼルス 他)	1	営業店舗用 設備等	-	32	16	-	4	51	2 (54)
海外事業 Tam Jai International Co. Limited (香港他)	126	営業店舗用 設備等	-	1,052	536	7,015	1,170	9,772	2,353 (746)
海外事業 MARUGAME UDON USA, LLC (デラウェア他)	9	営業店舗用 設備等	-	881	187	866	77	2,010	23 (193)
海外事業 TORIDOLL (CAMBODIA) COMPANY LIMITED (プノンペン)	1	営業店舗用 設備等	-	24	4	48	3	79	30 (-)
海外事業 MC GROUP PTE. LTD. (シンガポール 他)	13	営業店舗用 設備等	-	-	91	217	101	409	62 (76)
合計	190	-	-	2,240	1,034	8,557	1,453	13,283	2,629 (1,687)

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 店舗数にはFC店舗は含まれておりません

3. 帳簿価額には、建設仮勘定の金額を含んでおりません。

4. 帳簿価額には、未開店及び閉店店舗の資産額を含んでおります。

5. 従業員数は、就業人員であり、()内に、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間勤務換算による月平均人員)を外数で記載しております。

6. 在外子会社の資産は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名	セグメント の名称	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定年月
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)			
提出会社	丸亀製麺 EQUIA北千住店 他5店 (東京都足立区他)	丸亀製麺	391	67	自己資金、 借入金	2019年12月 ~2020年4月	2020年5月 ~2020年6月
	コナズ珈琲 三島店 他1店 (静岡県三島市他)	カフェ	332	332	自己資金、 借入金	2019年12月	2020年4月
	伊吹うどん Otemachi One店 他1店 (東京都千代田区他)	その他	169	44	自己資金、 借入金	2019年11月	2020年6月
株式会社アク ティブソース	晩杯屋 田町店 (東京都港区)	その他	39	11	自己資金	2020年3月	2020年4月
株式会社ZUND	ラー麺ずんどう屋 梅田堂山店 (大阪府大阪市)	その他	20	5	自己資金	2020年3月	2020年6月
台湾東利多股 份有限公司	丸亀製麺 大潤発忠孝店 他1店 (台湾)	海外事業	92	26	自己資金	2020年2月	2020年4月
Tam Jai Internationa l Co. Limited	雲南ヌードル 九龍湾得宝商場店 他5店 (香港)	海外事業	271	55	自己資金	2020年4月 ~2020年6月	2020年4月 ~2020年6月

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
2. 設備の内容はすべて営業店舗用設備であります。
3. 投資予定額には敷金及び保証金および建設協力金が含まれており、使用権資産は除かれております。

(2) 重要な設備の除却等

特記すべき事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	115,200,000
計	115,200,000

(注) 2020年2月13日開催の取締役会決議により、2020年4月1日付で株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は115,200,000株増加し、230,400,000株となっております。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2020年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2020年6月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	43,571,676	87,145,352	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	43,571,676	87,145,352	-	-

(注) 1. 提出日現在の発行数には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

2. 2020年2月13日開催の取締役会決議により、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は43,571,676株増加し、87,143,352株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

当社取締役、監査役および従業員に対するもの

決議年月日	2012年6月28日
付与対象者の区分および人数	当社取締役 4名 当社監査役 3名 当社従業員 482名
新株予約権の数	1,058個 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数	普通株式 105,800株 [211,600株] (注) 1、6
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,402円とする。[701円] (注) 2、6
新株予約権の行使期間	2015年6月28日～2022年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1,948円 [974円] (注) 3、4、6 資本組入額 974円 [487円]
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権の一部行使は認めない。 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社連結子会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役もしくは監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年により退職した場合、または、取締役会決議をもって特に認める場合はこの限りではない。 新株予約権者が、当社または当社連結子会社に対して何らかの不利益を与え処分等が決定された場合は権利を消失する。 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 新株予約権の譲渡、質権等の担保権の設定その他の処分は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社普通株式100株(以下「付与株式数」という。)とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が普通株式につき株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値、または割当日の終値(終値がない場合には、それに先立つ直近日の終値とする。)のいずれか高い額に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

なお、割当日後、当社が普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、当社が割当日後、時価を下回る価額で普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(単元未満株主による単元未満株式売渡請求に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換または行使の場合を除く。)には、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、割当日後に当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 - (1) 増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。
 - (2) 増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入れ額」の発行価格は、付与日における公正な評価単価と行使時の払込金額の合計額を記載しております。
5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）2に定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に、上記(3)にしたがって決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
（注）3に準じて決定する。
 - (7) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
 - (8) 新株予約権の行使の条件
「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由および取得の条件
 - 1) 当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は当社取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
 - 2) 新株予約権者が新株予約権を行使する条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会が別途定める日に当該新株予約権を無償で取得することができる。
6. 2020年2月13日開催の取締役会決議により、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入れ額」が調整されております。

当社取締役および従業員に対するもの

決議年月日	2015年6月26日
付与対象者の区分および人数	当社取締役（監査等委員を除く） 2名 当社取締役（監査等委員） 3名 当社従業員 666名
新株予約権の数	3,080個 [3,070個] （注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数	普通株式 308,000株 [614,000株] （注）1、6
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,952円とする。[976円] （注）2、6
新株予約権の行使期間	2018年6月26日～2025年6月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 2,554円 [1,277円] （注）3、4、6 資本組入額 1,277円 [639円]
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権の一部行使は認めない。 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社連結子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、従業員が定年により退職した場合、または、取締役会決議をもって特に認める場合はこの限りではない。 新株予約権者が、当社または当社連結子会社に対して何らかの不利益を与え処分等が決定された場合は権利を消失する。 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 新株予約権の譲渡、質権等の担保権の設定その他の処分は認めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1．新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社普通株式100株（以下「付与株式数」という。）とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が普通株式につき株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

2．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値、または割当日の終値（終値がない場合には、それに先立つ直近日の終値とする。）のいずれか高い額に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

なお、割当日後、当社が普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、当社が割当日後、時価を下回る価額で普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（単元未満株主による単元未満株式売渡請求に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）には、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、割当日後に当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- (1) 増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。
- (2) 増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入れ額」の発行価格は、付与日における公正な評価単価と行使時の払込金額の合計額を記載しております。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に、上記(3)にしたがって決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(注)3に準じて決定する。

(7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

(8) 新株予約権の行使の条件

「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由および取得の条件

1) 当社が消滅会社となる合併契約もしくは新設合併計画が株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は当社取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

2) 新株予約権者が新株予約権を行使する条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会が別途定める日に当該新株予約権を無償で取得することができる。

6. 2020年2月13日開催の取締役会決議により、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入れ額」が調整されております。

取締役（監査等委員である取締役を含む。以下、特に断りがない限り本事項において同じ。）、執行役員および従業員ならびに当社指定の子会社の取締役および従業員

決議年月日	2018年6月28日
付与対象者の区分および人数	当社取締役（監査等委員を除く） 3名 当社取締役（監査等委員） 3名 当社執行役員 2名 当社従業員 151名 当社指定の子会社取締役 1名 当社指定の子会社従業員 497名
新株予約権の数	4,788個（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数	普通株式 478,800株 [957,600株]（注）1、7
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり2,565円とする。[1,283円]（注）2、7
新株予約権の行使期間	2021年6月28日～2028年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 3,203円 [1,602円]（注）3、4、7 資本組入額 1,602円 [801円]
新株予約権の行使の条件	（注）5
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

当事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2020年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1．新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社普通株式100株（以下、「付与株式数」という。）とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

2．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値、または割当日の終値（終値がない場合には、それに先立つ直近日の終値とする。）のいずれか高い額に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

なお、割当日後、当社が普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、当社が割当日後、時価を下回る価額で普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（単元未満株主による単元未満株式売渡請求に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）には、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、割当日後に当社が合併、会社分割または資本金の減少を行う場合その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 - (1) 増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。
 - (2) 増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」の発行価格は、付与日における公正な評価単価と行使時の払込金額の合計額を記載しております。
5. 新株予約権の行使の条件
 - (1) 1個の新株予約権の一部行使は認めない。
 - (2) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社連結子会社の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役若しくは執行役員が任期満了により退任した場合、従業員が定年により退職した場合、または、取締役会決議をもって特に認める場合はこの限りではない。
 - (3) 新株予約権者が、当社または当社連結子会社に対して何らかの不利益を与え処分等が決定された場合は権利を消失する。
 - (4) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
 - (5) 新株予約権の譲渡、質権等の担保権の設定その他の処分は認めない。
6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に、上記(3)にしたがって決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
(注)3に準じて決定する。
 - (7) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
 - (8) 新株予約権の行使の条件
(注)5に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由および取得の条件
 - 1) 当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は当社取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
 - 2) 新株予約権者が新株予約権を行使する条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会が別途定める日に当該新株予約権を無償で取得することができる。
7. 2020年2月13日開催の取締役会決議により、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2015年4月1日～ 2016年3月31日(注)1	135,700	43,306,500	117	3,927	117	3,985
2016年4月1日～ 2017年3月31日(注)1	73,700	43,380,200	68	3,995	68	4,053
2017年4月1日～ 2017年7月14日(注)1	11,800	43,392,000	10	4,005	10	4,062
2017年7月14日(注)2	5,145	43,397,145	7	4,012	7	4,070
2017年7月15日～ 2018年3月31日(注)1	51,700	43,448,845	45	4,057	45	4,115
2018年4月1日～ 2018年7月26日(注)1	14,300	43,463,145	16	4,073	16	4,131
2018年7月27日(注)3	531	43,463,676	0	4,073	0	4,131
2018年7月28日～ 2019年3月31日(注)1	25,900	43,489,576	27	4,100	27	4,158
2019年4月1日～ 2020年3月31日(注)1	82,100	43,571,676	81	4,181	81	4,239

(注)1. 新株予約権(ストック・オプション)の権利行使による増加であります。

2. 譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行

発行価額 2,820円

資本組入額 1,410円

割当先 当社の取締役(監査等委員を除く)4名、当社の執行役員3名

3. 譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行および自己株式の処分

発行価額 2,399円

資本組入額 247円

払込総額 13,508,769円

割当先 当社の取締役(監査等委員を除く)4名、当社の執行役員2名

なお、譲渡制限付株式報酬としての新株式発行531株と同時に自己株式の処分5,100株を行っており、合計5,631株に発行価額2,399円を乗じた金額が払込総額となっております。資本組入額は、処分した自己株式の帳簿価額13百万円と払込総額との差額より計算しております。

4. 2020年4月1日付で1株を2株に株式分割し、発行済株式総数が43,571,676株増加しております。

5. 2020年4月1日から2020年5月31日までの間に、新株予約権(ストック・オプション)の権利行使により、発行済株式総数が2,000株、資本金および資本準備金がそれぞれ1百万円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	26	17	345	130	74	81,935	82,527	-
所有株式数(単元)	-	53,897	2,273	60,125	16,383	174	302,709	435,561	15,576
所有株式数の割合(%)	-	12.37	0.52	13.80	3.76	0.04	69.51	100.00	-

(注) 自己株式902,822株は、「個人その他」に9,028単元、「単元未満株式の状況」に22株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
粟田 貴也	東京都港区	13,786,244	32.31
有限会社ティーアンドティー	東京都港区虎ノ門一丁目23番2号	5,580,000	13.07
特定有価証券信託受託者 株式会社SMBC信託銀行	東京都港区西新橋一丁目3番1号	1,868,000	4.38
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	990,400	2.32
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	807,700	1.89
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	494,700	1.16
アリアケジャパン株式会社	東京都渋谷区恵比寿南三丁目2番17号	300,000	0.70
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	255,200	0.60
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	227,900	0.53
トリドールグループ従業員持株会	東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号	202,200	0.47
計	-	24,512,344	57.45

(注) 1. 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、上記所有株式数については、当該株式分割前の所有株式数を記載しております。

2. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

特定有価証券信託受託者 株式会社SMBC信託銀行	1,868,000株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	990,400株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	807,700株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	494,700株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	255,200株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	227,900株

3. 特定有価証券信託受託者 株式会社SMBC信託銀行の所有株式数の内、1,268,000株は粟田利美氏から、300,000株は粟田貴也氏から、300,000株は有限会社ティーアンドティーから委託された信託財産であり、議決権行使に関する指図者は、それぞれ粟田利美氏、粟田貴也氏および有限会社ティーアンドティーであります。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 902,800	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 42,653,300	426,533	-
単元未満株式	普通株式 15,576	-	-
発行済株式総数	43,571,676	-	-
総株主の議決権	-	426,533	-

(注) 1. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式22株が含まれております。

2. 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は43,571,676株増加し、87,143,352株となっております。

【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
株式会社トリドールホールディングス	東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号	902,800	-	902,800	2.07
計	-	902,800	-	902,800	2.07

(注) 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(譲渡制限付株式報酬による自己株式の処分)	7,187	16,509,679	-	-
保有自己株式数	902,822	-	1,805,644	-

(注) 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当期間における自己株式数につきましては、株式分割後の株式数を記載しております。

3【配当政策】

当社は株主への利益還元を経営の最重要課題のひとつに位置付け、将来の事業展開と経営体質の強化のため必要な内部留保を確保しつつ、継続的かつ安定的な配当をしていくことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としており、剰余金の配当の決定機関は取締役会としております。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき、1株当たり12.5円の配当を実施いたしました。

内部留保資金につきましては、店舗の新設および改装費のほか、今後の事業展開のための人材の育成など、将来の利益に貢献する有効な投資資金として活用しつつ、より一層の財務体質強化にも努める所存であります。

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2020年5月25日 取締役会決議	533	12.50

(注) 1株当たりの配当額については、当該株式分割前の実際の配当額を記載しております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社では、意思決定の迅速化により機動力を発揮し、経営拡大の迅速化と健全性および透明性を維持することを方針としており、その実現のため、経営組織体制や仕組みを整備しております。

当社は、経営の監査・監督機関として監査等委員会を設置し、各委員は取締役会への出席を行い、経営意思決定時には、経営の健全性に注視した立場での発言および必要なアドバイスならびに議決権行使を行うとともに、同時に開催される監査等委員会にて情報の共有化を図っております。

また、ステークホルダーに対しては、公開性のある経営を目指し、迅速な情報開示に努めております。

企業統治の体制の概要および当該体制を採用する理由

イ 企業統治の体制の概要および当該体制を採用する理由

(a) 企業統治の体制の概要

当社は、有価証券報告書提出日現在、取締役6名（うち社外取締役3名）の少人数の経営体制を当面維持することによって、意思決定を迅速化し、機動力を発揮するとともに、公開性のある経営を目指し、タイムリーな情報開示に努め、ステークホルダーに対する企業価値の最大化を図っております。

また、当社は、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、監査・監督機能とコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図っております。

(b) 設置する機関の名称、目的、権限および構成員の氏名

a 株主総会

1) 目的および権限

会社の所有者である株主で構成された会議体で、会社の最高意思決定機関として基本的事項について意思決定を行う。

2) 構成員

議決権を有する株主82,526名

a) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

b) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、資本政策および配当政策を機動的に遂行するためであります。

b 取締役会

1) 目的および権限

株主から会社経営を受託した取締役に構成された会議体で、会社の重要事項について意思決定を行う。

2) 構成員

代表取締役栗田貴也、取締役田中公博、同神原政敏、社外取締役（監査等委員）梅木利泰、同梅田浩章および同片岡牧の6氏

a) 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員を除く）は7名以内、取締役（監査等委員）は4名以内とする旨定款に定めております。

b) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

c) 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）であった者の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たし得る環境を整備することを目的とするものであります。

c 監査等委員会

1) 目的および権限

株主から会社経営の監査・監督を受託した監査等委員により構成された会議体で、取締役の職務の執行を監査・監督する。

2) 構成員

監査等委員長（社外取締役）梅木利泰、監査等委員（社外取締役）梅田浩章および同片岡牧の3氏

d 会計監査人

1) 目的および権限

株主から会社の会計監査を受託し、会社の計算書類等を監査する。

2) 構成員

有限責任あずさ監査法人

a) 責任限定契約の内容の概要

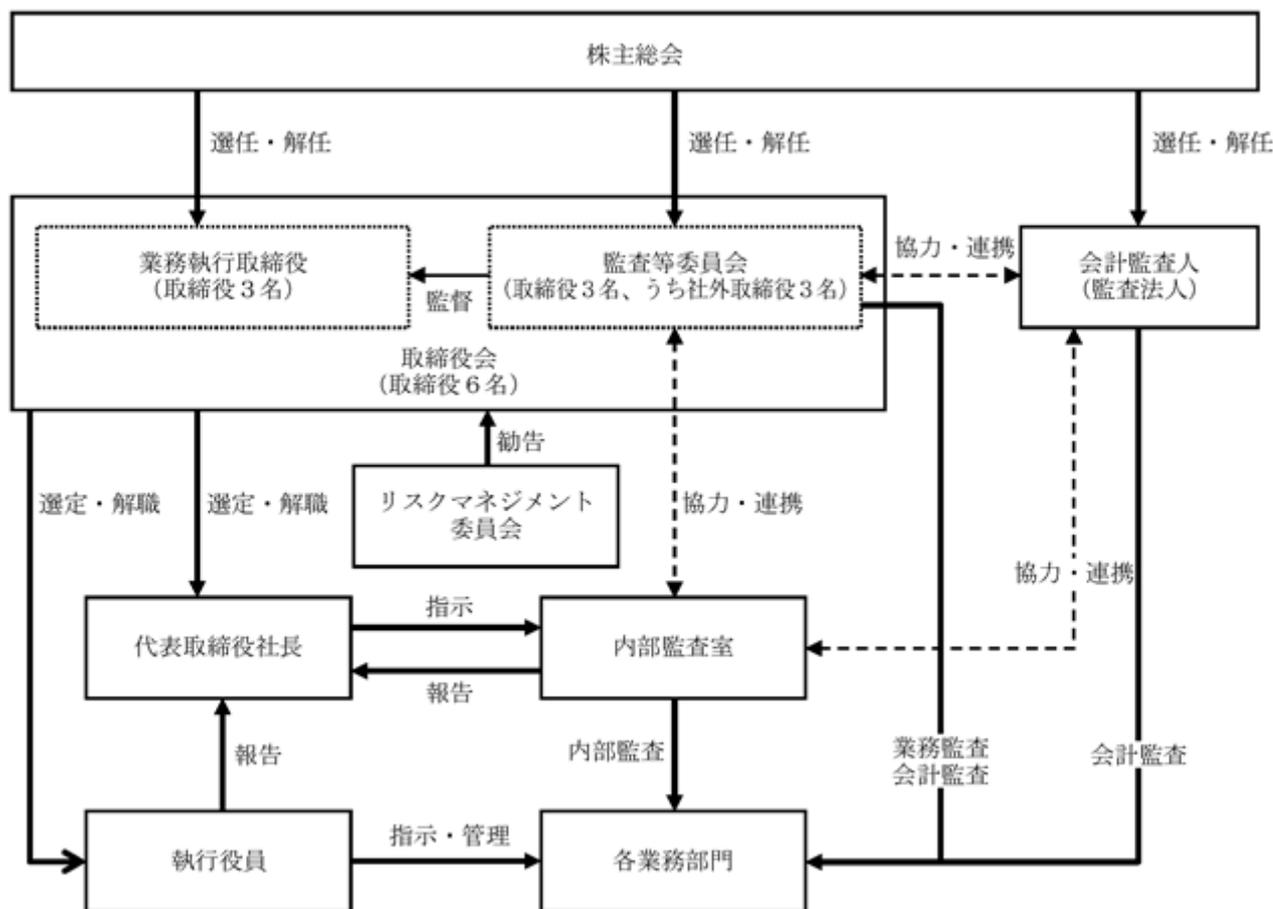
当社と社外取締役および会計監査人有限責任あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

(c) 当該体制を採用する理由

当社は、少人数の経営体制により意思決定を迅速化して機動力を発揮するため、また、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで監査・監督機能とコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るために、2015年6月26日開催の第25期定時株主総会で、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。

ロ 業務執行、監視の仕組み



企業統治に関するその他の事項

(a) 内部統制システムの整備の状況

当社は、適正な業務執行のための体制の整備および運用の基本方針として、2015年6月26日開催の取締役会において、内部統制システムに関する基本方針を次のとおり決定しております。

- 1) 当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - a 当社の取締役会は、原則として月1回、かつ、必要に応じて随時開催し、法令、定款および取締役会規程その他の社内規程に従い重要な業務執行を決定するとともに取締役の職務の執行を監督する。
 - b 当社の監査等委員会は、独立した立場で業務執行取締役の職務の執行を監査する。
 - c 当社は、代表取締役社長に直属する部門として、内部監査室を設置する。内部監査室は、当社グループの内部統制の適切性および有効性を経営方針に照らして、独立した立場で検証および評価し、その結果に基づく改善提案を通じて、経営の健全性および効率性の向上に資する。
 - d 当社グループの取締役および使用人は、『企業倫理憲章』および『トリドール行動基準』を基に行動し、コンプライアンス体制の維持、向上を図る。
 - e 当社は、法令および定款等に違反する行為を当社グループの取締役および使用人が発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築する。
 - f 当社グループは、反社会的勢力に対し毅然とした態度で臨み、不当な要求には決して応じず、警察当局との連携をとり、断固としてこれを拒絶する。

- 2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - a 当社の取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、取締役の職務の執行に係る重要な情報・文書（電子化情報を含む。以下同じ。）は、文書管理規程その他社内規程の定めるところに従い、適切に保存および管理（廃棄を含む。）する。
 - b 当社の監査等委員会が求めたときは、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、いつでも当該文書を閲覧に供する。
 - c 当社の取締役は、法令および金融商品取引所の諸規則等に従い、開示すべき情報を適時かつ適正に開示する。

- 3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a 当社は、当社グループの平常時における業務執行に係るリスクをトータルに認識・評価し適切なリスク対応を行うためにリスクマネジメント規程を定め、グループ全体のリスク管理体制を整備する。
 - b 当社は、当社グループのリスク管理の実効性を確保するため代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し、グループ全体のリスクを評価検討し、リスク管理推進に関わる課題や対応策を協議し承認する。
 - c 当社は、有事の際の迅速かつ適切な対応に備え、危機管理規程を定め、損失の最小化、損害の復旧および再発防止のためのグループ全体の危機管理体制を整備する。
 - d 当社は、各部門、各店舗および各子会社において、経営の内外の環境変化や、法令定款違反その他の事由に基づく損失の危険が発見された場合には、発見された危険の内容およびそれがもたらす損失の程度等について直ちに当社の担当部門に報告される体制を構築するとともに、その重大性に応じて担当部門を管掌する取締役が速やかに取締役会に報告する。
 - e 当社は、食品を扱う企業として食品の衛生管理は何よりも優先される事項と認識し、全社横断的な委員会である食品衛生管理委員会を設置し、平時の食品衛生管理を徹底するとともに、万が一問題が発生したときは直ちに適切な対応を行う。

- 4) 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a 当社は、当社グループの中長期経営計画を策定し、グループ全体の経営の目標を設定する。また、中長期経営計画は、経営を取り巻く内外の環境の変化に柔軟に対応すべく毎年度見直しを行う。
 - b 当社グループの各年度の予算は、中長期経営計画とリンクして策定され、当社の事業部門別および各子会社別の予算管理と月例の業績報告により適切な対策を講じる。
 - c 当社の取締役会に付議すべき事項は、取締役会規程において定め、付議にあたっては、経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全取締役に配布される体制を整備する。
 - d 当社は、日常の業務遂行に際しては、取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程等に基づき権限の委譲を行い、また当社子会社の取締役会等で定期的に業務方針を共有することで、当社グループの各レベルの責任者が意思決定ルールに則り関連部門と連携して適切かつ効率的に業務を遂行するとともに、重要な情報が適時かつ適切に関係者に伝達される仕組みを整備する。

- 5) 当社および子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - a 当社は、子会社管理の主管部門を当社の経営企画室と定め、当社グループの中長期経営計画のもと、各子会社の自主的かつ機動的な運営を尊重しつつグループ全体で緊密な連携を保持することにより、企業集団としての事業発展および経営効率の向上を図る。
 - b 当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社の重要事項につき事前協議および承認を義務付けるとともに、子会社の取締役から子会社の営業成績、財務状況その他の重要事項につき定期的に報告を受ける。
 - c 当社の内部監査室は、内部監査規程に基づき、必要に応じて子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。

- 6) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項
監査等委員会の職務は、当社の総務部の使用人がこれを補助する。

- 7) 前項の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- a 監査等委員会の職務を補助する総務部の使用人の任命、異動および評価については、監査等委員会の事前の同意を必要とする。
 - b 同使用人は、監査等委員会の職務を補助するに際しては監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行し、当該職務以外の業務を指示された場合であっても監査等委員会の指示事項を優先して処理する。
- 8) 当社および当社子会社の取締役および使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制
- a 監査等委員会は、取締役会その他の重要な会議を通じ、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人から重要事項の報告を受ける。そのほか、当社グループの取締役および使用人は、監査等委員会の定めるところに従い、監査等委員会の要請に応じて必要な報告および情報提供を行う。
 - b 当社グループの取締役および使用人は、当社グループに著しい影響を及ぼす事実が発生し、または発生する恐れがあることを発見したときは、監査等委員会に速やかに報告する。
- 9) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 監査等委員会に前項の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止する。
- 10) 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員がその職務の執行について当社に対し費用の前払い等の請求をした際には、当該請求に係る費用または債務が当該職務の執行に必要なないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- 11) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a 監査等委員は、取締役会その他の重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
 - b 監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合をもって意見交換を行うほか、必要に応じて他の取締役、当社子会社の監査役（またはこれらに相当する者）、内部監査室長または会計監査人とも情報交換を行い十分なコミュニケーションを図る。
 - c 監査等委員会を原則として月1回、かつ、必要に応じて随時開催し、法令、定款および監査等委員会規程その他の社内規程に従い重要事項について協議する。
- (b) リスク管理体制の整備の状況
- 当社は、業務執行に係るリスクを総合的に認識、評価し、適切な対応を行うため、リスクマネジメント規程を定め、代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置しております。
- 委員長は、経営を取巻く内外環境の変化や、法令定款違反その他の事由に基づく損失の危険が発見された場合、委員を招集して事実関係を把握し、対策を指示するとともに、発見された危険の内容およびそれがもたらす損失の程度等について直ちに担当部門から報告させる体制をとっております。
- また、内部監査室は、本社各部門および店舗を定期的に監査する事によって、リスクの所在を早期発見し、業務執行責任者である社長に報告できる体制を整えております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性5名 女性1名 (役員のうち女性の比率16.7%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	粟田 貴也	1961年10月28日生	1985年8月 トリドール三番館創業 1990年6月 有限会社トリドールコーポレーション 代表取締役社長就任 1995年10月 株式会社トリドール(現株式会社トリ ドールホールディングス)へ組織変更、 代表取締役社長就任(現任)	(注)3	13,786,244
常務取締役 国内事業 本部長	田中公博	1970年7月10日生	1995年4月 東拓工業株式会社入社 2005年1月 山田ビジネスコンサルティング株式会社 入社 2008年4月 株式会社サンマルクホールディングス入 社 2008年9月 株式会社サンマルクカフェ出向 2009年4月 同社取締役就任 2010年6月 同社常務取締役就任 2011年4月 当社入社 2011年7月 当社営業本部長 2012年6月 当社取締役営業本部長就任 2013年11月 当社営業本部長および情報システム部担 当 2016年4月 当社常務取締役就任 2016年4月 当社第2営業本部長ならびに第1営業本 部、営業サポート部およびインフォメー ションテクノロジー部担当 2016年10月 当社営業サポート部、インフォメーショ ンテクノロジー部および海外事業推進プ ログラム担当 2018年12月 当社常務取締役海外事業本部長 2020年1月 当社常務取締役海外事業本部長兼国内事 業本部長 2020年2月 当社常務取締役国内事業本部長(現任)	(注)3	4,225
取締役 SCM本部長 商品開発部長	神原 政敏	1959年1月30日生	1981年4月 株式会社ウエンコジャパン(ダイエーグ ループ)入社 2003年6月 フードビジネスコンサルティング設立 2013年7月 当社品質管理室長 2013年9月 当社購買部長 2015年1月 当社購買部長兼商品部長 2016年2月 当社執行役員購買部長兼商品部長 2016年4月 当社執行役員商品本部長 2018年6月 当社取締役商品本部長 2019年4月 当社取締役SCM本部長 2020年1月 当社取締役SCM本部長兼商品開発部長 (現任)	(注)3	2,848
取締役 (監査等委員)	梅木 利泰	1961年8月11日生	1992年10月 監査法人朝日新和会計社(現有限責任 あずさ監査法人)入社 1997年4月 公認会計士登録 2003年10月 日野総合会計事務所所長(現任) 2008年9月 株式会社日野ビジネスコンサルティング (現SFCブレインコンサルティング株式 会社)代表取締役(現任) 2011年6月 当社監査役就任 2015年6月 当社取締役(監査等委員)就任(現任) (重要な兼職の状況) 監査法人アイ・ピー・オー代表社員	(注)4	2,800

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	梅田 浩章	1966年12月13日生	1994年10月 朝日監査法人(現有限責任 あずさ監査法人)入社 1998年4月 公認会計士登録 2004年8月 梅田浩章公認会計士事務所所長(現任) 2004年9月 税理士登録 2011年3月 不二精機株式会社社外監査役(現任) 2013年4月 株式会社イーサーブ代表取締役(現任) 2017年6月 当社取締役(監査等委員)就任(現任) (重要な兼職の状況) 監査法人アイ・ビー・オー社員	(注)4	100
取締役 (監査等委員)	片岡 牧	1971年2月24日生	2009年12月 弁護士登録 2009年12月 堂島法律事務所入所 2014年6月 株式会社地域経済活性化支援機構へ出向 2016年9月 堂島法律事務所へ復帰(現任) 2017年6月 当社取締役(監査等委員)就任(現任)	(注)4	100
計					13,796,317

(注) 1. 取締役梅木利泰、取締役梅田浩章および取締役片岡牧は、社外取締役であります。

2. 当社の監査等委員会については次のとおりであります。

委員長 梅木利泰、委員 梅田浩章、委員 片岡牧

3. 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、2020年3月期に係る定時株主総会終結の時から2021年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

4. 監査等委員である取締役の任期は、2019年3月期に係る定時株主総会終結の時から2021年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

5. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠の監査等委員である取締役1名を選任しております。補欠の監査等委員である取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
豊田 孝二	1968年2月3日生	1991年4月 明治生命保険相互会社(現明治安田生命保険相互会社)入社 1996年10月 朝日監査法人(現有限責任 あずさ監査法人)入社 2004年10月 弁護士登録 2004年10月 弁護士法人三宅法律事務所入所 2004年11月 公認会計士登録 2012年4月 アクシア法律会計事務所所長(現任) 2013年12月 太洋マシナリー株式会社社外監査役(現任) 2015年11月 学校法人大阪経済大学監事(現任) 2017年3月 ダイサン社外取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) アクシア法律会計事務所所長 株式会社ダイサン社外取締役(監査等委員) 太洋マシナリー株式会社社外監査役 学校法人大阪経済大学監事	-

6. 当社は、優秀な人材を執行役員に登用し、権限と責任の明確化のもと中長期計画を迅速かつ機動的に実行するため、2016年2月1日付で執行役員制度を導入いたしました。本有価証券報告書提出日現在の取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

役職名	氏名	担当
執行役員	小宮 孝一	店舗開発本部長
執行役員	恩田 和樹	株式会社肉のヤマキ商店代表取締役社長
執行役員	鷺本 真章	経営戦略本部長
執行役員	杉山 隆史	海外事業本部長
執行役員	磯村 康典	IT本部長

社外役員の状況

イ 社外取締役の員数ならびに社外取締役と当社との人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係

当社の社外取締役は3名であります。

社外取締役梅木利泰は当社株式2,800株を有しておりますが、それ以外に同氏と当社との間には、人的関係、資本的関係、重要な取引関係その他の利害関係はありません。同氏は日野総合会計事務所の所長、SFCブレインコンサルティング株式会社の代表取締役および監査法人アイ・ピー・オーの社員であります。当該他の会社等と当社の間には、人的関係、資本的関係、重要な取引関係その他の利害関係はありません。また、同氏は過去に当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人に所属しておりましたが、当社の社外取締役選任時点においては、同監査法人を退職しておりました。当社と同監査法人の間には、独立監査人の監査報告書および内部統制監査報告書において、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない旨報告されております。

社外取締役梅田浩章は当社株式100株を有しておりますが、それ以外に同氏と当社との間には、人的関係、資本的関係、重要な取引関係その他の利害関係はありません。同氏は梅田浩章公認会計士事務所の所長、株式会社イーサーブの代表取締役、監査法人アイ・ピー・オーの社員および不二精機株式会社の社外監査役であります。当該他の会社等と当社との間には、人的関係、資本的関係、重要な取引関係その他の利害関係はありません。また、同氏は過去に当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人に所属しておりましたが、当社の社外取締役選任時点においては、同監査法人を退職しておりました。当社と同監査法人の間には、独立監査人の監査報告書および内部統制監査報告書において、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない旨報告されております。

社外取締役片岡牧は当社株式100株を有しておりますが、それ以外に同氏と当社との間には、人的関係、資本的関係、重要な取引関係その他の利害関係はありません。同氏は堂島法律事務所の弁護士であります。当該他の会社等と当社との間には、人的関係、資本的関係、重要な取引関係その他の利害関係はありません。また、同氏が過去に役員若しくは使用人であった他の会社等との間にも、特別な利害関係はありません。

ロ 社外取締役が当社の企業統治において果たす機能および役割ならびに当該社外取締役の選任状況に関する当社の考え方

当社の社外取締役は、高い独立性および専門的な知見に基づき、客観的かつ適切な監視、監督といった期待される機能および役割を果たし、当社の企業統治の有効性に寄与しております。

梅木利泰は、公認会計士としての専門的知識に基づいた的確な意見を得られる事に加えて、以前、当社の顧問であったことから社内業務に精通している事で、適任と判断し、社外取締役に選任しております。

梅田浩章は、公認会計士としての専門的知識に基づいた的確な意見を得られる事から、適任と判断し、社外取締役に選任しております。

片岡牧は、弁護士としての専門的知識に基づいた的確な意見を得られる事から、適任と判断し、社外取締役に選任しております。

ハ 社外取締役の独立性に関する考え方

東京証券取引所および会社法が定める独立性基準を踏まえ、当社における社外取締役の独立性判断基準を、以下に定める要件を満たした者と定義しております。

なお、当社は社外取締役梅木利泰、梅田浩章および片岡牧を独立役員に指定しております。

(a) 業務執行者

- 1) 当社または当社の連結子会社（以下「当社グループ」という。）の業務執行取締役、執行役または使用人（以下「業務執行者」という。）でなく、かつ、その就任前10年間に於いても業務執行者でなかったこと。
- 2) その就任の前10年間に於いて当社グループの取締役または監査役であった者（業務執行者であったものを除く。）については、当該取締役または監査役の就任前10年間に於いて業務執行者でなかったこと。

(b) 大株主

- 1) 当社の大株主（直接または間接に10%以上の議決権を保有するものをいう。以下同じ。）若しくはその業務執行者または当社の大株主の連結子会社の業務執行者でないこと。
- 2) 当社が大株主である法人、組合等の団体の業務執行者でないこと。

(c) 借入先

当社の主要な借入先（当社の連結総資産の2%を超える金額の借入先をいう。）の業務執行者ではないこと。

(d) 取引先

- 1) 当社の主要な取引先（年間取引額が当社の連結売上収益の2%を超えるものをいう。）またはその業務執行者でないこと。
- 2) 当社を主要な取引先とするもの（年間取引額が当該取引先の連結売上収益の2%を超えるものをいう。）またはその業務執行者でないこと。

(e) 会計監査人

当社の会計監査人である監査法人に所属する公認会計士でないこと。

(f) 弁護士、コンサルタント等

当社から役員報酬以外に年間1,000万円を超える報酬を得ている弁護士、公認会計士、司法書士、弁理士その他の専門家またはコンサルタント等（法人、組合その他の団体である場合は、当該団体に所属する者）でないこと。

(g) 経歴

就任前3年間において、(b)から(f)までのいずれかに該当していないこと。

(h) 親族

(a)から(g)までのいずれかに掲げる者（役員、部長、パートナー、アソシエイト等の重要な者に限る。）の配偶者および二親等以内の親族でないこと。

(i) 寄付

当社より年間1,000万円を超える寄付金を受領しているものまたはその業務執行者でないこと。

(j) 相互就任関係

当社との間で取締役、執行役または監査役を相互に派遣している関係でないこと。

(k) 利益相反

(a)から(j)に定めるほか、当社グループと利益相反の生ずるおそれがないこと。

社外取締役による監督または監査と内部監査、監査等委員会監査および会計監査との相互連携ならびに内部統制部門との関係

監査等委員会と内部監査室が連携、協力して内部監査規程に基づき各部門の関連法規、諸規程、制度秩序の遵守および公正、適正な運用と管理状況を監査し、健全性の確保に努めております。

また、当社は、有限責任あずさ監査法人と監査契約を結んでおり、正しい経営情報を提供するなど独立して公正な立場から監査が実施される環境を整えています。また、当社の監査等委員会および内部監査室は有限責任あずさ監査法人と年に複数回の報告会を開催し、連携、協力をとりながら監査を実施しております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

監査等委員会は取締役3名（うち社外取締役3名）で構成されており、監査等委員である各取締役は、監査の独立性を確保した立場から経営に対する適正な監査を行っております。

なお、社外取締役である梅木利泰および梅田浩章は公認会計士として、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

当事業年度において監査等委員会は毎月1回以上、計18回開催しております。個々の監査等委員の出席状況は次のとおりです。

氏名	開催回数	出席回数
梅木 利泰	18回	18回
梅田 浩章	18回	18回
片岡 牧	18回	18回

当事業年度において監査等委員会は、改選後に監査方針及び監査計画を策定し、当該方針及び計画に基づき監査を実施しました。その概要は次のとおりです。

- ・取締役会、リスクマネジメント委員会その他の重要な会議に出席し、意見を述べました。
- ・取締役及び執行役員をヒアリングし、職務執行状況を監査しました。
- ・主要子会社の取締役から報告を受け、職務執行状況を聴取しました。
- ・会計監査人から四半期に1回以上報告を受け、会計監査状況を聴取しました。またその結果を基礎として、会計監査人を評価しました。会計監査人の報酬に関する同意にあたっては、見積理由をヒアリングしその内容を精査しました。
- ・内部監査室から毎月内部監査の状況及び計画をヒアリングし、また内部監査講評会にも同席して意見を述べました。
- ・海外子会社の台湾東利多股份有限公司及びTam Jai International Co.Limitedを往査し、両社取締役から報告を受けるとともに、コンプライアンス体制等について意見交換しました。
- ・取締役及び執行役員の人事について代表取締役社長と、またその報酬について代表取締役社長及び執行役員経営戦略本部長と、それぞれ意見交換しました。
- ・女性役員である片岡監査等委員が、当社女性管理職と意見交換しました。
- ・通常の内通報制度（事務局：内部監査室）とは別に監査等委員会直通の内通報窓口を設置していますが、当事業年度は監査等委員会への内通報はありませんでした。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大によって、当期の期末監査においては監査等委員が一堂に会することができなかったものの、ビデオ会議システムにより会計監査人とのヒアリングを行うなどして、計算書類や事業報告に対する監査は従前どおり実施しております。また、会計監査人からは、業務の多くを在宅勤務により実施せざるを得なくなったものの、決算発表を例年より十日ほど遅らせるなどの対応により、必要な監査の時間は確保できた旨の報告を受けております。

当社は、内部統制システムを活用した監査を行うという監査等委員会の制度趣旨から、常勤の監査等委員を選定しておりません。なお、監査等委員会の事務局を法務部に設置し、同委員会の職務の補助にあたらせております。

内部監査の状況

内部監査室長および内部監査担当者（計9名）は、内部監査規程に基づき、社内の諸規程、制度秩序の遵守および運用と管理状況を監査し、健全性確保に努めております。

内部監査室、監査等委員である取締役および有限責任あずさ監査法人は、相互に連携することにより、計画的な内部監査を実施することで、内部統制の効率性と有効性を高めております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任あずさ監査法人

b. 継続監査期間

17期間

c. 業務を執行した公認会計士

岡野 隆樹

三井 孝晃

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士16名、その他15名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社の監査等委員会は、日本監査役協会の2015年11月10日付（2017年10月13日改正）「会計監査人の評価および選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に準拠した基準により、外部会計監査人の選定・評価を行うこととしております。

当連結会計年度の会計監査人選定にあたり、当社の監査等委員会では、監査法人の独立性、専門性、品質管理体制その他監査の実施体制および監査報酬見積額を考慮し、適正な監査の確保の見地から、前連結会計年度に引き続き有限責任あずさ監査法人に会計監査を委任することが妥当であると判断し、同監査法人を会計監査人に再任いたしました。

なお、当社の監査等委員会は、2020年5月25日開催の委員会で会計監査人再任の適否を審議し、次期連結会計年度についても有限責任あずさ監査法人を再任することが妥当であると判断しております。

f. 監査等委員会による監査法人の評価

前記d.のとおり、当社の監査等委員会では、日本監査役協会の2015年11月10日付（2017年10月13日改正）「会計監査人の評価および選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に準拠した基準により、外部会計監査人の選定・評価を行うこととしております。

当連結会計年度において、当社の監査等委員会は、2020年2月10日に有限責任あずさ監査法人に対して同基準に基づきヒアリングを実施し、その回答をもとに審議した結果、同監査法人が独立性、専門性その他適正な監査を行うために必要な体制を確保しており、かつ、同法人による監査が有効性と効率性に配慮して適切に実施されている、と評価いたしました。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	81	38	84	-
連結子会社	-	-	-	-
計	81	38	84	-

(前連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、財務デューデリジェンス業務、IFRS第16号に関するアドバイザー業務、PMI支援業務等であります。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（KPMGメンバーファーム）に対する報酬（a.を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	-	18	-	25
連結子会社	22	5	17	4
計	22	23	17	29

（前連結会計年度）

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、「税務アドバイザリー業務」等
あります。

（当連結会計年度）

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、「税務アドバイザリー業務」等
あります。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査公認会計士等に対する報酬の額の決定に関する方針について、当社では特段の定めを設けておりませんが、
監査日数、当社の規模、業務の特性等を勘案して決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠な
どが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいた
しました。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法

イ 役員報酬制度の基本的な考え方

当社は、2017年5月31日付で役員等報酬規程を制定し、中長期的な業績と連動する報酬の割合や自社株報酬の割合を高め、もって取締役（監査等委員を除く）に当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との価値の共有を早期に促進する報酬制度を導入しております。

取締役（監査等委員を除く）の報酬は、基本報酬、短期インセンティブ報酬（業績連動報酬）および長期インセンティブ報酬（ストック・オプション、譲渡制限付株式）で構成します。

取締役（監査等委員）の報酬は、基本報酬および長期インセンティブ報酬（ストック・オプション）で構成します。

ロ 報酬決定手続

当社は、取締役会で取締役（監査等委員を除く）の報酬を決定するにあたり、外部専門機関により役員報酬調査データ（業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬の支給割合を含む）に基づく助言を得ることで、取締役（監査等委員を除く）の報酬水準の客観性を確保しております。

また、監査等委員会では、取締役（監査等委員を除く）の報酬等につき、その内容が業績や職務の遂行状況に照らして相当かどうかを審議しております。審議にあたり当社は、監査等委員会の意見陳述権（会社法第361条第6項）を担保するため、報酬の具体額や業績連動の仕組み等の必要な情報を監査等委員会に提供しております。

なお、取締役（監査等委員）の報酬は、監査等委員の協議により決定されます。

ハ 役員の報酬等に関する株主総会の決議

当社では、2015年6月26日開催の第25期定時株主総会で、取締役（監査等委員を除く）の報酬額を年額500,000,000円以内、取締役（監査等委員）の報酬額を年額100,000,000円以内とする決議を得ております。

なお、2017年6月29日開催の第27期定時株主総会で、取締役（監査等委員を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のため、前記年額500,000,000円の報酬枠の範囲内で年額36,000,000円以内の金銭報酬債権を支給する決議を得ております。

また、2018年6月28日開催の第28期定時株主総会で、ストック・オプションとして、取締役（監査等委員を含む）に対し、前記取締役（監査等委員を除く）の報酬枠（年額500,000,000円）および取締役（監査等委員）の報酬枠（年額100,000,000円）の範囲内で新株予約権を付与する決議を得ております。

ニ 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者の氏名または名称、その権限の内容および裁量の範囲

前記イのとおり、当社では2017年5月31日開催の取締役会で役員等報酬規程を制定し、同規程で役員の報酬等の算定方法の決定に関する方針を決定しております。

(a) 基本報酬

取締役（監査等委員を除く）の基本報酬は、株主総会で選任された後に開催される取締役会で決定します。また取締役（監査等委員）の基本報酬は、株主総会で選任された後に開催される監査等委員会において監査等委員の協議で決定します。

なお、取締役（監査等委員を除く）の個別の基本報酬の決定は、取締役会の決議によって代表取締役社長に一任することができます。

(b) 短期インセンティブ報酬（業績連動報酬）

後記へのとおりです。

(c) 長期インセンティブ報酬

取締役（監査等委員を除く）の長期インセンティブ報酬のうち、譲渡制限付株式に係る個別の金銭報酬債権の額は、株主総会で選任された後に開催される取締役会で決定します。なお、取締役会の決議によって、代表取締役社長に一任することができます。

取締役（監査等委員を除く）の長期インセンティブ報酬のうち、ストック・オプションの付与は、株主総会で決定します。なお、個別の新株予約権の個数は、取締役会の決議によって、代表取締役社長に一任することができます。

取締役（監査等委員）の長期インセンティブ報酬（ストック・オプション）は、株主総会で決定します。なお、個別の新株予約権の個数は監査等委員の協議で決定します。

当社は、役員の報酬等の事項を審議する任意の諮問委員会等を設置しておりません。しかし、前記口のとおり、毎年5月に取締役の報酬に係る監査等委員会を開催し、代表取締役社長が報酬の内容を直接説明し監査等委員から助言を得る機会を設けております。

ホ 役員の報酬等の額の決定過程における取締役会等の活動内容

当連結会計年度においては、第28期定時株主総会の後に開催された2019年6月27日の取締役会で、各取締役（監査等委員を除く）の基本報酬額の決定を代表取締役社長に一任する旨決議されております。また、同日には後記へのとおり、取締役（監査等委員を除く）の短期インセンティブ報酬（業績連動報酬）についても決議されております。

また、同年7月10日開催の取締役会で、取締役（監査等委員を除く）の長期インセンティブ報酬のうち、譲渡制限付株式に係る個別の金銭報酬債権の額の決定を代表取締役社長に一任する旨決議されております。

なお、これらの決議に先立ち、2019年5月14日に取締役の報酬に係る監査等委員会を開催し、代表取締役社長が当連結会計年度に係る役員報酬の具体的内容（一任後の決定予定金額を含む）を監査等委員に説明しております。

ヘ 短期インセンティブ報酬（業績連動報酬）に係る指標、当該指標を選択した理由および当該報酬の額の決定方法ならびに当連結会計年度における指標の目標および実績

(a) 短期インセンティブ報酬（業績連動報酬）に係る指標、当該指標を選択した理由および当該報酬の額の決定方法

取締役（監査等委員を除く）の業績連動報酬の総額は、取締役会があらかじめ設定した当該事業年度の支給総額を上限とし、当社グループの当該事業年度の連結売上収益および親会社の所有者に帰属する当期利益を基準に、取締役会があらかじめ設定した予算目標額の達成度に応じて決定されます。当社では、公表される数値であり、また企業規模および収益性を示す基準として明快であることから、連結売上収益および親会社の所有者に帰属する当期利益を短期インセンティブ報酬（業績連動報酬）の指標として採用しております。

また、各取締役（監査等委員を除く）には、上記の業績連動報酬総額を役職位ごとに取締役会であらかじめ定めた役職別係数により按分した金額を支給します。

(b) 当連結会計年度における指標の目標および実績

当連結会計年度においては、2019年6月27日開催の取締役会で、短期インセンティブ報酬（業績連動報酬）に係る支給総額、予算目標額の達成度および役職別係数を決定しました。このうち指標の目標は、予算上の連結売上収益の額の100%以上かつ予算上の連結当期利益の額の110%以上を達成した場合に支給総額の100%、予算上の連結売上収益の額の100%以上かつ予算上の連結当期利益の額の100%以上110%未満を達成した場合に支給総額の50%、を支給することとし、これらの目標のいずれも達成できなかった場合は支給ゼロとしました。

今期は上半期目標を達成したことから、当連結会計年度に係る取締役（監査等委員を除く）の短期インセンティブ報酬（業績連動報酬）を一部支給しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック・ オプション	業績連動報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役(監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	132	119	4	6	4	4
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	-	-	-	-	-	-
社外役員	13	13	0	-	-	3

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

使用人兼務役員が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準および考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、価格の変動または配当によって利益を得ることを目的とするものとそれ以外の目的によるものとに区分しております。

TDインベストメント株式会社における株式の保有状況

当社および連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）であるTDインベストメント株式会社については以下の通りです。

a. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ 保有方針および保有の合理性を検証する方法ならびに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

政策保有株式への投資は、業務提携、取引関係の維持・強化を目的に、当社の企業価値向上に繋がる銘柄について実施いたします。保有の合理性の検証は、親会社である当社に準じます。

ロ 銘柄数および貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	4	256
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当銘柄はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当銘柄はありません。

ハ 特定投資株式およびみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当銘柄はありません。

b. 保有目的が純投資目的である投資株式

該当銘柄はありません。

提出会社における株式の保有状況

提出会社については以下の通りであります。

a. 保有目的が純投資以外の目的である投資株式

イ 保有方針および保有の合理性を検証する方法ならびに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

政策保有株式への投資は、業務提携、取引関係の維持・強化を目的に、当社の企業価値向上に繋がる銘柄について実施いたします。また、保有目的の合理性を精査・保有の継続について検討し、取締役会に報告いたします。

ロ．銘柄数および貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	1	9
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当銘柄はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当銘柄はありません。

ハ 特定投資株式およびみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当銘柄はありません。

b．保有目的が純投資目的である投資株式

該当銘柄はありません。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)第93条の規定により、国際会計基準(以下「IFRS」という。)に準拠して作成しております。
連結財務諸表その他の事項の金額については、百万円未満を四捨五入して記載しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。
財務諸表その他の事項の金額については、百万円未満を四捨五入して記載しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組み及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、適時適正な開示を実施できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、監査法人等が主催するセミナーへの参加等を行っております。

また、国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を随時入手し、最新の基準の把握を行っております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

	注記 番号	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物	20,28	14,398	25,801
営業債権及びその他の債権	19,28	4,416	3,967
棚卸資産	18	830	836
その他の流動資産		2,108	1,931
流動資産合計		21,752	32,536
非流動資産			
有形固定資産	12	30,682	34,581
使用権資産	29	-	78,773
無形資産及びのれん	6,13	41,806	40,257
持分法で会計処理されている 投資	15	5,477	4,770
その他の金融資産	16,28	14,594	14,698
繰延税金資産	17	2,719	3,464
その他の非流動資産		949	900
非流動資産合計		96,227	177,443
資産合計		117,979	209,978
負債			
流動負債			
営業債務及びその他の債務	27,28	9,542	10,855
短期借入金	20,25,28	64	29
1年以内返済予定の長期借入金	20,25,28	10,310	12,424
リース負債	20,25,28	295	13,625
未払法人所得税		278	794
引当金	26	899	727
その他の流動負債		4,565	4,240
流動負債合計		25,953	42,694
非流動負債			
長期借入金	20,25,28	48,764	45,578
リース負債	20,25,28	3,241	70,079
引当金	26	2,180	2,807
繰延税金負債	17	2,199	1,475
その他の非流動負債		552	780
非流動負債合計		56,937	120,719
負債合計		82,889	163,414
資本			
親会社の所有者に帰属する持分			
資本金	21	4,076	4,159
資本剰余金	21	4,085	3,848
その他資本性金融商品	22	-	10,847
利益剰余金	21	28,477	29,503
自己株式	21	2,143	2,124
その他の資本の構成要素	21,24,30	516	806
親会社の所有者に帰属する持分合計		33,979	45,427
非支配持分		1,110	1,138
資本合計		35,090	46,565
負債及び資本合計		117,979	209,978

【連結純損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結純損益計算書】

(単位：百万円)

	注記 番号	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上収益	7	145,022	156,478
売上原価		39,117	40,205
売上総利益		105,904	116,273
販売費及び一般管理費	8,29,30	98,634	107,392
減損損失	12,13,29	3,630	3,818
その他の営業収益	9	562	1,011
その他の営業費用	10	1,900	1,707
営業利益		2,302	4,367
金融収益	11	356	215
金融費用	11	415	1,267
金融収益・費用純額		59	1,052
持分法による投資損益	15	907	478
税引前利益		1,337	2,837
法人所得税費用	17	1,116	895
当期利益		221	1,941
当期利益の帰属			
親会社の所有者		267	1,956
非支配持分		46	15
当期利益		221	1,941
親会社の所有者に帰属する1株当たり当期利益 (円)			
基本的1株当たり当期利益	23	3.11	21.21
希薄化後1株当たり当期利益	23	3.09	21.14

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	注記 番号	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期利益		221	1,941
その他の包括利益			
純損益に振り替えられる可能性のある項目：			
在外営業活動体の換算差額	24	799	354
持分法適用会社におけるその他の包括利益 に対する持分	15,24	218	11
その他の包括利益合計		580	365
当期包括利益合計		801	1,577
当期包括利益合計額の帰属			
親会社の所有者		902	1,626
非支配持分		101	49

【連結持分変動計算書】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	注記 番号	親会社の所有者に帰属する持分							合計	非支配 持分	資本合計
		資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素		合計			
						在外営業活 動体の換算 差額	新株 予約権				
2018年4月1日残高		4,031	4,064	29,347	0	1,529	329	1,200	36,242	1,228	37,470
当期利益				267				-	267	46	221
その他の包括利益	24					635		635	635	55	580
当期包括利益合計		-	-	267	-	635	-	635	902	101	801
新株の発行（新株予約 権の行使）	21	43	43				23	23	63		63
株式報酬取引	30	2	2		3		86	86	93		93
自己株式の取得	21		20		2,146			-	2,165		2,165
配当	21			1,151				-	1,151	15	1,166
連結範囲の変動								-	-	1	1
その他			4					-	4		4
所有者との取引額等 合計		45	21	1,151	2,143	-	63	63	3,165	16	3,181
その他の資本の構成要 素から利益剰余金への 振替				14			14	14	-		-
2019年3月31日残高		4,076	4,085	28,477	2,143	894	378	516	33,979	1,110	35,090

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

	注記 番号	親会社の所有者に帰属する持分								合計	非支配 持分	資本合計
		資本金	資本 剰余金	その他資 本性金融 商品	利益 剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素					
							在外営業 活動体の 換算差額	新株 予約権	合計			
2019年4月1日残高		4,076	4,085	-	28,477	2,143	894	378	516	33,979	1,110	35,090
会計方針の変更による 累積的影響額					880				-	880		880
会計方針の変更を反映 した2019年4月1日残 高		4,076	4,085	-	27,597	2,143	894	378	516	33,099	1,110	34,210
当期利益					1,956				-	1,956	15	1,941
その他の包括利益	24						330		330	330	34	365
当期包括利益合計		-	-	-	1,956	-	330	-	330	1,626	49	1,577
新株の発行(新株予約 権の行使)	21	81	81					46	46	117		117
株式報酬取引	30	2	2					100	100	104		104
自己株式の取得及び処 分	21		0			19			-	19		19
配当	21				64				-	64		64
その他資本性金融商品 の発行	22			10,847					-	10,847		10,847
支配継続子会社に対す る持分変動			76						-	76	76	-
その他			244						-	244		244
所有者との取引額等 合計		83	237	10,847	64	19	-	54	54	10,702	76	10,778
その他の資本の構成要 素から利益剰余金への 振替					14			14	14	-		-
2020年3月31日残高		4,159	3,848	10,847	29,503	2,124	1,224	418	806	45,427	1,138	46,565

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	注記 番号	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前利益		1,337	2,837
減価償却費及び償却費		5,098	19,946
減損損失		3,630	3,818
受取利息		212	215
支払利息		348	1,032
持分法による投資損益(は益)		907	478
営業債権及びその他の債権の増減(は増加)		351	334
棚卸資産の増減(は増加)		7	7
営業債務及びその他の債務の増減(は減少)		900	1,347
その他		1,978	2,194
小計		12,529	31,763
利息の受取額		56	134
利息の支払額		357	1,006
法人所得税の支払額		3,812	1,299
営業活動によるキャッシュ・フロー		8,416	29,593
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出		9,032	11,436
無形資産の取得による支出		358	288
敷金及び保証金の差入による支出		1,340	853
敷金及び保証金の回収による収入		568	245
建設協力金の支払による支出		302	280
建設協力金の回収による収入		452	491
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	6	1,102	-
持分法で会計処理されている投資の取得による支出		2,272	-
その他		824	865
投資活動によるキャッシュ・フロー		14,210	12,986
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の純増減額(は減少)	20	34,578	35
長期借入れによる収入	20	51,358	11,108
長期借入金の返済による支出	20	7,728	12,180
リース負債の返済による支出	20	262	15,038
自己株式の取得による支出	21	2,146	-
配当金の支出額	21	1,151	64
その他資本性金融商品の発行による収入	22	-	10,780
その他		41	238
財務活動によるキャッシュ・フロー		5,534	5,190
現金及び現金同等物の増減額(は減少)		260	11,417
現金及び現金同等物の期首残高	20	14,798	14,398
現金及び現金同等物に係る換算差額		140	13
現金及び現金同等物の期末残高	20	14,398	25,801

【連結財務諸表注記】

1. 報告企業

株式会社トリドールホールディングスは日本に所在する企業であります。当社の連結財務諸表は2020年3月31日を期末日とし、当社および子会社（当社および子会社を合わせて「当社グループ」とする）、ならびに当社グループの共同支配企業および関連会社に対する持分により構成されます。当社グループは、当社を中心として外食事業を営んでおります。

2. 作成の基礎

(1) 連結財務諸表がIFRSに準拠している旨

当社グループの連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号）第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件をすべて満たすことから、第93条の規定により、IFRSに準拠して作成しております。

連結財務諸表は、2020年6月26日において取締役会により公表の承認がされております。

(2) 測定の基礎

当社グループの連結財務諸表は、「注記3. 重要な会計方針」に記載のとおり、公正価値で測定されている特定の金融商品等を除き、取得原価を基礎として作成しております。

公正価値は、その価格が直接観察可能であるか、他の評価技法を用いて見積られるかに関わらず、測定日時点で、市場関係者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格であります。

(3) 機能通貨および表示通貨

連結財務諸表は当社の機能通貨である円で表示しております。円で表示しているすべての財務諸表は、百万円単位未満を四捨五入しております。

(4) 見積りおよび判断の利用

IFRSに準拠した連結財務諸表の作成において、経営陣は、会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告額に影響を及ぼす判断、見積りおよび仮定の設定を行うことが義務付けられています。実際の業績はこれらの見積りとは異なる場合があります。見積りおよびその基礎となる仮定は継続して見直しております。会計上の見積りの見直しによる影響は、その見積りを見直した連結会計期間と将来の会計期間において認識しております。

翌連結会計年度において重要な修正をもたらすリスクのある、仮定および見積りの不確実性に関する情報は、以下の重要な会計方針に含めております。

- 3. (1) 連結の基礎 企業結合
- 3. (7) 有形固定資産
- 3. (8) 無形資産及びのれん
- 3. (10) 非金融資産の減損
- 3. (13) 引当金
- 3. (16) 法人所得税

新型コロナウイルス感染症の当社グループへの影響につきましては、感染拡大や長期化に伴い、臨時休業・営業時間短縮や消費の低迷などが懸念されます。当社グループにおける減損会計の適用においては、新型コロナウイルス感染症は2020年度上期まで続き、その後徐々に通常営業に戻るとの前提で将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。

(5) 会計方針の変更

(IFRS第16号「リース」)

当社グループは、当連結会計年度よりIFRS第16号「リース」（2016年1月公表、以下「IFRS第16号」）を適用しております。

当社グループでは、適用開始による累積的影響を2019年4月1日の期首利益剰余金において認識する修正遡及アプローチを用いてIFRS第16号を適用しました。

IFRS第16号への移行にあたり、当社グループは、取引がリースであるか否かに関する従前の判定を引き継ぐ実務上の便法を適用することを選択しました。従来リースとして識別されていた契約にのみIFRS第16号を適用し、IAS第17号およびIFRIC第4号のもとでリースとして識別されなかった契約については、リースであるか否かの再評価を行っておりません。したがって、IFRS第16号に基づくリースの定義は、2019年4月1日以降に締結または変更された契約にのみ適用しております。

当社グループは借手として、従来、原資産の所有に伴うリスクと経済価値が実質的にすべて当社グループに移転するか否かの評価に基づいて、リースをオペレーティング・リースとファイナンス・リースに分類していました。IFRS第16号では、当社グループは、ほとんどのリースについて使用権資産とリース負債を認識しております。

IAS第17号のもとでオペレーティング・リースに分類していたリースについては、移行日時点の残存リース料総額を2019年4月1日現在の当社グループの追加借入利率を用いて割り引いた現在価値で測定しました。使用権資産は以下のいずれかの方法で測定しております。

- ・リース開始時点からIFRS第16号を適用していたと仮定して算定した帳簿価額。ただし、割引率については、適用開始日時点の借手の追加借入利率を用いる。
- ・適用開始日時点のリース負債の測定額に、前払リース料を調整した金額。

当社グループは、従来IAS第17号のもとでオペレーティング・リースに分類していたリースにIFRS第16号を適用する際に、以下の実務上の便法を適用しました。

- ・特性が類似したリースのポートフォリオに単一の割引率を適用する。
- ・残存リース期間が12ヶ月以内のリースに、使用権資産とリース負債を認識しない免除規定を適用する。
- ・延長または解約オプションが含まれている契約のリース期間を算定する際に、事後的判断を使用する。

IAS第17号のもとでファイナンス・リースに分類していたリースについて、2019年4月1日現在の使用権資産とリース負債の帳簿価額は、その直前の日におけるIAS第17号に基づくリース資産とリース負債の帳簿価額で算定しております。

IFRS第16号への移行により、適用開始日の連結財政状態計算書に使用権資産などのリース関連の資産を78,094百万円、リース負債を79,928百万円および期首利益剰余金（税効果会計考慮後）の減少を880百万円、追加的に認識しております。

また、連結純損益計算書において、従来、IAS第17号を適用して発生時に費用処理していた借手のオペレーティング・リース料は、使用権資産の減価償却費およびリース負債に係る金融費用の計上に変更され、連結キャッシュ・フロー計算書においては、営業活動によるキャッシュ・フローの減額項目から財務活動によるキャッシュ・フローの減額項目である「リース負債の返済による支出」に計上区分を変更しております。

リース負債を測定する際に、当社グループは、2019年4月1日現在の追加借入利率を用いてリース料を割り引きました。適用した追加借入利率の加重平均は、0.58%です。

(単位：百万円)

	金額
2019年3月31日現在のオペレーティング・リースに係るコミットメント額	13,338
2019年4月1日現在の追加借入利率を用いた割引後	12,438
2019年3月31日現在で認識したファイナンス・リース負債	3,536
認識の免除規定	
短期リース	357
少額リース	176
行使することが合理的に確実な延長または解約オプション	68,024
2019年4月1日に認識したリース負債	83,464

3. 重要な会計方針

(1) 連結の基礎

当社グループの連結財務諸表は、当社および子会社の財務諸表ならびに共同支配企業および関連会社の持分相当額を含めております。

子会社

子会社とは、当社グループにより支配されている企業をいいます。当社グループがある企業への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利を有し、かつ、当該企業に対するパワーにより当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合に、当社グループは当該企業を支配していることとなります。

子会社の財務諸表は、支配開始日から支配終了日までの間、連結財務諸表に含まれております。

支配が継続する子会社に対する当社グループの持分変動については、資本取引として会計処理しております。非支配持分の調整額と受取対価の公正価値との差額は、当社の所有者に帰属する持分として資本に直接認識しております。一方、子会社に対する支配を喪失した場合には、支配の喪失から生じた利得および損失は純損益で認識しております。

共同支配の取決めおよび関連会社

共同支配の取決めとは、当社グループが共同支配（取決めのリターンに重要な影響を及ぼす活動に関する意思決定が、全員一致の合意を必要とする場合のみ存在する）を有する取決めにいいます。また、関連会社とは、当社グループがその財務および経営方針に対して重要な影響力を有しているものの、支配はしていない企業をいいます。

関連会社または共同支配企業に対する投資は、取得時に取得原価で認識し、持分法を用いて会計処理しております。

持分法では、投資日における投資とこれに対応する被投資会社の資本との間に差額がある場合には、当該差額はのれんとして投資の帳簿価額に含めております。

連結財務諸表には、共同支配を開始した日または重要な影響力を有するようになった日から期末日までの持分法適用会社の純損益およびその他の包括利益に対する当社グループの持分が含まれております。

損失に対する当社グループの負担が、持分法適用会社に対する投資を上回った場合には、当該投資の帳簿価額をゼロまで減額し、当社グループが持分法適用会社に代わって債務を負担または支払いを行う場合を除き、それ以上の損失を認識しておりません。

関連会社または共同支配企業に対する投資の帳簿価額の一部を構成するのれんは区別して認識されないため、個別に減損テストを行っておりません。その代わり、関連会社または共同支配企業に対する投資額が減損している可能性が示唆される場合には、投資全体の帳簿価額について減損テストを行っております。

連結財務諸表には、他の株主との関係等により決算日を当社の決算日に統一することが実務上不可能であるため、当社の決算日と異なる日を決算日とする持分法適用会社に対する投資が含まれております。

企業結合

企業結合は、取得日（すなわち、支配が当社グループに移転した日）において、取得法を用いて会計処理しております。被取得企業における識別可能な資産および負債は取得日の公正価値で測定しております。

当社グループは、被取得企業の非支配持分を案件ごとに公正価値または被取得企業の純資産における非支配持分の比例持分のいずれかで認識しております。

のれんは、移転した対価と被取得企業の非支配持分の金額の合計が、取得日における識別可能な取得資産および引受負債の正味価額を上回る場合にその超過額として測定しております。その差額が負の金額である場合には、即時に純損益として認識しております。

負債または持分証券の発行に関連するものを除いて、企業結合に関連して当社グループに発生する取引費用は発生時に費用処理しております。

(2) 外貨

外貨建取引の換算

外貨建取引は、取引日における為替レートでグループ企業の各機能通貨に換算しております。期末日における外貨建貨幣性資産・負債は、期末日の為替レートで機能通貨に再換算しております。

取引の決済から生じる外国為替差額ならびに外貨建の貨幣性資産および負債を期末日の為替レートで換算することによって生じる為替換算差額は、純損益で認識しております。ただし、非貨幣性項目の利益または損失がその他の包括利益に計上される場合は、為替換算差額もその他の包括利益に計上しております。

在外営業活動体の換算

在外営業活動体の資産および負債は、取得により発生したのれんおよび公正価値の調整を含め、期末日の為替レートで換算しております。また、在外営業活動体の収益および費用は、取引日の為替レートまたはそれに近似するレートで換算しております。換算により生じた差額は、その他の包括利益で認識しております。

在外営業活動体の一部またはそのすべてが処分される場合には、在外営業活動体の換算差額は、処分にかかる損益の一部として純損益に振り替えております。

(3) 金融商品

非デリバティブ金融資産

金融資産は、当社グループが当該金融商品の契約当事者になった取引日に当初認識しております。

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合または金融資産からのキャッシュ・フローを受取る契約上の権利を譲渡する取引において当該金融資産の所有にかかるリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合には、当該金融資産の認識を中止しております。

() 償却原価で測定する金融資産

金融資産は、以下の2つの要件を両方満たす場合、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・当社グループの事業モデルにおいて、当該金融資産の契約上のキャッシュ・フローを回収することを目的として保有すること
- ・金融資産の契約条項が、特定された日に元本および利息の支払いのみによるキャッシュ・フローを生じさせること

当社グループは、営業債権及びその他の債権を、これらの発生日に当初認識しております。その他の全ての金融資産は、当社グループが当該金融資産の契約当事者となった取引日に当初認識しております。重大な金融要素を含む営業債権を除く全ての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類される場合を除き、公正価値に取引コストを加算した金額で当初測定しております。

また、当初認識後は、償却原価で測定する金融資産の帳簿価額については実効金利法を用いて算定し、必要な場合には減損損失を認識しております。

() その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

当社グループは、償却原価で測定される金融資産に分類されなかった金融資産で、当初認識時に、当初認識後に認識される公正価値の変動をその他の包括利益で表示することを選択した資本性金融商品をその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定しております。

当該金融資産の認識を売却等により中止する場合には、認識されていた累積利得または損失を、その他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えております。

金融資産の減損

当社グループは償却原価で測定される金融資産に係る予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

信用リスクの著しい増大の判定

当社グループは、期末日ごとに、金融資産の債務不履行発生リスクを期末日現在と当初認識日現在と比較し、金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているかどうかを評価しております。

なお、当社グループは、信用リスクが著しく増加しているかどうかを当初認識以降の債務不履行の発生リスクの変化に基づいて判断しており、債務不履行の発生リスクに変化があるかどうかを評価するにあたっては、主に期日経過の情報を考慮し、以下も考慮しております。

- ・金融資産の外部信用格付の著しい変化
- ・内部信用格付の格下げ
- ・借手の経営成績の悪化

予想信用損失アプローチ

予想信用損失は、契約に基づいて当社グループが受け取るべき契約上のキャッシュ・フローと、当社グループが受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローとの差額の現在価値であります。金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定し、著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

なお、上記にかかわらず、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、常に、貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

予想信用損失の測定に当たっては、過去の事象、現在の状況および将来の経済状況の予測についての、報告日において利用可能な合理的で裏付け可能な情報を用いており、個別に重要な金融資産は個別に予想信用損失を評価し、個別に重要ではない金融資産は所在地、期日超過の日数等を基に信用リスクの特徴が類似する資産ごとにグルーピングを行い、集散的に予想信用損失を評価し、損失評価引当金を計上しております。

また、債務者が支払期限到来後90日以内に支払いを行わない場合など、金融資産の全部または一部について回収ができない、または回収が極めて困難であると判断された場合には債務不履行としております。

債務不履行に該当した場合、または発行者または債務者の著しい財政的困難が存在する場合、信用減損しているものと判断しております。

金融資産に係る貸倒引当金の繰上額は、純損益で認識しております。貸倒引当金の戻入が発生した場合、純損益で認識しております。

なお、債務者が当社グループと合意した返済計画を遂行できないなど、回収が合理的に見込めない場合においては、金融資産を直接償却しております。これには通常、当社グループが借手が直接償却対象の金額を返済するために十分なキャッシュ・フローを生み出す資産または収益源を有していないと判断した場合が該当します。当社グループでは、直接償却した金融資産に対しても、期日経過債権を回収できるよう、履行強制活動を継続しております。

非デリバティブ金融負債

金融負債は、当社グループが当該金融商品の契約当事者になった取引日に当初認識しております。

当社グループは、金融負債が消滅した場合、すなわち、契約上の義務が免責、取消または失効となった場合に、金融負債の認識を中止しております。非デリバティブ金融負債は、当初認識時に公正価値にその取得に直接起因する取引費用を控除して測定しております。また、当初認識後は、実効金利法による償却原価で測定しております。

当社グループは、非支配持分の所有者に付与している子会社株式の売建プット・オプションについて、将来キャッシュ・フローを割り引く方法に基づき算定した公正価値を金融負債として認識するとともに非支配株主持分との差額を資本剰余金から減額し、当初認識後の変動については資本剰余金に認識しております。

(4) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資から構成されております。

(5) 株主資本

普通株式

当社が発行した資本性金融商品は、発行価額を資本金および資本剰余金に計上し、直接発行費用（税効果考慮後）は資本金および資本剰余金から控除しております。

自己株式

自己株式を取得した場合は、直接取引費用を含む支払対価を、資本の控除項目として認識しております。

(6) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のうち、いずれか小さい額で測定しております。棚卸資産の取得原価は、主として先入先出法に基づいて算定しております。

(7) 有形固定資産

認識および測定

有形固定資産は、原価モデルを適用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用が含まれております。

減価償却

有形固定資産項目は、その資産が使用可能となった日から、減価償却しております。

減価償却費は、償却可能額をもとに算定しております。償却可能額は、資産の取得価額から残存価額を差し引いて算出しております。

減価償却は、有形固定資産の各構成要素の見積耐用年数にわたり、主として定額法に基づいて認識しております。

資産の見積耐用年数は、予想される使用量、物理的自然減耗、技術的または経済的陳腐化等を総合的に勘案して見積っております。

事業用定期借地契約に係る借地上の建物については、残存価額を零とし、契約残存年数を基準とした定額法によっております。

なお、土地は償却しておりません。

主な見積耐用年数は次のとおりであります。

- ・建物及び構築物 3～35年
- ・工具、器具及び備品 3～20年

減価償却方法、耐用年数および残存価額は期末日毎に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

(8) 無形資産及びのれん

無形資産

無形資産は、原価モデルを適用し、取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除した額で測定しております。

() 個別取得した無形資産

個別取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。

() 企業結合により取得した無形資産

企業結合により取得した無形資産は、取得日の公正価値で測定しております。

償却費は、償却可能額をもとに算定しております。償却可能額は、資産の取得価額から残存価額を差し引いて算出しております。

無形資産には、耐用年数を確定できるものとできないものがあります。

耐用年数を確定できる無形資産の償却は、その資産が使用可能となった日から見積耐用年数にわたり、定額法に基づいて認識しております。

主な見積耐用年数は次のとおりであります。

- ・ソフトウェア 5年
- ・フランチャイズ契約 5年～9年
- ・顧客関連資産 10年

償却方法、耐用年数および残存価額は期末日毎に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

耐用年数を確定できない無形資産は、以下のとおりです。

- ・商標権

商標権は、事業が継続する限りは法的に継続使用でき、かつ、予見可能な将来に渡ってサービスを提供することを経営陣が計画しているため、耐用年数を確定できないと判断しております。

また、耐用年数を確定できない無形資産は、取得原価から減損損失累計額を控除した額で測定しております。

のれん

子会社の取得により生じたのれんは無形資産及びのれんに計上しております。当初認識時におけるのれんの測定については、「(1) 連結の基礎 企業結合」に記載しており、その後は、取得価額から減損損失累計額を控除して測定しております。

持分法適用会社については、のれんの帳簿価額を投資の帳簿価額に含めております。また、当該投資にかかる減損損失は、持分法適用会社の帳簿価額の一部を構成する資産(のれんを含む)には配分しておりません。

(9) リース

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

契約上、当社グループが実質的にすべてのリスク及び経済的便益を享受するリースは、ファイナンス・リースとして分類しております。リース資産は公正価値又は最低支払リース料総額の現在価値のいずれか小さい額で当初認識しております。

当初認識後は、当該資産に適用される会計方針に基づいて会計処理しております。支払リース料は、利率が債務残高に対して一定率となるように金融費用と債務の返済額とに配分しております。

ファイナンス・リース以外のリースはオペレーティング・リースとなり、当社グループの連結財政状態計算書に計上しておりません。オペレーティング・リースの支払リース料は、リース期間にわたって定額法により費用処理しております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

リースの開始日において使用権資産およびリース負債を認識しており、使用権資産は開始日において取得原価で測定しております。取得原価は、リース負債の当初測定金額、当初直接コスト、原資産の解体ならびに除去および原状回復コストの当初見積額等で構成されております。使用権資産の当初認識後、リースの開始日から使用権資産の耐用年数またはリース期間の終了時のいずれか早い時まで定額法で減価償却しております。リース負債は、支払われていないリース料を借手の追加借入利率を用いて現在価値に割り引いて測定しております。リース料は、利息法に基づき、金融費用とリース負債の返済額とに配分しております。金融費用は連結純損益計算書上、使用権資産に係る減価償却費と区分して表示しております。

リース負債を見直した場合またはリースの条件変更が行われた場合には、リース負債を再測定し使用権資産を修正しております。なお、短期リースおよび少額資産のリースについては、使用権資産およびリース負債を認識せず、リース料をリース期間にわたり定額法で費用認識しております。

(10) 非金融資産の減損

棚卸資産および繰延税金資産を除く、当社グループの非金融資産の帳簿価額は、期末日毎に減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積もっております。のれんおよび耐用年数を確定できない、または、未だ使用可能でない無形資産については、每期、さらに減損の兆候を識別した場合には都度、減損テストを実施しております。

資産または資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と売却費用控除後の公正価値のうち、いずれか大きい方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値および当該資産に固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いております。資金生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資産グループとしております。

企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーから便益を得ると見込まれる資金生成単位へ配分しております。のれんが配分される資金生成単位については、のれんを内部管理目的で監視している最小単位となるように設定しております。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成しないため、全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を見積もっております。

減損損失は、資産または資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合に超過差額を純損益として認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しております。

のれんに関連する減損損失は戻入れておりません。のれん以外の資産については、過去に認識した減損損失は、期末日毎に、減損損失の戻入れの兆候の有無を評価しております。減損損失の戻入れの兆候がある場合には、回収可能価額の見積りを行い、当該回収可能価額が資産の帳簿価額を上回る場合には、減損損失を戻入れております。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費または償却費を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として戻入れております。

なお、共同支配企業に対する投資の帳簿価額の一部を構成するのれんは区分して認識していないため、個別に減損テストを実施しておりません。ただし、共同支配企業に対する投資が減損している可能性が示唆されている場合には、投資全体の帳簿価額について回収可能価額と比較することにより単一の資産として減損テストの対象としております。

(11) 従業員給付

長期従業員給付

当社グループは、主に確定拠出型年金制度を採用しております。確定拠出型年金制度は、雇用主が一定額の掛金を他の独立した企業に拠出し、その拠出額以上の支払について法的または推定的債務を負わない退職後給付制度であります。確定拠出型年金制度の拠出債務は、従業員がサービスを提供した期間に、費用として認識しております。

短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として計上しております。賞与については、当社グループが、従業員から過去に提供された労働の結果として支払うべき現在の法的および推定的債務を負っており、かつ、その金額を信頼性をもって見積ることができる場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積ることができる額を負債として認識しております。

(12) 株式報酬

ストック・オプション

当社グループは、取締役（監査等委員含む）、執行役員および従業員に対するインセンティブ制度としてストック・オプション制度を導入しております。オプションの付与日における公正価値は、付与日から権利が確定するまでの期間にわたり費用として認識し、同額をその他の資本の構成要素の増加として認識しております。付与されたオプションの公正価値は、オプションの諸条件を考慮し、ブラック・ショールズ式等を用いて算定しております。なお、条件については、定期的に見直し、必要に応じて権利確定数の見積りを修正しております。

譲渡制限付株式報酬制度

当社グループは、役員に対する持分決済型の株式に基づく報酬として、譲渡制限付株式報酬制度を採用しております。受領したサービスの対価は、付与日における当社株式の公正価値で測定しており、付与日から権利確定期間にわたり連結純損益計算書において費用として認識し、同額を連結財政状態計算書において資本の増加として認識しております。

(13) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、合理的に見積り可能である法的または推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高い場合に認識しております。

引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値およびその負債に特有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いております。

(14) 収益

当社グループは、下記の5ステップアプローチに基づき収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社グループは、国内および海外における飲食事業等を行っております。当社グループのサービスの提供は、顧客からの注文に基づく料理を提供し、対価を受領した時点で履行義務は充足されると判断して、収益を認識しております。

顧客への料理の提供と同時に支払いを受けているため、約束した対価の金額に重大な金融要素は含まれておりません。また、収益は、顧客との契約において約束された対価から値引きなどを控除した金額で測定しております。

当社グループにおいては、資産として認識しなければならない契約を獲得するための増分コストおよび履行にかかるコストはありません。

(15) 金融収益および金融費用

金融収益は主として、償却原価で測定する金融資産の受取利息から、金融費用は主として、借入金およびリース負債にかかる支払利息から構成されております。為替差損益は、純額ベースで「金融収益」または「金融費用」に計上しております。

受取利息および支払利息は、実効金利法に基づき発生時に認識しております。

(16) 法人所得税

法人所得税費用は、当期税金と繰延税金から構成されております。これらは、企業結合に関連するもの、その他の包括利益で認識される項目および資本に直接認識される項目に関連する税金を除き、純損益で認識しております。

当期税金は、期末日時点において施行または実質的に施行される税率を乗じて算定する当期の課税所得または損失にかかる納税見込額あるいは還付見込額に、前年までの納税見込額の調整額あるいは還付見込額の調整額を加味したもので構成されております。

繰延税金は、資産および負債の財務諸表上の帳簿価額と税務上の金額との一時差異について認識しております。ただし、以下の場合は繰延税金を認識しておりません。

- ・ 予測可能な将来にその差異が解消されない可能性が高い場合の子会社および共同支配企業に対する投資にかかる差異
- ・ のれんの当初認識において生じる加算一時差異

繰延税金は、期末日に施行または実質的に施行される法律に基づいて、一時差異が解消される時に適用されると予測される税率を用いて測定しております。繰延税金資産・負債は、当期繰延税金資産・負債を相殺する法律上強制力のある権利を有しており、かつ、法人所得税が同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合または異なる納税主体に課されているものの、これらの納税主体が当期税金資産・負債を純額ベースで決済することを意図している場合、もしくは、これらの税金資産および負債が同時に実現する予定である場合に相殺しております。

繰延税金資産は、未使用の税務上の繰越欠損金、税額控除および将来減算一時差異のうち、将来課税所得に対して利用できる可能性が高いものに限り認識しております。

(17) 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益は、親会社の所有者に帰属する当期利益を、当連結会計年度中の自己株式を控除した発行済普通株式の加重平均株式数で除して計算しております。

希薄化後1株当たり当期利益は、希薄化効果を有するすべての潜在的普通株式の影響を調整して計算しております。

4. 適用されていない新たな基準書及び解釈指針

連結財務諸表の承認日までに主に以下の基準書及び解釈指針の新設または改訂が公表されておりますが、当社グループはこれを早期適用しておりません。

なお、これらの適用による影響は算定中であります。

IFRS		強制適用時期 (以降開始年度)	当社グループ適用時期	新設・改訂の概要
IFRS第16号	リース	2020年6月1日	2021年3月期	新型コロナウイルスに関連した賃料減免に関する会計処理を改訂

5. 事業セグメント

(1) 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

事業セグメントは、他の事業セグメントとの取引を含む、収益を獲得し、費用を発生させる事業活動の構成単位であります。

セグメント情報には、各セグメントに直接的に帰属する項目のほか、合理的な基準により各セグメントに配分された項目が含まれております。

当社は、各店舗において商品を提供する飲食業を営んでおります。海外の関係会社は、独立した経営単位であり、地域の特性に応じて事業活動を展開しております。したがって、当社は店舗における提供商品およびサービス提供形態を基礎とした業態別セグメントおよび地域別セグメントから構成されており、国内事業として、「丸亀製麺」、「カフェ」、「豚屋とん一」の3区分、および「海外事業」の計4区分を報告セグメントとしております。「丸亀製麺」は、讃岐うどんや天ぷらなどをセルフ形式で商品を提供する讃岐うどんの専門店であります。「カフェ」は、コナズ珈琲を中心に「いちばん近いハワイ」をコンセプトに掲げ、ハワイの世界観の中で自家焙煎のコーヒーとハワイアンフードを提供する専門店であります。「豚屋とん一」は、豚肉の旨みと柔らかさを追求したかつ丼、トンテキの専門店であります。「海外事業」は、海外の関係会社において、讃岐うどん等の飲食提供を行うものであります。

(2) 報告セグメントの変更等に関する事項

前連結会計年度において、「丸亀製麺」、「とりどーる」、「豚屋とん一」、「海外事業」および「その他」に区分しておりましたが、事業成長を踏まえたマネジメント・アプローチの下、「その他」に含めておりました「カフェ」を区分し、「とりどーる」を「その他」に含め、当連結会計年度より「丸亀製麺」、「カフェ」、「豚屋とん一」、「海外事業」および「その他」のセグメント区分に変更することといたしました。

なお、前連結会計年度のセグメント情報については、変更後の区分により作成したものを記載しております。

(3) 報告セグメントごとの売上収益、利益又は損失に関する情報

当社の報告セグメントによる継続事業からの収益および業績は以下のとおりであります。

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「注記3. 重要な会計方針」で記載している当社の会計方針と同一であります。

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他 (注) 2	合計	調整額 (注) 3	連結 財務諸表 計上額
	丸亀製麺	カフェ	豚屋とん一	海外事業	計				
売上収益									
外部顧客への売上高	89,944	3,535	3,852	30,242	127,573	17,448	145,022	-	145,022
計	89,944	3,535	3,852	30,242	127,573	17,448	145,022	-	145,022
セグメント利益又は 損失() (注) 1	12,438	50	25	3,258	15,671	1,377	14,294	7,023	7,270
減損損失	748	308	723	739	2,519	1,111	3,630	-	3,630
その他の営業収益・ 費用(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	1,338
金融収益・費用 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	59
持分法による投資損益	-	-	-	-	-	-	-	-	907
税引前利益	-	-	-	-	-	-	-	-	1,337
(その他の項目) 減価償却費及び償却費	2,744	196	169	1,204	4,312	614	4,926	172	5,098

(注) 1. セグメント利益又は損失()は、売上収益から売上原価、販売費及び一般管理費を控除しております。

2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、「とりどーる」、「丸醬屋」、「長田本庄軒」、「まきの」、「SONOKO」、「ずんどう屋」、「晩杯屋」等を含んでおります。

3. セグメント利益又は損失()の調整額 7,023百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他 (注) 2	合計	調整額 (注) 3	連結 財務諸表 計上額
	丸亀製麺	カフェ	豚屋とん一	海外事業	計				
売上収益									
外部顧客への売上高	95,641	5,432	3,555	32,899	137,528	18,950	156,478	-	156,478
計	95,641	5,432	3,555	32,899	137,528	18,950	156,478	-	156,478
セグメント利益又は 損失() (注) 1	13,810	51	28	3,598	17,487	16	17,471	8,590	8,881
減損損失	378	444	510	347	1,679	2,140	3,818	-	3,818
その他の営業収益・ 費用(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	696
金融収益・費用 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	1,052
持分法による投資損益	-	-	-	-	-	-	-	-	478
税引前利益	-	-	-	-	-	-	-	-	2,837
(その他の項目) 減価償却費及び償却費	10,067	686	403	5,587	16,744	2,364	19,107	838	19,946

(注) 1. セグメント利益又は損失()は、売上収益から売上原価、販売費及び一般管理費を控除しております。

2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、「とりどーる」、「丸醬屋」、「長田本庄軒」、「まきの」、「SONOKO」、「ずんどう屋」、「晩杯屋」等を含んでおります。

3. セグメント利益又は損失()の調整額 8,590百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(4) 製品及びサービスごとの情報

「(1) 報告セグメントの概要」に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

(5) 地域別情報

外部顧客への売上収益

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
日本	114,780	123,579
香港	22,051	23,575
その他	8,191	9,324
合計	145,022	156,478

(注) 売上収益は、店舗の所在地を基礎としております。

非流動資産

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
日本	36,063	108,595
香港	30,668	37,859
その他	6,706	8,057
合計	73,437	154,511

(注) 非流動資産は、当社グループ各社の所在地を基礎としております。また、持分法で会計処理されている投資、その他の金融資産および繰延税金資産は含んでおりません。

(6) 主要な顧客に関する情報

単一の外部顧客との取引による売上収益が当社グループ売上収益の10%を超える外部顧客がないため、記載を省略しております。

6. 子会社の取得

前連結会計年度および当連結会計年度の企業結合の概要は以下のとおりであります。

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

MC GROUP PTE. LTD.の取得

(1) 取得した会社

2018年12月3日に、当社は、MC GROUP PTE. LTD.の発行済株式210,000株（発行済株式総数の70.0%）を取得いたしました。

MC GROUP PTE. LTD.が運営する日本式カレーチェーン「Monster Curry」はシンガポールで圧倒的なシェアNO.1を獲得しています。

MC GROUP PTE. LTD.に当社の店舗運営や新規出店のノウハウが加わることで相乗効果を発揮し、海外外食市場での更なる事業拡大が図れるものと判断し、2025年世界6,000店舗体制の実現を目的として同社の株式を取得いたしました。

(2) 移転された対価

移転された対価は現金等1,086百万円であります。

契約の一部として条件付対価が付されており、被取得企業の特定の業績指標の水準に応じて支払う契約がありますが、当社グループは当該業績指標の水準を見積もった結果、条件付対価を認識しておりません。なお、支払いの上限額は設定されておりません。

当取得に直接要した費用として、アドバイザー費用等79百万円を費用として処理しており、連結純損益計算書の「販売費及び一般管理費」に計上しております。

(3) 取得した資産及び引き受けた負債

取得日に、取得した資産及び引き受けた負債は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	金額
流動資産（注）	97
非流動資産	538
資産合計	634
流動負債	162
非流動負債	63
負債合計	225

（注）現金及び現金同等物74百万円が含まれております。

(4) 取得に伴い発生したのれん

のれんの金額等

（単位：百万円）

	金額
移転された対価	1,086
取得した識別可能な純資産の公正価値	285
取得に伴い発生したのれんの額	801

当該取得により生じたのれんには、当社グループの資金力や購買力、店舗開発力を活かすことで今まで以上の高速出店が可能になるなどの相乗効果を発揮し、当社グループの事業領域の拡大を見込んでおります。

認識されたのれんのうち、税務上損金算入が見込まれるものはありません。

のれん以外の無形資産の金額
無形資産に配分した金額 347百万円
主要な種類別内訳 商標権 347百万円
償却方法および加重平均金額 商標権は耐用年数を確定できない無形資産として非償却としておりま
す。

(5) その他の事項

前連結会計年度に実施したMC GROUP PTE. LTD.の取得について、前連結会計年度においては取得原価の配
分が完了しなかったため暫定的な会計処理を行いました。

当連結会計年度において当該配分が完了したことから、前連結会計年度の連結財務諸表を遡及修正して
おります。

当該遡及修正による前連結会計年度の連結財政状態計算書への影響額は、非流動資産が146百万円、非流
動負債が59百万円、非支配持分が87百万円それぞれ増加しております。

プロフォーマ情報（非監査情報）

MC GROUP PTE. LTD.の取得による企業結合が前連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合、前連
結会計年度の連結純損益計算書の売上収益は145,999百万円、当期利益は273百万円となります。なお、当該
数値は、有限責任あずさ監査法人の監査を受けておりません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

7. 売上収益

(1) 売上収益の分解

当社グループは、外食事業等から計上される収益を売上収益として表示しており、顧客との契約から生じる収益を報告セグメントの区分に基づき、以下のとおり分解しております。

なお、当社は、「注記5. 事業セグメント」に記載のとおり、当連結会計年度より報告セグメントの区分を変更しており、前連結会計年度については、変更後の区分に基づき作成したものを開示しております。

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

	丸亀製麺	カフェ	豚屋とん一	海外事業	その他	合計
日本	89,944	3,535	3,852	-	17,448	114,780
香港	-	-	-	22,051	-	22,051
その他	-	-	-	8,191	-	8,191
合計	89,944	3,535	3,852	30,242	17,448	145,022

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	丸亀製麺	カフェ	豚屋とん一	海外事業	その他	合計
日本	95,641	5,432	3,555	-	18,950	123,579
香港	-	-	-	23,575	-	23,575
その他	-	-	-	9,324	-	9,324
合計	95,641	5,432	3,555	32,899	18,950	156,478

(2) 契約残高

当社グループの契約残高は、主に顧客との契約から生じた債権（営業未収入金）であり、残高は「注記19. 営業債権及びその他の債権」に記載しております。

当連結会計年度において認識した収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていたものはありません。また、当連結会計年度において過去の期間に充足（または部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額はありません。

(3) 残存履行義務に配分する取引価格

当社グループにおいては、個別の契約期間が1年を超える重要な取引はありません。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

なお、当社グループはIFRS第15号第121項の実務上の簡便法を適用し、当初の予想残存期間が1年以内の残存履行義務に関する情報を開示しておりません。

(4) 顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産

当社グループにおいては、資産として認識しなければならない契約を獲得するための増分コストおよび履行にかかるコストはありません。

8. 販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
従業員給付費用	45,097	49,301
水道光熱費	8,761	9,144
消耗品費	4,083	4,711
地代家賃	17,043	3,588
減価償却費及び償却費	4,876	19,511
その他	18,774	21,135
合計	98,634	107,392

従業員給付費用の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
給料及び手当	40,092	43,624
賞与	834	1,021
退職給付費用(注)1	520	545
役員報酬	139	154
株式報酬費用	93	116
福利厚生費	3,418	3,840
合計	45,097	49,301

(注)1. 退職給付費用のうち確定拠出年金制度に関する拠出額は、前連結会計年度は509百万円、当連結会計年度は539百万円であり、確定給付年金制度に関する費用は、前連結会計年度は11百万円、当連結会計年度は7百万円であります。

2. 上記に加え、売上原価に含まれる従業員給付費用は前連結会計年度は604百万円、当連結会計年度は599百万円であります。

9. その他の営業収益

その他の営業収益の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
受取手数料	32	38
受取保険金	47	19
受取協賛金	44	2
店舗閉鎖損失引当金戻入益	1	12
受取地代家賃	65	102
関係会社株式売却益	121	-
減損損失戻入	61	191
その他	191	646
合計	562	1,011

10. その他の営業費用

その他の営業費用の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
固定資産除却損	175	270
固定資産売却損	9	70
貸倒引当金繰入額	968	841
店舗閉鎖損失引当金繰入額	171	33
事業整理損	132	83
その他	445	409
合計	1,900	1,707

11. 金融収益及び金融費用

(1) 金融収益の内訳

金融収益の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
受取利息		
償却原価で測定する金融資産	209	215
為替差益	144	-
その他	3	0
合計	356	215

(2) 金融費用の内訳

金融費用の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
支払利息		
償却原価で測定する金融負債	348	509
リース負債	0	524
為替差損	-	234
その他	67	1
合計	415	1,267

12.有形固定資産

(1)増減明細

有形固定資産の取得原価、減価償却累計額及び減損損失累計額の増減並びに帳簿価額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

取得原価	建物 及び構築物	工具、器具 及び備品	建設仮勘定	その他	合計
2018年4月1日残高	47,762	12,954	548	19	61,284
取得	1,173	504	8,438	1	10,115
建設仮勘定からの振替	5,816	2,025	7,841	-	-
企業結合による取得	-	88	-	-	88
処分	515	514	45	10	1,085
為替レート変動の影響	65	36	6	2	97
その他	8	34	368	0	326
2019年3月31日残高	54,309	15,127	726	12	70,174
取得	577	580	10,323	22	11,503
建設仮勘定からの振替	8,171	2,342	10,525	12	-
処分	2,869	880	10	-	3,760
為替レート変動の影響	42	34	3	-	80
その他	13	19	61	-	93
2020年3月31日残高	60,133	17,116	451	45	77,745

(単位：百万円)

減価償却累計額及び 減損損失累計額	建物 及び構築物	工具、器具 及び備品	建設仮勘定	その他	合計
2018年4月1日残高	22,808	9,102	-	3	31,914
減価償却	3,464	1,336	-	9	4,809
減損損失	2,688	641	-	-	3,329
減損損失の戻入れ	61	1	-	-	61
処分	237	414	-	7	658
為替レート変動の影響	27	16	-	2	45
その他	75	38	-	-	113
2019年3月31日残高	28,765	10,718	-	7	39,491
減価償却	3,758	1,474	-	8	5,240
減損損失	1,148	186	-	2	1,336
減損損失の戻入れ	192	1	-	-	193
処分	1,598	732	-	0	2,330
為替レート変動の影響	27	27	-	0	55
その他	5	320	-	-	325
2020年3月31日残高	31,849	11,298	-	17	43,164

(単位：百万円)

帳簿価額	建物 及び構築物	工具、器具 及び備品	建設仮勘定	その他	合計
2018年4月1日残高	24,954	3,852	548	16	29,370
2019年3月31日残高	25,544	4,408	726	4	30,682
2020年3月31日残高	28,284	5,818	451	29	34,581

(2) その他の開示

減価償却費

有形固定資産の減価償却額は、連結純損益計算書において「売上原価」として434百万円、「販売費及び一般管理費」として4,805百万円を認識しております。

資本的支出契約

当社グループでは、出店を計画しており、契約上確定しているものは下記のとおりであります。

なお、そのうち有形固定資産項目の帳簿価額に含めた支出額は連結財政状態計算書上は建設仮勘定に計上しております。

(単位：百万円)

	契約上確定している金額	左記の内、有形固定資産の帳簿価額に含めた支出額
2018年4月1日残高	1,160	222
2019年3月31日残高	1,148	245
2020年3月31日残高	1,194	91

(3) 減損損失

当社グループは、営業活動から生ずる損益が著しく低下した店舗について、前連結会計年度は3,329百万円、当連結会計年度は有形固定資産1,336百万円、使用権資産1,362百万円の減損損失を認識しました。

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位として資産グループピングを行っております。

営業活動から生ずる損益が著しく低下した店舗については、当該店舗の資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

当該店舗の資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを前連結会計年度は6.3%～21.6%の割引率で、当連結会計年度は6.2%～15.4%の割引率で割引いて算定しております。

なお、当該店舗の資産グループにおける割引前将来キャッシュ・フローの総額がマイナスとなったものについて、帳簿価額全額を減損損失として計上しております。

(4) 減損損失の戻入れ

過去に減損損失を認識した資産グループの一部に使用価値の回復による回収可能価額の増加が見込まれたため、前連結会計年度において61百万円、当連結会計年度において有形固定資産191百万円、使用権資産2百万円の減損損失の戻入れを認識し、連結純損益計算書の「その他の営業収益」に計上しております。

なお、当該店舗の資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを前連結会計年度は6.3%、当連結会計年度は6.2%の割引率で割引いて算定しております。

13. 無形資産及びのれん

(1) 増減明細

無形資産及びのれんの取得原価、償却累計額及び減損損失累計額の増減並びに帳簿価額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

取得原価	のれん	ソフトウェア	商標権	フランチャイズ契約	顧客関連資産	その他	合計
2018年4月1日残高	28,385	1,005	10,694	158	324	383	40,950
取得	-	105	-	-	-	275	380
企業結合による取得	801	-	347	-	-	-	1,148
処分	-	-	-	-	-	86	86
ソフトウェア仮勘定からの振替	-	108	-	-	-	108	-
為替レート変動の影響	957	0	79	8	-	22	1,007
その他	-	-	-	-	-	3	3
2019年3月31日残高	30,143	1,219	11,121	149	324	440	43,396
取得	-	32	-	-	-	256	288
処分	-	29	-	-	-	10	38
ソフトウェア仮勘定からの振替	-	89	-	-	-	89	-
為替レート変動の影響	266	7	143	5	-	10	430
その他	-	142	-	-	-	188	46
2020年3月31日残高	29,878	1,447	10,978	145	324	399	43,170

(単位：百万円)

償却累計額及び減損損失累計額	のれん	ソフトウェア	商標権	フランチャイズ契約	顧客関連資産	その他	合計
2018年4月1日残高	270	680	-	45	57	26	1,078
償却	-	129	-	18	32	13	193
減損損失	301	-	-	-	-	-	301
為替レート変動の影響	19	0	-	3	-	2	18
2019年3月31日残高	590	809	-	60	89	42	1,591
償却	-	170	-	17	32	17	236
減損損失	665	-	455	-	-	-	1,120
為替レート変動の影響	7	7	-	2	-	0	15
その他	-	-	-	-	-	19	19
2020年3月31日残高	1,248	972	455	76	122	40	2,913

(単位：百万円)

帳簿価額	のれん	ソフトウェア	商標権	フランチャイズ契約	顧客関連資産	その他	合計
2018年4月1日残高	28,115	325	10,694	113	267	357	39,872
2019年3月31日残高	29,554	409	11,121	89	235	398	41,806
2020年3月31日残高	28,629	474	10,523	69	203	360	40,257

(2) 無形資産及びのれんの減損テスト

資金生成単位グループへ配分した重要なのれんおよび耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

報告セグメント	資金生成単位	前連結会計年度 (2019年3月31日)		当連結会計年度 (2020年3月31日)	
		のれん	耐用年数を 確定できない 無形資産	のれん	耐用年数を 確定できない 無形資産
海外事業	WOK TO WALK グループ	1,037	2,336	1,001	2,254
	Tam Jai International Co.Limitedグループ	24,049	5,295	23,880	5,257
	MCグループ	784	354	731	324
その他	ソノコグループ	665	911	-	456
	アクティブソース	687	535	687	535
	ZUND	2,331	1,696	2,331	1,696

前連結会計年度に取得したMC GROUP PTE. LTD.においては、当連結会計年度において取得原価の配分が完了したため、前連結会計年度の金額を修正しております。当該取引の内容は、「注記6.子会社の取得」に記載しております。

減損テストの回収可能価額は、処分費用控除後の公正価値に基づき算定しております。

処分費用控除後の公正価値は、過去の経験と外部からの情報を反映させて作成され、経営者が承認した今後5年の事業計画を基礎にしたキャッシュ・フローの見積額を、当該資金生成単位の割引率により現在価値に割り引いて算定しており、公正価値ヒエラルキーのレベルはレベル3であります。キャッシュ・フローの見積において、5年超のキャッシュ・フローは、5年目のキャッシュ・フローに対して所在地のインフレ率等を加味し、一定の成長率を用いて推定しております。

各資金生成単位グループの公正価値及び使用価値の算定に使用された割引率及び成長率は次のとおりです。

報告セグメント	資金生成単位	前連結会計年度 (2019年3月31日)		当連結会計年度 (2020年3月31日)	
		割引率	成長率	割引率	成長率
海外事業	WOK TO WALK グループ	10.6%	2.9%	8.1%	2.3%
	Tam Jai International Co.Limitedグループ	11.9%	3.0%	11.5%	3.0%
	MCグループ	11.4%	1.0%	7.9%	1.0%
その他	ソノコグループ	13.1%	0.5%	13.2%	0.6%
	アクティブソース	13.3%	0.6%	11.7%	0.6%
	ZUND	12.9%	0.6%	11.2%	0.6%

減損テストの結果、前連結会計年度においてソノコグループにおいて、資金生成単位の回収可能価額2,476百万円が帳簿価額を下回っているため、減損損失を301百万円計上しております。また、当連結会計年度においても、ソノコグループにおいて、回収可能価額1,286百万円が帳簿価額を下回ったため、減損損失を1,120百万円認識しております。なお、ソノコグループ以外の資金生成単位については、回収可能価額が帳簿価額を上回っていることから、減損損失を認識しておりません。

減損損失を認識していない資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を上回る金額は、前連結会計年度において、WOK TO WALKグループで1,839百万円、Tam Jai International Co.Limited及びBEST NEW MANAGEMENTグループで13,359百万円、アクティブソースで284百万円、ZUNDで961百万円であります。また、当連結会計年度においては、WOK TO WALKグループで1,600百万円、Tam Jai International Co.Limitedグループで6,348百万円、MCグループで850百万円、アクティブソースで388百万円、ZUNDで135百万円あります。

ただし、減損が発生していないのれんおよび耐用年数を確定できない無形資産について、減損テストに使用した主要な仮定が変更された場合に減損が発生するリスクがあります。

仮に割引率および成長率の2つの仮定のうち1つの仮定が単独で変動した場合に、見積回収可能額が帳簿価額と同額になる変動値は次のとおりです。

報告セグメント	資金生成単位	前連結会計年度 (2019年3月31日)		当連結会計年度 (2020年3月31日)	
		割引率	成長率	割引率	成長率
海外事業	WOK TO WALK グループ	3.7%	6.5%	2.3%	3.4%
	Tam Jai International Co.Limitedグループ	3.8%	6.3%	2.1%	3.0%
	MCグループ	0.7%	1.2%	3.3%	4.6%
その他	ソノコグループ	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	アクティブソース	1.1%	1.7%	1.7%	2.4%
	ZUND	1.3%	2.3%	0.2%	0.3%

(3) その他の開示

無形資産の償却額は、連結純損益計算書において「販売費及び一般管理費」として認識しております。

14. 連結

当社グループの主要な子会社は、以下のとおりであります。なお、当社グループには重要な非支配持分は存在しません。

名称	住所	主要な事業の内容	前連結会計年度 (2019年3月31日)		当連結会計年度 (2020年3月31日)	
			議決権比率 (%)	持分比率 (%)	議決権比率 (%)	持分比率 (%)
TORIDOLL KOREA CORPORATION	ソウル	レストラン 経営等	100.0 [100.0]	100.0	100.0 [100.0]	100.0
東利多控股有限公司	香港	海外事業の 統括管理	100.0	100.0	100.0	100.0
台湾東利多股份有限公司	台北	レストラン 経営等	90.0 [90.0]	90.0	100.0 [100.0]	100.0
TORIDOLL DINING CORPORATION	デラウェア	持株会社	100.0 [100.0]	100.0	100.0	100.0
WOK TO WALK FRANCHISE B.V.	アムステル ダム	レストラン 経営等	60.0	60.0	60.0	60.0
株式会社トリドールジャパン	神戸市 中央区	レストラン 経営等	100.0	100.0	100.0	100.0
株式会社ソノコ	東京都 港区	化粧品販売等	100.0	100.0	100.0	100.0
株式会社いなみ野ファーム	兵庫県 加古川市	農産物の 販売等	70.0	70.0	70.0	70.0
Tam Jai International Co.Limited (注) 2	香港	レストラン 経営等	100.0 [100.0]	100.0	100.0 [100.0]	100.0
MC GROUP PTE. LTD.	シンガポール	レストラン 経営等	70.0	70.0	70.0	70.0
株式会社アクティブソース	東京都 品川区	レストラン 経営等	80.3	80.3	80.3	80.3
株式会社ZUND	兵庫県 姫路市	レストラン 経営等	80.0	80.0	80.0	80.0

(注) 1. 「議決権比率」欄の〔内書〕は間接所有であります。

2. 2019年9月30日に、Tam Jai International Co.Limitedを存続会社として、BEST NEW MANAGEMENT LIMITEDおよびSTRENGTHEN POWER CATERING LIMITEDを吸収合併しております。

15. 共同支配企業及び関連会社

(1) 持分に関する情報

持分法で会計処理をしている共同支配企業及び関連会社の純損益、その他の包括利益、当期包括利益合計、投資の帳簿価額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	重要性のない共同支配企業の合計額		重要性のない関連会社の合計額	
	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
純損益	638	197	268	281
その他の包括利益	204	16	15	27
当期包括利益合計	842	181	283	308
投資の帳簿価額	2,962	2,781	2,516	1,989

(2) 共同支配企業及び関連会社の決算日

共同支配企業4社およびその子会社、関連会社1社の決算日は12月31日、共同支配企業の子会社1社の決算日は9月30日、関連会社1社の決算日は1月31日、関連会社1社の決算日は6月30日であり、当社グループと決算期を統一することが実務上不可能なことから、当該決算日の財務諸表に対して持分法を適用しております。

16. その他の金融資産

その他の金融資産の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
償却原価で測定する金融資産		
敷金及び保証金	7,580	8,230
建設協力金	4,660	4,522
長期貸付金	3,160	3,276
その他	108	111
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産		
その他(注)	380	659
貸倒引当金	1,295	2,100
合計	14,594	14,698

(注) その他に含まれる株式は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資本性金融商品に指定しております。

17. 繰延税金及び法人所得税

(1) 繰延税金

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計 年度期首 (2018年4月1日)	純損益を 通じて 認識	その他の 包括利益 において 認識	その他	前連結会計 年度期末 (2019年3月31日)
繰延税金資産					
賞与引当金	113	10	-	-	123
未払事業税	126	71	-	-	55
固定資産	1,583	694	-	2	2,279
未払金	207	12	-	-	219
その他	319	15	-	37	371
小計	2,349	660	-	39	3,047
税務上の繰越欠損金及び 繰越税額控除に係る繰延 税金資産					
税務上の繰越欠損金	46	287	-	-	334
小計	46	287	-	-	334
繰延税金資産合計	2,395	947	-	39	3,381
繰延税金負債					
固定資産	2,884	258	-	56	2,682
その他	53	117	-	9	179
繰延税金負債合計	2,937	142	-	65	2,861
純額	541	1,089	-	26	520

(単位：百万円)

	前連結会計 年度期末 (2019年3月31日)	新基準適用 による累積的 影響額	純損益を 通じて 認識	その他の 包括利益 において 認識	その他	当連結会計 年度期末 (2020年3月31日)
繰延税金資産						
賞与引当金	123	-	5	-	-	119
未払事業税	55	-	41	-	-	15
固定資産	2,279	386	470	-	1	3,136
未払金	219	-	13	-	-	232
その他	371	-	515	-	35	921
小計	3,047	386	953	-	36	4,422
税務上の繰越欠損金及び 繰越税額控除に係る繰延 税金資産						
税務上の繰越欠損金	334	-	40	-	-	294
小計	334	-	40	-	-	294
繰延税金資産合計	3,381	386	914	-	36	4,716
繰延税金負債						
固定資産	2,682	-	173	-	32	2,477
その他	179	-	97	-	25	251
繰延税金負債合計	2,861	-	76	-	57	2,728
純額	520	386	990	-	93	1,988

繰延税金資産を認識していない繰越欠損金及び将来減算一時差異は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
繰越欠損金	3,369	4,145
将来減算一時差異	3,685	3,742

繰延税金資産を認識していない繰越欠損金の金額と繰越期限は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
1年目	-	-
2年目	-	-
3年目	-	-
4年目	-	-
5年目以降	3,369	4,145
合計	3,369	4,145

前連結会計年度及び当連結会計年度において、当社は子会社及び共同支配企業への投資に係る将来加算一時差異の一部については、繰延税金負債を認識しておりません。

これは、当社が一時差異の取崩しの時期をコントロールする立場にあり、このような差異を予測可能な期間内に取崩さないことが確実であるためです。なお、当該金額について重要性はありません。

(2) 法人所得税

純損益を通じて認識される法人所得税は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期税金費用	2,196	1,886
繰延税金費用	1,080	990
法人所得税費用 合計	1,116	895

当期税金費用には、従前は税効果未認識であった税務上の欠損金、税額控除または過去の期間の一時差異から生じた便益の額が含まれております。

これに伴う当期税金費用の減少額は、前連結会計年度は14百万円、当連結会計年度は9百万円であります。

適用税率の調整

前連結会計年度および当連結会計年度において、当社は、主に法人税、住民税及び事業税を課されており、これらを基礎として計算した法定実効税率はそれぞれ30.6%となっております。ただし、海外子会社についてはその所在地における法人税等が課されております。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
法定実効税率による法人所得税	30.6%	30.6%
未認識の繰延税金資産の増減	76.2%	5.7%
課税所得計算上減算されない費用	7.9%	6.4%
法人税額の特別控除	15.7%	5.5%
留保利益の税効果	6.6%	2.4%
子会社との税率差異	43.1%	12.6%
持分法投資損益	20.7%	5.2%
その他	0.2%	0.6%
実際負担税率	83.5%	31.6%

18. 棚卸資産

棚卸資産の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
商品	581	607
製品	45	-
原材料	204	228
合計	830	836

売上原価に計上した棚卸資産の金額は、前連結会計年度37,847百万円、当連結会計年度39,171百万円であり、評価減を実施した棚卸資産の金額は、前連結会計年度1百万円、当連結会計年度2百万円であります。

19. 営業債権及びその他の債権

営業債権及びその他の債権の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
営業未収入金	3,295	2,437
その他	1,124	1,609
貸倒引当金	3	79
合計	4,416	3,967
流動	4,416	3,967
非流動	-	-
合計	4,416	3,967

20. キャッシュ・フロー情報

(1) 現金及び現金同等物

前連結会計年度および当連結会計年度の連結財政状態計算書における現金及び現金同等物の残高と連結キャッシュ・フロー計算書上の現金及び現金同等物の残高は一致しております。

現金及び現金同等物の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
現金及び預金	14,398	25,801
合計	14,398	25,801

(2) 子会社の取得による支出

前連結会計年度において、新たに連結子会社となったMC GROUP PTE. LTD.の資産および負債の主な内容については、「注記6. 子会社の取得」に記載しております。

(3) 財務活動に係る負債の変動

財務活動に係る負債の変動は以下のとおりであります。

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	(帳簿価額) 2018年4月1日	キャッシュ・フ ローを伴う変動	キャッシュ・フローを伴わない変動		(帳簿価額) 2019年3月31日
			企業結合 による変動	その他	
短期借入金	34,580	34,578	62	-	64
長期借入金	15,444	43,630	-	-	59,074
リース負債	3,783	262	-	15	3,536
合計	53,806	8,790	62	15	62,674

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	(帳簿価額) 2019年 4月1日	IFRS第16号適 用による調整	2019年 4月1日 (調整後)	キャッシュ・ フローを 伴う変動	キャッシュ・フローを 伴わない変動		(帳簿価額) 2020年 3月31日
					企業結合に よる変動	その他	
短期借入金	64	-	64	35	-	-	29
長期借入金	59,074	-	59,074	1,072	-	-	58,002
リース負債	3,536	83,464	87,000	15,038	-	11,742	83,705
合計	62,674	83,464	146,138	16,145	-	11,742	141,735

リース負債に係るキャッシュ・フローを伴わない変動のその他は、主に新規契約によるものです。

21. 払込資本及び剰余金

(1) 資本金及び自己株式

発行済株式数

(単位：株)

	前連結会計年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	当連結会計年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
株式の種類	普通株式	普通株式
授權株式数	115,200,000	115,200,000
発行済株式数：期首株式数	43,448,845	43,489,576
新株予約権の行使	40,200	82,100
譲渡制限付株式報酬と しての新株の発行	531	-
期末株式数	43,489,576	43,571,676

(注) 1. すべての普通株式は無額面であり、すべての発行済株式は全額払込済であります。

2. 普通株式の株主は、配当が確定されるたびに、配当を受け取る権利を有し、また、株主総会での議決権を100株につき1つ有しております。当社グループが保有する当社株式に関しては、それらの株式が再発行されるまで、すべての権利が停止されます。

3. 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、授權株式数が115,200,000株増加し、230,400,000株となり、発行済株式数は43,571,676株増加し、87,143,352株となっております。

自己株式

(単位：株)

	前連結会計年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	当連結会計年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
期首株式数	9	910,009
期中増減	910,000	7,187
期末株式数	910,009	902,822

(注) 1. 保有している自己株式はすべて普通株式であります。

2. 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、自己株式数が902,822株増加し1,805,644株となっております。

(2) 資本剰余金

資本剰余金は、主として、新株予約権の行使、新株の発行の際に資本金に組入れなかった資本準備金であります。

(3) 利益剰余金及び配当金

利益剰余金

利益剰余金は、当連結会計年度および過年度に純損益として認識されたものおよびその他の包括利益から振替えられたものからなります。

配当

() 配当の総額および1株当たり配当額

決議	配当の総額 (単位：百万円)	1株当たり配当額 (単位：円)	基準日	効力発生日
前連結会計年度 取締役会 (2018年5月15日)	1,151	26.50	2018年3月31日	2018年6月14日
当連結会計年度 取締役会 (2019年5月14日)	64	1.50	2019年3月31日	2019年6月13日

() 配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	配当の総額 (単位：百万円)	1株当たり配当額 (単位：円)	基準日	効力発生日
前連結会計年度 取締役会 (2019年5月14日)	64	1.50	2019年3月31日	2019年6月13日
当連結会計年度 取締役会 (2020年5月25日)	533	12.50	2020年3月31日	2020年6月12日

(注) 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。1株当たり配当額は株式分割前の金額を記載しております。

(4) その他の資本の構成要素

在外営業活動体の換算差額

在外営業活動体の財務諸表の換算から生じた為替換算差額からなります。

新株予約権

当社はストック・オプション制度を採用しており、会社法に基づき、新株予約権を発行しております。なお、契約条件および金額等は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 スtock・オプション制度の内容」に記載しております。

22. その他資本性金融商品

成長投資資金および既存事業の継続的成長のための投資資金として、2019年11月に、永久劣後特約付ローン(以下、本劣後ローン)による資金調達を実行しました。

本劣後ローンは、国際会計基準(IFRS)における資本性金融商品に分類されるため、資本区分において10,847百万円(取引費用153百万円控除後)をその他資本性金融商品として計上しております。

なお、当連結会計年度末における本劣後ローン経過利息のうち、支払が確定していないため、その他資本性金融商品の所有者に対する分配として認識していない金額は、148百万円であります。

本劣後ローンの概要

借入契約金額	110億円
適用利率	6ヶ月日本円Tiborをベースとした変動金利。但し、2024年11月の利息支払日以降、5.00%のステップアップが発生する。
利息支払に関する条項	利息支払の任意繰延が可能。
弁済期日	期限の定めなし。但し、2020年11月の利息支払日(同日を含む。)以降のいずれかの利息支払日において、期限前任意弁済が可能。
劣後特約	本劣後ローンの債権者は、契約に定める劣後事由(清算等)が発生した場合、上位債務に劣後した支払請求権を有する。

23. 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益および希薄化後1株当たり当期利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
親会社の所有者に帰属する当期利益(百万円)	267	1,956
親会社の株主に帰属しない当期利益(百万円)	-	148
基本的1株当たり当期利益の計算に利用する当期利益 (百万円)	267	1,808
普通株式の加重平均株式数(株)	85,828,258	85,229,030
ストック・オプションによる増加(株)	377,936	278,866
希薄化後普通株式の加重平均株式数(株)	86,206,194	85,507,896
親会社の所有者に帰属する1株当たり当期利益		
基本的1株当たり当期利益(円)	3.11	21.21
希薄化後1株当たり当期利益(円)	3.09	21.14

(注) 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「基本的1株当たり当期利益」および「希薄化後1株当たり当期利益」を算定しております。

逆希薄化効果を有するために計算に含めなかった潜在株式
該当事項はありません。

24. その他の包括利益

その他の包括利益の各項目別の当期発生額および損益への組替調整額、ならびに税効果の影響は次のとおりであります。

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位: 百万円)

	当期発生額	組替調整額	税効果控除前	税効果	税効果控除後
純損益に振り替えられる可能性のある項目					
在外営業活動体の換算差額	799	-	799	-	799
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	218	-	218	-	218
純損益に振り替えられる可能性のある項目合計	580	-	580	-	580
その他の包括利益合計	580	-	580	-	580

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	当期発生額	組替調整額	税効果控除前	税効果	税効果控除後
純損益に振り替えられる可能性のある項目					
在外営業活動体の換算差額	354	-	354	-	354
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	11	-	11	-	11
純損益に振り替えられる可能性のある項目合計	365	-	365	-	365
その他の包括利益合計	365	-	365	-	365

25. 借入金等

(1) 内訳

流動負債の内訳

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
短期借入金	64	29
1年以内返済予定の長期借入金	10,310	12,424
リース負債	295	13,625
合計	10,668	26,077

非流動負債の内訳

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
長期借入金（1年以内返済予定のものを除く）	48,764	45,578
リース負債（1年以内返済予定のものを除く）	3,241	70,079
合計	52,006	115,658

(2) 契約条件及び返済スケジュール

（単位：百万円）

	名目金利 (平均) (%)	返済期限	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
			帳簿価額	帳簿価額
短期借入金	2.000	-	64	29
1年以内返済予定の長期借入金	0.366	-	10,310	12,424
リース負債	0.865	-	295	13,625
長期借入金 (1年以内返済予定のものを除く)	0.514	2021年4月～ 2029年1月	48,764	45,578
リース負債 (1年以内返済予定のものを除く)	0.475	2021年4月～ 2048年7月	3,241	70,079
合計			62,674	141,735

(注) 名目金利(平均)については、借入金等の当連結会計年度末残高に対する加重平均利率を記載していません。

(3) 担保提供資産

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

担保提供資産 定期預金30百万円

定期預金30百万円は長期借入金333百万円（うち1年以内返済予定の長期借入金94百万円）の担保に供しているものであります。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

担保提供資産 定期預金30百万円

定期預金30百万円は長期借入金239百万円（うち1年以内返済予定の長期借入金94百万円）の担保に供しているものであります。

26. 引当金

（1）増減明細

（単位：百万円）

	賞与引当金	店舗閉鎖損失引当金	資産除去債務	その他	合計
2019年4月1日残高	416	171	2,158	335	3,080
増加額	562	36	907	193	1,698
目的使用	410	121	182	135	848
戻入	18	20	-	144	182
時の経過による割戻し	-	-	31	0	31
為替レート変動の影響	6	2	4	4	17
その他	2	34	251	60	228
2020年3月31日残高	542	30	2,657	305	3,534

（2）連結財政状態計算書における内訳

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
流動負債		
賞与引当金	416	542
店舗閉鎖損失引当金	171	30
資産除去債務	180	-
その他	132	156
小計	899	727
非流動負債		
資産除去債務	1,978	2,657
その他	202	149
小計	2,180	2,807
合計	3,080	3,534

(3) 引当金の内容

賞与引当金は、従業員の賞与支給に備えて、将来の支給見込み額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。

店舗閉鎖損失引当金は、店舗の閉店に伴い発生する損失に備えるため、閉店を決定した店舗について、将来発生すると見込まれる損失額を計上しております。

資産除去債務は、事業用定期借地契約等に係る不動産賃貸借契約に伴う建物の原状回復義務に備え、過去の原状回復実績および不動産賃貸借契約期間を考慮して決定した使用見込期間等を基礎として、資産除去債務を認識しております。これらの費用は、主に1年以上経過した後に支払われることが見込まれておりますが、将来の事業計画により影響を受けます。

27. 営業債務及びその他の債務

営業債務及びその他の債務の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
買掛金	3,881	3,493
未払金	3,337	3,506
設備・工事未払金	1,772	2,012
未払消費税等	158	1,348
その他	395	496
合計	9,542	10,855
流動	9,542	10,855
合計	9,542	10,855

28. 金融商品

(1) 資本管理

取締役会による当社グループの資本管理方針は、投資家、債権者および市場の信頼を維持し、将来にわたってビジネスの発展を持続するための強固な資本基盤を維持することにあります。取締役会は、普通株主への配当水準のみならず、自己資本も監視しています。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
資本		
親会社の所有者に帰属する持分	33,979	45,427
資産合計	117,979	209,978
親会社所有者帰属持分比率	28.8%	21.6%

(2) 金融リスク管理の概要

概要

当社グループの金融商品に対する取組みは、資金運用は短期的な預金等に限定し、資金調達については主として銀行等金融機関からの借入により行う方針であります。

また、デリバティブ取引については、借入金の金利変動リスクを回避するための金利スワップ取引に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

当社グループは、金融商品に係る以下のリスクを負っています。

- ・信用リスク((3)参照)
- ・流動性リスク((4)参照)
- ・金利リスク((5)参照)

リスク管理フレームワーク

当社グループのリスク管理フレームワークの確立および監督については、取締役会が全責任を負っております。取締役会は、当社グループのリスク管理方針を策定し監視する責任を負う、リスクマネジメント委員会を設立しております。当該委員会は、その活動について定期的に取締役会に報告しております。

当社グループのリスク管理方針は、当社グループが直面しているリスクを識別・分析し、適切なリスクの上限およびコントロールを決定し、また、リスクとその上限の遵守を監視するように策定されております。当社グループは、市場の状況および当社グループの活動の変化を反映するため、リスク管理方針およびシステムを定期的に見直しております。当社グループは、研修、管理基準およびその手続きを通じて、すべての従業員が個々の役割と義務を理解する、統制のとれた建設的なコントロール環境を醸成させることを目標としております。

当社グループの監査等委員会は、当社グループのリスク管理方針および手続きの遵守状況を経営陣がどのように監視しているかを監督し、当社グループの直面しているリスクに関連するリスク管理フレームワークの妥当性をレビューしております。当社グループの監査等委員会は、監督を遂行するに当たって内部監査からの支援を受けております。内部監査は、リスク管理コントロールおよび手続きの定期的および臨時的レビューを行い、その結果を監査等委員会に報告しております。

(3) 信用リスク

信用リスクとは、顧客、または金融商品の取引相手が契約上の義務を果たすことが出来なかった場合に当社グループが負う財務上の損失リスクであり、主に当社グループの顧客および店舗の貸貸人への債権等から生じます。

当社の営業債権、貸付金、敷金・保証金および建設協力金等は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社は与信管理規程に基づき総務部を主管部門とし、主な取引先の信用状況について、定期的に把握する体制をとっております。また、連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じた管理を行っております。

なお、当社グループでは特定の相手先に対する過度に集中した信用リスクはありません。

連結財政状態計算書に計上されている減損損失控除後の金融資産の帳簿価額が信用リスクの最大エクスポージャーとなっております。

営業債権等の期日別分析

(単位：百万円)

	前連結会計年度(2019年3月31日)				
	貸倒引当金を12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定している金融資産	貸倒引当金を全期間にわたる予想信用損失に等しい金額で測定している金融資産			合計
		信用リスクが当初認識以降に著しく増大した金融資産	信用減損している金融資産	顧客との契約から生じた債権	
延滞なし	14,189	-	1,846	3,259	19,295
期日経過30日以内	-	-	-	16	16
期日経過30日超60日以内	-	-	-	2	2
期日経過60日超90日以内	-	-	65	1	66
期日経過90日超	-	-	533	16	549
合計	14,189	-	2,444	3,295	19,928

(単位：百万円)

	当連結会計年度(2020年3月31日)				
	貸倒引当金を 12ヶ月の予想 信用損失に等 しい金額で測 定している金 融資産	貸倒引当金を全期間にわたる予想信用損失に等 しい金額で測定している金融資産			合計
		信用リスクが 当初認識以降 に著しく増大 した金融資産	信用減損して いる金融資産	顧客との 契約から 生じた債権	
延滞なし	14,386	-	2,464	2,356	19,207
期日経過30日以内	-	-	63	2	65
期日経過30日超60日以内	-	-	10	18	27
期日経過60日超90日以内	-	-	6	1	8
期日経過90日超	-	-	818	60	879
合計	14,386	-	3,361	2,437	20,185

貸倒引当金の増減分析

当社グループは、取引先の信用状態に応じて営業債権等の回収可能性を検討し、貸倒引当金を計上しております。貸倒引当金の増減は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)				
	12ヶ月の予想 信用損失	全期間にわたる予想信用損失			合計
		信用リスクが 当初認識以降 に著しく増大 した金融資産	信用減損して いる金融資産	顧客との 契約から 生じた債権	
IFRS第9号(2010年)に基づく期首 残高	-	-	299	-	299
IFRS第9号(2014年)の適用開始時 の調整	-	-	-	-	-
IFRS第9号(2014年)に基づく期首 残高	-	-	299	-	299
期中増加額	-	-	1,084	3	1,087
期中減少額(目的使用)	-	-	83	-	83
期中減少額(戻入)	-	-	5	-	5
その他の増減	-	-	-	-	-
期末残高	-	-	1,295	3	1,299

	当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)				
	12ヶ月の予想 信用損失	全期間にわたる予想信用損失			合計
		信用リスクが 当初認識以降 に著しく増大 した金融資産	信用減損して いる金融資産	顧客との 契約から 生じた債権	
期首残高	-	-	1,295	3	1,299
期中増加額	-	-	930	12	942
期中減少額(目的使用)	-	-	28	-	28
期中減少額(戻入)	-	-	31	3	34
その他の増減	-	-	-	-	-
期末残高	-	-	2,167	12	2,179

(4) 流動性リスク

概要

流動性リスクとは、当社グループが現金またはその他の金融資産により決済する金融負債に関連する債務を履行する際に、困難に直面するリスクのことです。

当社グループは、営業債務や借入金について適時に資金繰り計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

満期分析

金融負債の契約上の満期は以下のとおりであり、利息支払額の見積りを含み、相殺契約の影響を除外しております。

前連結会計年度(2019年3月31日)

(単位：百万円)

	帳簿価額	契約上のキャッ シュ・フロー	1年以内	1年超5年以内	5年超
借入金	59,138	59,435	10,415	32,452	16,568
リース負債	3,536	4,729	478	1,794	2,457
営業債務及び その他の債務	9,542	9,542	9,542	-	-

当連結会計年度(2020年3月31日)

(単位：百万円)

	帳簿価額	契約上のキャッ シュ・フロー	1年以内	1年超5年以内	5年超
借入金	58,030	59,214	12,727	33,319	13,169
リース負債	83,705	86,931	14,233	38,994	33,704
営業債務及び その他の債務	10,855	10,855	10,855	-	-

なお、満期分析に含まれているキャッシュ・フローが、著しく早期に発生すること、または著しく異なる金額で発生することは見込まれておりません。

(5) 金利リスク

当社グループは出店のための資金を主に銀行借入により調達するほか、店舗の賃借によるリース負債によって賄っております。

現在は、主に、固定金利の長期借入金により資金を調達しているため、短期的な金利の変動が当社グループの純損益に与える影響は軽微であります。

金利感応度分析

当社グループの保有する金融商品については、金利変動が将来キャッシュ・フローに重要な影響を与えるものはないため、金利感応度分析は実施しておりません。

(6) 会計処理の分類及び公正価値

公正価値および帳簿価額

金融資産・負債の公正価値および連結財政状態計算書に示された帳簿価額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)		当連結会計年度 (2020年3月31日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
償却原価で測定する金融資産				
現金及び現金同等物	14,398	14,398	25,801	25,801
営業債権及びその他の債権	4,416	4,416	3,967	3,967
その他の金融資産	14,213	15,091	14,039	14,695
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
その他の金融資産	380	380	659	659
償却原価で測定する金融負債				
営業債務及びその他の債務	9,542	9,542	10,855	10,855
短期借入金	64	64	29	29
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを含む)	59,074	59,084	58,002	58,285

公正価値を算定する際に適用した方法および評価技法

金融資産および金融負債の公正価値は、次のとおり決定しております。金融商品の公正価値の見積りにおいて、市場価格が入手できる場合は、市場価格を用いております。市場価格が入手できない金融商品の公正価値に関しては、将来キャッシュ・フローを割引く方法、または、その他の適切な評価方法により見積っております。

(a) 現金及び現金同等物

これらは短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(b) 営業債権及びその他の債権

これらは短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(c) その他の金融資産

償却原価で測定する金融資産は、主として、敷金及び保証金、建設協力金および長期貸付金により構成されており、これらの時価について、元利金（無利息を含む）の合計額を、新規に同様の差入または貸付を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。なお、公正価値のレベルは2であります。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産は、非上場有価証券により構成されており、報告期間末に入手可能なデータ等を勘案し公正価値を算定しております。なお、公正価値のレベルは3であります。

(d) 営業債務及びその他の債務、短期借入金

これらは短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(e) 長期借入金

これらの公正価値については、元利金の合計額を、新規に同様の借入れを行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。なお、公正価値のレベルは2であります。

公正価値ヒエラルキー

レベル1：同一の資産または負債の活発な市場における相場価格

レベル2：資産または負債について、直接的に観察可能なインプットまたは間接的に観察可能なインプットのうち、レベル1に含まれる相場価格以外のインプット

レベル3：資産または負債について、観察可能な市場データに基づかないインプット（すなわち観察不能なインプット）

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品

各年度における、レベル3に分類されたその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品の増減は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
期首残高	275	380
購入	105	279
期末残高	380	659

29. リース

当社グループは、主として店舗運営に必要な土地建物等を賃借しております。リース契約に伴って当社グループに課される制約はありません。また、比較情報である2019年3月期の記載はIAS第17号「リース」に基づいています。

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(1) ファイナンス・リースの借手

ファイナンス・リース債務の支払期日は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	将来の最低リース料総額	最低リース料総額の現在価値
1年以内	478	455
1年超5年以内	1,794	1,518
5年超	2,457	1,562
控除：将来財務費用	1,079	-
合計	3,536	3,536

ファイナンス・リース取引の内容は、主として飲食店舗における店舗設備（建物及び構築物、工具、器具及び備品）であります。

リース契約に伴って当社グループに課される制約はありません。

資産の種類ごとの帳簿価額は「注記12.有形固定資産（1）増減明細」に記載しております。

公正価値及び流動性リスク等に関する情報は「注記28.金融商品」に記載しております。

(2) オペレーティング・リースの借手

解約不能オペレーティング・リースの将来最低リース料総額

当社グループは飲食店舗における店舗設備をオペレーティング・リース契約によりリースしております。

支払リース料は、前連結会計年度において、3,975百万円であり、販売費及び一般管理費に計上されております。

解約不能オペレーティング・リースに基づく将来の最低支払リース料の支払期日別の内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1年以内	3,841
1年超5年以内	6,010
5年超	3,487
合計	13,338

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（1）使用権資産の増減明細

（単位：百万円）

取得原価	当連結会計年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
2019年4月1日残高	79,628
取得	16,753
建設仮勘定からの振替	-
処分	943
為替レート変動の影響	17
その他	376
2020年3月31日残高	95,045

（単位：百万円）

減価償却累計額及び減損損失累計額	当連結会計年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
2019年4月1日残高	1,534
減価償却	14,361
減損損失	1,362
減損損失の戻入れ	2
処分	894
為替レート変動の影響	19
その他	107
2020年3月31日残高	16,272

帳簿価額は次のとおりであります。

（単位：百万円）

帳簿価額	土地、建物及び構築物
2019年4月1日残高	78,094
2020年3月31日残高	78,773

(2) 使用権資産に関連する損益

使用権資産に関連する損益は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
使用権資産の減価償却費	
土地、建物および構築物を原資産とするもの	14,361
減価償却費計	14,361
短期リース費用	80
少額資産リース費用	428
変動リース料(注)	796

(注) 1. リース負債の測定に含めていない変動リース料に係る費用であります。

2. リース負債に係る金利費用は「注記11. 金融収益及び金融費用(2) 金融費用の内訳」に記載しております。

3. 使用権資産の減価償却額は、連結純損益計算書において「販売費及び一般管理費」として計上されております。

(3) リースに係るキャッシュ・アウトフロー

リースに係るキャッシュ・アウトフローの合計額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
リースに係るキャッシュ・アウトフローの合計額	17,523
合計	17,523

(4) 延長オプション及び解約オプション

当社グループの一部の不動産リースは、延長オプション及び解約オプションを有しています。延長オプションは主に借手及び貸手の双方が異議を申し立てない限り、リース期間を延長するものであり、解約オプションは主に借手または貸手のいずれかが、リース期間終了日より一定期間前までに相手方に通知すれば、早期解約が認められるものです。これらの契約条件は、物件ごとに異なります。

(5) リース負債の満期分析

リース負債については、「注記28. 金融商品(4) 流動性リスク」に記載しております。

(6) 減損損失

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
減損損失	1,362

(注) 減損損失の詳細は、「注記12. 有形固定資産(3) 減損損失」に記載しております。

(7) 減損損失の戻入れ

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
減損損失の戻入れ	2

(注) 減損損失の戻入れの詳細は、「注記12. 有形固定資産(4) 減損損失の戻入れ」に記載しております。

30. 株式に基づく報酬

(1) スtock・オプションの内容

制度の内容

当社グループは、ストック・オプション制度を採用しております。この制度の目的は、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む）および従業員に対して、意欲や士気を高揚させ、株主と株価を意識した経営を推進し、もって当社グループの企業価値の向上を図ることです。

当社グループのストック・オプション制度の詳細については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 スtock・オプション制度の内容」に記載しております。

前連結会計年度および当連結会計年度において存在する当社グループのストック・オプション制度は、以下のとおりです。

	付与数(株)	付与日	行使期間	行使価格(円)
2009年度ストック・オプション 《当社従業員に対するもの》	386,200	2009年8月12日	2012年6月26日～ 2019年6月25日	1,025
2012年度ストック・オプション 《当社取締役(監査等委員である 取締役を含む)(注)1および従 業員に対するもの》	367,400	2012年8月13日	2015年6月28日～ 2022年6月27日	1,402
2015年度ストック・オプション 《当社取締役(監査等委員である 取締役を含む)および従業員対 するもの》	495,700	2015年8月12日	2018年6月26日～ 2025年6月25日	1,952
2018年度ストック・オプション 《取締役(監査等委員である取締 役を含む)、執行役員および従業 員ならびに当社指定の子会社の取 締役および従業員》	548,500	2018年8月14日	2021年6月28日～ 2028年6月27日	2,565

(注) 1. 付与日において、監査役の地位にあった者(以下、本事項において同じ)

2. 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、当該株式分割の影響を反映させておりません。

ストック・オプションの行使可能株式総数および平均行使価格
 前連結会計年度末および当連結会計年度末において存在したストック・オプションを対象とし、ス
 トック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

1) 2009年度ストック・オプション《当社従業員に対するもの》

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
行使価格(円)	1,025	1,025
期首未行使残高(株)	64,000	52,200
期中の付与(株)	-	-
期中の失効(株)	1,200	-
期中の行使(株)	10,600	32,800
期中の満期消滅(株)	-	19,400
期末未行使残高(株)	52,200	-
期末行使可能残高(株)	52,200	-
残存契約年数	3か月	-

2) 2012年度ストック・オプション

《当社取締役(監査等委員である取締役を含む)および従業員に対するもの》

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
行使価格(円)	1,402	1,402
期首未行使残高(株)	145,200	130,500
期中の付与(株)	-	-
期中の失効(株)	3,600	1,300
期中の行使(株)	11,100	23,400
期中の満期消滅(株)	-	-
期末未行使残高(株)	130,500	105,800
期末行使可能残高(株)	130,500	105,800
残存契約年数	3年3か月	2年3か月

3) 2015年度ストック・オプション

《当社取締役(監査等委員である取締役を含む)および従業員に対するもの》

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
行使価格(円)	1,952	1,952
期首未行使残高(株)	392,100	339,300
期中の付与(株)	-	-
期中の失効(株)	34,300	5,400
期中の行使(株)	18,500	25,900
期中の満期消滅(株)	-	-
期末未行使残高(株)	339,300	308,000
期末行使可能残高(株)	339,300	308,000
残存契約年数	6年3か月	5年3か月

4) 2018年度ストック・オプション

《当社取締役(監査等委員である取締役を含む)、執行役員および従業員ならびに当社指定の子会社の取締役および従業員》

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
行使価格(円)	2,565	2,565
期首未行使残高(株)	-	512,700
期中の付与(株)	548,500	-
期中の失効(株)	35,800	33,900
期中の行使(株)	-	-
期中の満期消滅(株)	-	-
期末未行使残高(株)	512,700	478,800
期末行使可能残高(株)	-	478,800
残存契約年数	9年3か月	8年3か月

当連結会計年度中に行使されたストック・オプションの行使日における株価の加重平均は2,322.94円です(前連結会計年度:2,552.50円)。

ストック・オプションの公正価値測定

ブラック・ショールズモデルを使用して持分決済型株式報酬の公正価値を評価しており、公正価値の測定に使用された仮定は以下のとおりです。

	2009年度 ストック・オプション 《当社従業員に 対するもの》	2012年度 ストック・オプション 《当社取締役（監査等委 員である取締役を含む） および従業員に対するも の》	2015年度 ストック・オプション 《当社取締役（監査等委 員である取締役を含む） および従業員に対するも の》
付与日の公正価値（円）	531.61	546.00	602.00
付与日の株価（円）（注）1	195,200	1,335	1,859
行使価格（円）	1,025	1,402	1,952
予想ボラティリティ（注）2	66.0%	52.0%	36.9%
予想残存期間（注）3	6.37年	6.37年	6.38年
予想配当（注）4	4,000円 / 株	15.5円 / 株	10.0円 / 株
無リスク利率（注）5	0.91%	0.48%	0.12%

	2018年度 ストック・オプション 《当社取締役（監査等委 員である取締役を含む） ）、執行役員および 従業員ならびに当社指定 の子会社の取締役および 従業員》
付与日の公正価値（円）	638.00
付与日の株価（円）	2,417
行使価格（円）	2,565
予想ボラティリティ（注）2	32.0%
予想残存期間（注）3	6.37年
予想配当（注）4	26.50円 / 株
無リスク利率（注）5	0.01%

（注）1．2011年10月1日付で1株につき200株の割合で株式分割を行っております。

- 2．付与日直近の数年間の株価実績に基づき算定しました過次ボラティリティを採用しております。
- 3．十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。
- 4．付与期の配当実績によります。
- 5．予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。
- 6．当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、当該株式分割の影響を反映させておりません。

対象者に対して付与されたストック・オプションは、持分決済型株式報酬として会計処理しており、当該費用は、連結純損益計算書上「販売費及び一般管理費」に計上しております。前連結会計年度86百万円、当連結会計年度100百万円です。

(2) 譲渡制限付株式報酬制度の内容

制度の内容

当社グループは、企業価値の持続的な向上を図る長期インセンティブを与えると同時に、対象取締役等と当社の株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を採用しております。本制度は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）および執行役員（対象取締役と併せて、以下「対象取締役等」といいます。）に対して、当社グループから支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社普通株式について発行または処分を受けることとなります。本制度に基づき各対象取締役等に対して支給する金銭報酬債権の具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定します。本制度に基づく当社普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結し、対象取締役等は、一定期間、本割当契約により割当てを受けた当社普通株式について、譲渡、担保権の設定その他一切の処分をしてはならないこととします。

なお、当該株式の公正価値の評価に際して、観察可能な市場価格を基礎として測定しております。

期中に付与された株式数と公正価値

	前連結会計年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)		当連結会計年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)	
付与日	2018年7月27日		2019年7月26日	2019年11月29日
付与数(株)	5,631		5,953	1,234
付与日の公正価値(円)	2,445		2,269	2,433

(注) 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、当該株式分割の影響を反映させておりません。

連結純損益計算書に計上された金額

譲渡制限付株式報酬制度に係る費用は、前連結会計年度7百万円、当連結会計年度15百万円であります。当該費用は、連結純損益計算書上、「販売費及び一般管理費」に計上しております。

31. 関連当事者

(1) 関連当事者との取引

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

種類	名称	関連当事者関係の内容	取引金額	未決済金額
関連会社	株式会社Fast Beauty	資金の貸付	967	1,446

(注) 1. 資金の貸付については、市場金利を考慮して利率を合理的に決定しており、担保は受け入れておりません。

2. 株式会社Fast Beautyへの長期貸付金に対し、438百万円の貸倒引当金を計上しております。また、前連結会計年度において同額の貸倒引当金繰入額を計上しております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

種類	名称	関連当事者関係の内容	取引金額	未決済金額
関連会社	株式会社Fast Beauty	資金の貸付	318	1,749

(注) 1. 資金の貸付については、市場金利を考慮して利率を合理的に決定しており、担保は受け入れておりません。

2. 株式会社Fast Beautyへの長期貸付金に対し、1,002百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当連結会計年度において564百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

(2) 取締役に対する報酬

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
役員報酬	139	138
株式報酬	10	8
合計	149	146

32. 重要な後発事象

(株式分割)

当社は、2020年2月13日開催の取締役会決議に基づき、2020年4月1日付で株式分割および株式分割に伴う定款の一部変更を実施しております。

(1) 株式分割の目的

当社株式の投資単位あたりの金額の引き下げにより、投資家の皆様がより一層投資しやすい環境を整えることで、当社株式の流動性の向上および投資家層の拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

分割の方法

2020年3月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載された株主の所有する普通株式1株につき、2株の割合をもって分割いたしました。

分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	43,571,676株
今回の分割により増加する株式数	43,571,676株
株式分割後の発行済株式総数	87,143,352株
株式分割後の発行可能株式総数	230,400,000株

分割の日程

基準日公告日	2020年2月13日
基準日	2020年3月31日
効力発生日	2020年4月1日

1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定して算出しており、「23. 1株当たり利益」に記載しております。

(コミットメントラインおよび当座貸越契約の締結)

(1) 目的

当社は、2020年5月18日の臨時取締役会にて今般の新型コロナウイルス感染症に伴う事業環境の不確実性を鑑み、運転資金の確保および財政基盤の安定性向上のために機動的かつ安定的な資金調達手段を確保することを目的として、コミットメントライン210億円および当座貸越90億円、合計短期借入枠300億円の契約を締結しました。

(2) コミットメントおよび当座貸越契約の概要

	コミットメントライン契約	当座貸越契約
組成総額（極度総額）	21,000百万円	9,000百万円
契約締結日	2020年5月25日	
契約期間	1年間	
金融機関	株式会社三井住友銀行，株式会社三菱UFJ銀行，株式会社みずほ銀行	

(3) 財務制限条項

上記コミットメントおよび当座貸越契約には以下の および の財務制限条項が付されています。

純資産の維持

2021年3月期決算における連結財政状態計算書の資本の金額を2020年3月期決算における連結財政状態計算書の資本の金額の50%以上に維持すること。

営業利益の維持

連結純損益計算書における営業損益および税引後当期利益が、2020年3月期を初回とし、以降の決算期につき2期連続して損失とならないようにすること。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上収益 (百万円)	39,212	80,017	119,272	156,478
税引前四半期利益又は税引前利益 (百万円)	1,369	4,100	6,203	2,837
親会社の所有者に帰属する四半期(当期)利益 (百万円)	909	2,569	3,880	1,956
基本的1株当たり四半期(当期)利益 (円)	10.68	30.16	45.54	21.21

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
基本的1株当たり四半期利益又は基本的1株当たり四半期損失 (円)	10.68	19.48	15.38	24.30

(注) 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「基本的1株当たり四半期(当期)利益又は基本的1株当たり四半期損失」を算定しております。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,092	11,370
営業未収入金	7,125	7,650
原材料及び貯蔵品	9	9
前払費用	947	1,013
短期貸付金	349	483
未収入金	534	489
その他	249	464
貸倒引当金	-	78
流動資産合計	11,305	21,399
固定資産		
有形固定資産		
建物	16,221	19,525
構築物	1,010	1,447
車両運搬具	-	9
工具、器具及び備品	3,300	4,463
リース資産	2,153	1,928
建設仮勘定	340	394
有形固定資産合計	23,025	27,766
無形固定資産		
ソフトウェア	368	314
電話加入権	2	1
商標権	-	2
ソフトウェア仮勘定	33	32
無形固定資産合計	404	350
投資その他の資産		
投資有価証券	9	9
関係会社株式	48,816	50,827
関係会社出資金	0	0
長期貸付金	11,061	10,173
長期前払費用	654	585
敷金・保証金	6,211	6,536
建設協力金	4,660	4,522
繰延税金資産	2,980	3,752
その他	140	420
貸倒引当金	3,274	3,423
投資その他の資産合計	71,257	73,401
固定資産合計	94,685	101,516
資産合計	105,991	122,915

(単位：百万円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,777	2,544
1年内返済予定の長期借入金	9,676	11,833
リース債務	216	228
未払金	3,707	6,683
未払費用	171	402
未払法人税等	198	63
預り金	1,041	3,907
賞与引当金	54	50
店舗閉鎖損失引当金	48	30
設備関係未払金	1,766	2,008
その他	158	22
流動負債合計	19,811	27,769
固定負債		
長期借入金	46,721	55,035
リース債務	2,919	2,691
リース資産減損勘定	26	-
資産除去債務	1,456	2,171
その他	29	74
固定負債合計	51,150	59,970
負債合計	70,962	87,739
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,100	4,181
資本剰余金		
資本準備金	4,158	4,239
資本剰余金合計	4,158	4,239
利益剰余金		
利益準備金	8	8
その他利益剰余金		
別途積立金	13,379	13,379
繰越利益剰余金	15,139	15,066
利益剰余金合計	28,525	28,453
自己株式	2,132	2,115
株主資本合計	34,651	34,758
新株予約権	378	418
純資産合計	35,029	35,176
負債純資産合計	105,991	122,915

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	3 77,368	3 78,728
売上原価	1 40,814	1 42,865
売上総利益	36,554	35,862
販売費及び一般管理費	2, 3 28,516	2, 3 32,433
営業利益	8,038	3,429
営業外収益		
受取利息	3 181	3 188
受取配当金	3 600	3 1,476
為替差益	182	-
その他	208	149
営業外収益合計	1,171	1,813
営業外費用		
支払利息	321	675
為替差損	-	175
その他	326	432
営業外費用合計	647	1,282
経常利益	8,562	3,960
特別利益		
関係会社貸倒引当金戻入益	1,109	-
新株予約権戻入益	14	14
その他	1	-
特別利益合計	1,124	14
特別損失		
固定資産除却損	-	152
減損損失	2,317	1,290
関係会社株式評価損	1,678	1,465
店舗閉鎖損失引当金繰入額	49	-
関係会社貸倒引当金繰入額	1,924	1,300
貸倒引当金繰入額	398	-
その他	102	7
特別損失合計	6,467	4,214
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	3,219	240
法人税、住民税及び事業税	2,424	541
法人税等調整額	781	772
法人税等合計	1,643	231
当期純利益又は当期純損失()	1,576	9

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式		
		資本準備金	資本剰余 金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余 金合計	
					別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	4,057	4,115	4,115	8	13,379	14,714	28,100	0	36,273
当期変動額									
新株の発行	43	43	43						86
剰余金の配当						1,151	1,151		1,151
当期純利益						1,576	1,576		1,576
自己株式の取得								2,146	2,146
自己株式の処分								13	13
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	43	43	43	-	-	425	425	2,132	1,622
当期末残高	4,100	4,158	4,158	8	13,379	15,139	28,525	2,132	34,651

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	329	36,602
当期変動額		
新株の発行		86
剰余金の配当		1,151
当期純利益		1,576
自己株式の取得		2,146
自己株式の処分		13
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	49	49
当期変動額合計	49	1,573
当期末残高	378	35,029

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余 金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余 金合計		
					別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	4,100	4,158	4,158	8	13,379	15,139	28,525	2,132	34,651
当期変動額									
新株の発行	81	81	81						163
剰余金の配当						64	64		64
当期純損失（ ）						9	9		9
自己株式の処分								17	17
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	81	81	81	-	-	73	73	17	107
当期末残高	4,181	4,239	4,239	8	13,379	15,066	28,453	2,115	34,758

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	378	35,029
当期変動額		
新株の発行		163
剰余金の配当		64
当期純損失（ ）		9
自己株式の処分		17
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	40	40
当期変動額合計	40	147
当期末残高	418	35,176

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 関係会社株式・・・・・・・・移動平均法に基づく原価法
- (2) その他有価証券
 - 時価のあるもの・・・・決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 時価のないもの・・・・移動平均法に基づく原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

- (1) 原材料・・・・・・・・最終仕入原価法
- (2) 貯蔵品・・・・・・・・最終仕入原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）・・・・・・・・定額法を採用しております。
- (2) 無形固定資産・・・・・・・・ソフトウェア（自社利用）
社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- (3) リース資産・・・・・・・・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (4) 長期前払費用・・・・・・・・定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金・・・・・・・・債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金・・・・・・・・従業員の賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。
- (3) 店舗閉鎖損失引当金・・・・店舗の閉店に伴い発生する損失に備えるため、閉店を決定した店舗について、将来発生すると見込まれる損失額を計上しております。

5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

- (1) 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。
- (2) 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。
- (3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用
当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行およびグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の当社への影響につきましては、感染拡大や長期化に伴い、臨時休業・営業時間短縮や消費の低迷などが懸念されます。当社グループにおける減損会計の適用においては、新型コロナウイルス感染症は2020年度上期まで続き、その後徐々に通常営業に戻るとの前提で将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。

(貸借対照表関係)

関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
短期金銭債権	5,558百万円	8,250百万円
長期金銭債権	10,014	8,874
短期金銭債務	2,065	7,200

(損益計算書関係)

1. 売上原価の内訳および金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
原材料費	27,257百万円	28,441百万円
地代家賃	10,543	11,150
減価償却費	3,015	3,275

2. 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度71%、当事業年度70%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度29%、当事業年度30%であります。販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
雑給	138百万円	245百万円
地代家賃	810	1,034
水道光熱費	7,603	7,969
備品・消耗品費	3,571	3,815
広告宣伝費	4,579	5,885
減価償却費	186	280
賞与引当金繰入額	102	96

3. 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	77,077百万円	78,152百万円
販売費及び一般管理費	634	612
営業取引以外の取引による取引高	686	1,552

(有価証券関係)

市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「関係会社株式(関係会社出資金を含む)」で時価のあるものはありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる関係会社株式(関係会社出資金を含む)の貸借対照表計上額

(単位: 百万円)

区分	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
子会社株式	47,715	49,726
関係会社株式(関係会社出資金を含む)	1,101	1,101
計	48,816	50,827

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
(繰延税金資産)		
賞与引当金	16百万円	15百万円
未払事業税	69	-
減価償却費	650	688
減損損失	1,500	1,488
資産除去債務	445	664
リース資産	645	617
未払金	219	230
貸倒引当金	966	1,063
関係会社株式評価損	509	875
投資有価証券評価損	-	450
その他	159	156
繰延税金資産小計	5,181	6,246
評価性引当額	1,504	1,686
繰延税金資産合計	3,676	4,560
(繰延税金負債)		
未収事業税	-	26
資産除去債務に対応する除去費用	169	302
リース債務	523	478
その他	5	2
繰延税金負債合計	696	808
繰延税金資産の純額	2,980	3,752

(注) 繰延税金資産及び繰延税金負債の純額は、貸借対照表の「固定資産」の「繰延税金資産」に計上しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	30.6%	
(調整)		税引前当期純損失を計上しているため、記載をしておりません。
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.0	
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	5.8	
住民税均等割額	0.2	
過年度法人税等	-	
法人税額の特別控除	0.2	
評価性引当額	25.4	
その他	0.2	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	51.0	

(重要な後発事象)

(株式分割)

当社は、2020年2月13日開催の取締役会決議に基づき、2020年4月1日付で株式分割および株式分割に伴う定款の一部変更を実施しております。

(1) 株式分割の目的

当社株式の投資単位あたりの金額の引き下げにより、投資家の皆様がより一層投資しやすい環境を整えることで、当社株式の流動性の向上および投資家層の拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

分割の方法

2020年3月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載された株主の所有する普通株式1株につき、2株の割合をもって分割いたしました。

分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	43,571,676株
今回の分割により増加する株式数	43,571,676株
株式分割後の発行済株式総数	87,143,352株
株式分割後の発行可能株式総数	230,400,000株

分割の日程

基準日公告日	2020年2月13日
基準日	2020年3月31日
効力発生日	2020年4月1日

1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりであります。

(単位：円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	406.90	407.29
1株当たり当期純利益金額	18.37	0.10
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	18.28	-

(注) 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

(コミットメントラインおよび当座貸越契約の締結)

(1) 目的

当社は、2020年5月18日の臨時取締役会にて今般の新型コロナウイルス感染症に伴う事業環境の不確実性を鑑み、運転資金の確保および財政基盤の安定性向上のために機動的かつ安定的な資金調達手段を確保することを目的として、コミットメントライン210億円および当座貸越90億円、合計短期借入枠300億円の契約を締結しました。

(2) コミットメントおよび当座貸越契約の概要

	コミットメントライン契約	当座貸越契約
組成総額（極度総額）	21,000百万円	9,000百万円
契約締結日	2020年5月25日	
契約期間	1年間	
金融機関	株式会社三井住友銀行，株式会社三菱UFJ銀行，株式会社みずほ銀行	

(3) 財務制限条項

上記コミットメントおよび当座貸越契約には以下の および の財務制限条項が付されています。

純資産の維持

2021年3月期決算における連結財政状態計算書の資本の金額を2020年3月期決算における連結財政状態計算書の資本の金額の50%以上に維持すること。

営業利益の維持

連結純損益計算書における営業損益および税引後当期利益が、2020年3月期を初回とし、以降の決算期につき2期連続して損失とならないようにすること。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	16,221	6,587	1,184 (1,032)	2,100	19,525	18,855
	構築物	1,010	638	31 (23)	170	1,447	2,129
	車両運搬具	-	11	-	2	9	2
	工具、器具及び備品	3,300	2,307	253 (203)	891	4,463	8,905
	リース資産	2,153	-	32 (32)	193	1,928	2,240
	建設仮勘定	340	9,435	9,380	-	394	-
	計	23,025	18,977	10,880 (1,290)	3,357	27,766	32,130
無形固定資産	ソフトウェア	368	90	10	134	314	898
	電話加入権	2	-	1	-	1	-
	商標権	-	2	-	0	2	0
	ソフトウェア仮勘定	33	186	187	-	32	-
	計	404	278	199	134	348	898

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

新規出店、店舗等に係る店舗設備等の増加

建物	4,122百万円
構築物	294百万円
工具、器具及び備品	1,050百万円

2. 当期減少額のうち()内は内書きで減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	3,274	1,391	1,163	3,501
賞与引当金	54	50	54	50
店舗閉鎖損失引当金	48	23	42	30

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	取扱場所 (特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部 株主名簿管理人 (特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 取次所 - 買取手数料 無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告ができない場合には、日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.toridoll.com/
株主に対する特典	毎年3月31日および9月30日の株主名簿に記載された100株以上を保有する株主に対し、当社国内店舗で利用可能な優待割引券を保有株式数に応じて贈呈する。

(注) 当社株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利行使ができない旨の規定を設けております。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類、有価証券報告書の確認書

事業年度 第29期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）2019年6月27日近畿財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度 第29期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）2019年6月27日近畿財務局長に提出。

(3) 四半期報告書、四半期報告書の確認書

第30期第1四半期（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日）2019年8月14日近畿財務局長に提出。

第30期第2四半期（自 2019年7月1日 至 2019年9月30日）2019年11月13日関東財務局長に提出。

第30期第3四半期（自 2019年10月1日 至 2019年12月31日）2020年2月13日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

2019年7月1日近畿財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2（提出会社が株式交換完全親会社となる株式交換）の規定に基づく臨時報告書

2020年2月27日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年6月29日

株式会社トリドールホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡	野	隆	樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三	井	孝	晃

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トリドールホールディングスの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結純損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結財務諸表注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条により規定された国際会計基準に準拠して、株式会社トリドールホールディングス及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

【連結財務諸表注記】2. 作成の基礎(5) 会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当連結会計年度からIFRS第16号「リース」を適用している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社トリドールホールディングスの2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社トリドールホールディングスが2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月29日

株式会社トリドールホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岡 野 隆 樹
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三 井 孝 晃
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トリドールホールディングスの2019年4月1日から2020年3月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トリドールホールディングスの2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。